

# 電子データ活用による南宋法典の復元と その法治主義的傾向に関する研究

青山学院大学文学部教授  
青木 敦

はじめに

## 第一部 総論

I 唐宋法制変革をめぐる諸見解と令典の変遷

II 格の篇目

III 北宋政治と立法

IV 特別法について

## 第二部 条文分析

I 慶元文書令訳注

付録：慶元文書式

II 『吏部条法』に見える淳祐令

III 南宋吏部関係法

付録：撮要に関して

## 第三部 法令の成立と特質

I 慶元法の成立

II 慶元令と天聖令との対応

III 敕その他の法条の成立

IV 賞令の成立と賞格の析出

V 特別法の制定

おわりに—「篇目の移動」再考

はじめに

現在我々が直面している大きな問題として、近代的な政治思想とは極めて異なる、中国の政治・社会思想がある。そしてそれを裏打ちしているのが、長い伝統に根ざした中国の秩序文化そのものである。これを可視化し、具体的な説明に成功している分野のひとつは法制史であり、ことに1990年前後以降の明清法制史は、中国司法における判決確定観念の不存在、告示行政的性格、法源としての情理に基づく裁判など、現在の中国の国際・国内秩序観と密接に結びつく法文化の顕著な特質を提示してきた。しかし一方で、それが中国で超時間的に存在したわけではなく、法治が優先され、判決の確定が重視される傾向が宋代（960～1279年）に限って存在したことも、同時に指摘されてきた。本研究は、代表者がこれまで取り組んできたこの宋代の法律重視傾向に関する研究を発展させ、中国司法への理解をさらに深めるべく、宋代の法律条文を一定範囲で網羅的に調査し、さらにその形成過程を明らかにすることを目的としている。

この唐宋の法制の流れにおいて、北宋中期に大きな画期があったとするのは、衆目の一致するところである。開元25年に律令格式が大成した後、律は南宋末に至るまで維持されたが、ことに唐中期以降は格後敕が大量に発布され、一方で令典の地位は下がり<sup>1</sup>、最終的には天聖令において唐以来の令の形式が終わりを告げ（高明士、戴建国、柳立言諸氏<sup>2</sup>）、元豊以降の令はそれまでとは大きく異なるものとなった。一方、敕は唐律（『宋刑統』）の篇目に準じて整理されていたが、その内容もまた、唐律とは大きく異なるのである。なお、この神宗王安石改革の元豊年間に大きく変化して以降の宋の法典を本稿では一括して南宋法と称するが、この南宋法の復元作業は、まだほとん

ど行われていない。

歴代中国王朝の主要な法典のうち、明律『大明律』、清律例『大清律例』に代表される明清の法典や判牘（裁判記録）、そして理念的側面の強い唐律（『唐律疏義』）と比べると、南宋法については、研究の立ち後れが極めて顕著である。このことは、『天聖令』に関する研究が膨大と叫ぶほどの量存在するのに対し、『慶元条法事類』についての研究に限られることにも、現れている。元豊以降の敕令全体について唐令<sup>3</sup>、あるいは唐式について行われた霍存福氏の復元作業<sup>4</sup>のごとき網羅的な検討はされておらず、今後の課題となっている。しかし、唐令の延長にある『天聖令』については研究が多い。中国社会科学院から『天一閣藏明鈔本天聖令校証——附唐令復原研究』中華書局、2006 年が出されてから、黄正建主編『《天聖令》与唐宋制度研究』中国社会科学出版社、2011、台師大歴史系・中国法制史学会・唐律研読会主編『新史料・新観点・新視角——天聖令論集』元照出版有限公司、2011、趙晶『天聖令与唐宋法制考論』上海古籍出版社、2014、高明士『天聖令訳注』元照出版有限公司、2017、黄正建『唐代法典、司法與《天聖令》諸問題研究』中国社会科学出版社、2018 と陸続と専門書が出版され、関連論文は数えるに勝えない。服部一隆「日本における天聖令研究の現状——日本古代史研究を中心に」『古代学研究所紀要』12、2010 年所載の『天聖令』研究文献目録日本語文献を中心として』によれば、すでにこの頃までの日本語に限ってさえ、約 120 編の関連日本語文献が出されているのである。

ひるがえって、南宋法の代表たる『慶元条法事類』をタイトルとした专著は、ここ 10 年でも実に皆無といってよく、わずかに西夏の律令との比較を論じた劉双怡・李華瑞『《天盛律令》与《慶元条法事類》比較研究』社会科学文献出版社、2018 年を見る程度なのである。さらに、必ずしも内容を反映するものではないが、試みに CiNii の論文検索で 2010 年以降の『天聖令』、『慶元条法事類』の関連論文をタイトルで検索すれば<sup>5</sup>、そのヒット数は実に 29 : 1 であり、しかも『慶元条法事類』に関する一編は青木敦「南宋判語所引法の世界」『東洋史研究』70-3、2011 年なのである。さらに 2010 年以降という限定をつけないと、この比率は 78 : 5 となる。

さて、条文の概数として、『慶元条法事類』には（以下、カッコ内は総計を含む条数）敕 887（1107）、令 1781（2064）、格 96（206）、式 142（150）、申明 260（304）が含まれており、総計で 3831 条<sup>6</sup>。『天聖令』所載の令は 293 条<sup>7</sup>であり、約 13 倍となる。これと上述の論文数を計算すれば、条数あたりの研究蓄積として、『慶元条法事類』は、『天聖令』の約 200～300 分の 1 である。無論、このような機械的計算は、研究内容がタイトルに現れるかなどの偶然性に左右される上に、質的側面を考慮していないが、それでも『慶元条法事類』と『天聖令』に対する研究蓄積の極端な差異は明らかであろう。このような差が生まれた原因を推し量るに、主として研究者の側にあるのである。

原因として、以下のようなことが考えられる。まず多くの日本史研究者が、日本の古代法研究への必要性から唐の律令に興味を持っていた。人数から言って、日本では日本史研究者の数は中国史研究者のそれより、多い。そこに 1999 年、戴建国氏による『天聖令』発見の事実が加わり、研究が過熱した。中国・台湾の研究者にとっても、この事実は、研究欲を刺激するに十分であった。多くの学者が『天聖令』研究へ向かったのは、このような時流のなせるわざにすぎない。もう一つ、『慶元条法事類』が上述のように膨大であり、かつ内容が難解であり、従来の研究者には容易に手が出せなかった、という点もあろう。しかし、南宋法についてのこのような圧倒的な研究の遅れは、後述のように、唐宋変革を法律の面から理解しようとする際にも障害になっているのであり、客観的に見て、一刻でも早いキャッチアップが望まれるのである。

本研究では、このような南宋法の全体像の解明を一步でもすすめるべく、現在検討し得る限りの南宋史料中から、①ある特定の篇目—北宋中期以降の新たな篇目—である文書令の令を全て収集し、これに訳注を加え、②またほぼ唯一現存する勅令格式の法律集成である『慶元条法事類』現存部分約 42 巻に見られる敕令のうち、その成立過程が多少とも明かな事例をできる限り博捜し、③豊富な法条を載せるにもかかわらず極めて難解であることからこれまで内容については殆ど扱われてこなかった『吏部条法』から、全ての淳祐令を收拾してその成立過程を調査し、④全ての通用令について同様の作業を行い、⑤成立過程について手がかりのある一部の考功令をひろい、⑥『宋会要輯稿』を中心に可能な限りで北宋以降の特別法の成立過程を明らかにし、⑦さらに条文の生成と種

類・篇目への移動事例を適宜挙げてゆく。なお、格の代表格たる賞格など個別の事例についても随時検討を加える。

このように多数の条文の成立過程を追う作業は、必要史料の電子化が大幅に進んだ 2010 年代以前には実質的に不可能であったが、近年台湾中央研究院を筆頭に海外各機関で大幅な電子データ化が進められ、その結果この作業を可能にする条件が非常な速度で整備されてきている。そして本助成金による研究者側の環境整備がなされた結果、作業に必要な基礎的条件はほぼ整った。こうして得られたデータから、南宋法的具体像・成立過程全体に迫り、上述の宋代法に関する圧倒的な研究の遅れを少しでも進めることこそが、本報告書の目的である。

## 第一部 総論

### I 唐宋法制変革をめぐる諸見解と令典の変遷

法制面において「唐宋変革」論を意識した研究は少なくない。そもそも、日本を含めた律令制・律令国家というものの自体が、時代区分論とともに論じられており<sup>8</sup>、これを明確に意識したものとして例えば梅原郁氏は宋代法制に関する『宋代司法制度研究』創文社、2006を「本書の十二章を通じて考察する過程と結果が、取りも直さず私の「宋の変革」問題への具体的研究報告の一部に他ならない」と位置づけている<sup>9</sup>。こうした、唐宋変革論的視点からの法制史研究は、日本だけに限られるものではない。戴建国氏は良賤制度に着目、奴婢は北宋に、門閥の消滅に従い消えたわけではなく、北宋の社会や法律にはあったがそれが南宋に及び無くなった、として唐宋変革時期の構造の下限は、法律上の賤口奴婢の徹底的な消滅を見た南宋にある、と論じる<sup>10</sup>。唐から宋一代にかけての法典の変遷は、律（刑統）以外の敕、令、格など殆どの種類にわたるが、まず格典について一言するなら、例えば高明士氏が強調するように、唐中期に法典の位階として格が最優先になっており<sup>11</sup>畢巍明氏も唐中期から格後敕が律令格式を補う目的で大量に発されたのがこの時期の特色であるとしているが、これらは滋賀秀三氏の見解にも通ずるものである<sup>12</sup>。唐末からの敕、格後敕の活用とともに、格の地位の上昇は唐宋変革の非常に重要な指標となっている。

これとともに、無論北宋中期の令の篇目の変化もまた、この時期の法律の変質の重要な側面であるが、格、敕、令の変化のタイミングは異なっており、ことに令は北宋中期神宗の勅令格式形式成立以降、大きな変化を見る。まず、南宋法における令と敕について本節でこれまでの諸家の見解を見てゆくのであるが、令について梅原氏は「南宋の法典を通覧していると、短く、内容的にも単純な、しかも狭い範囲の「条例」的な令が多いことに気付く。それが制定される経緯もまた、極めてご安直な感触を受ける」（『宋代司法制度研究』創文社、2006、p. 820）と述べる。もっとも川村康氏は「令の内容が短くなり、単純になり、範囲が狭まり、制定経緯が安直になったことは唐令との比較検証が必要である。制定経緯については暫く措き、内容の短小化、単純化、狭小化という印象を、第三章での唐令・天聖令と慶元令との比較作業を通じて具体的に感じることは困難であった」<sup>13</sup>とこれに疑問を呈するものの、諸家の間で、唐令と南宋令が大きく異なることに異論はない。さらに高明士も令の変質について、皇帝権力の拡大で皇帝の詔敕が令典となった点を指摘<sup>14</sup>、そこから、『天聖令』こそが唐代までの法制の流れの終結であるとし、さらに『天聖令』および『天聖編敕』、『附令敕』は法制史上にあって、時代の終結、転折、立新の三つの状況を同時に示している、その重要性は、法制史上において全面的に唐制の終焉を宣言するものであり、並びに唐制の上に新たに宋制を成立させるかたちで、まさに古きにのっとり新しきをひらくものであり、唐宋変革をもっともよく説明するものであろう」<sup>15</sup>、とする。ことに天聖令が唐制の終焉を告げるという氏の見解<sup>16</sup>は、本稿で主たる考察対象とする北宋から徐々に成立してきた南宋法の内容を考える上でも、留意せねばならぬ点であろう。柳立言氏も一般論的に安史の乱を大きな画期と位置付けるが、法制の面では天聖令の意義を重要視する<sup>17</sup>。また楊孟哲氏は戴建国・高明士両氏らの見解を概略、以下のように整理する。戴建国氏は天聖令と慶元令の分析を通じ、唐宋変革の時間的下限を論じる中で、『天聖令』は実は唐中期の法的特質を多く反映しているが、慶元令に至って天聖令の大部分の内容は消失してしまっている、これは、慶元令成立の時期的ノードすなわち北宋末期が唐宋の法律的時代画期の下限であることを示すものである、と指摘している。高明士は戴建国氏のこの見方に対して以下のように評価する。唐宋変革を前後に段階に分け、天聖令が反映する社会制度を唐宋変革の前期とし、慶元令が反映するものを後期として、その変革期たる北宋後期を唐宋変革の下限とする戴建国氏の見方は、蓋し卓見と言わねばならない、と<sup>18</sup>。これらの議論でも北宋中期の変革の指標として注目される令の篇目については、従来研究が重ねられ枚挙に暇がないが<sup>19</sup>、それを研究史的に概観した上で戴建国氏は『唐宋変革時期的法律与社会』上海古籍出版社、2010において、天聖令と慶元令の篇目を比較。田令、賦役令、倉庫令、厩牧令、関市令、捕亡令、医疾令、假寧令、

獄官令、營繕令、喪葬令、雜令に関して、天聖令と天聖修改の宋令、天聖沿用の唐令・天聖廃棄の唐令・慶元令それぞれの条文を表にしつつ、ついで仁井田陞・牧野巽両氏は『東方学報』（東京）2、p. 75 が示した慶元令の一覧を更に以下のように整理する。

- 1: 官品令、 2: 職員令、 3. 祀令、 4. 戸令、 5. 薦挙令、 6. 考課令、 7. 軍防令、 8. 儀制令、
9. 田令、 10. 賦役令、 11. 倉庫令、 12. 廐牧令、 13. 關市令、 14. 十疾醫令、 15. 捕亡令、
16. 假寧令、 17. 斷獄令、 18. 營繕令、 19. 雜令(以上與唐令略同一原著者注)、

これらの篇目から見ても慶元令と、淳化・天聖両令に至る唐令との差は非常に大きいとし、さらに慶元令の篇目は大凡『慶元条法事類』に出ており、その継承関係としては、田令・賦役令・廐牧令・雜令・服制令などは全面的に篇目を受け継ぎ、新增したものとしては職制令・封贈令・賞令・道積令・河渠令・駅令・選試令・給賜令・文書令・公用令・吏卒令・場務令・輦運令・軍器令・時令・進貢令・理欠礼・辞訟令の 18 門、また薦挙令・断獄令・服制令はもとの薦挙令・断獄令・喪葬令の基礎の上に改修したものであるとする。また付随し、元豊には将官敕、軍防令が見えるという点も指摘する。

さらに篇目の立てられ方自体のみならず、条文が時期を経るに従い、篇目を移動することが知られている。これは本報告書末尾で詳しく述べるところであるが、すでに川村氏、稲田奈津子氏、趙晶氏の研究に詳しく、ことに趙晶氏は『宋会要輯稿』職官 58-3 などに基づいて、賦役令、倉庫令、廐牧令、關市令、捕亡令、医疾令、假寧令、獄官令、營繕令、喪葬令、雜令について詳細に検討を加えている<sup>20</sup>。また田令の内容については、しばしばこれが均田制をめぐる唐から宋への変化を顕著に表すものと強調されてきたことも看過してはならない<sup>21</sup>。

もちろん敕も、唐の律令格式から五代・宋へかけての変化を示すカテゴリーとして重視されるが、その篇目構造は依然として唐律の篇目を踏襲するのである<sup>22</sup>。しかしその内容は律とはまったく異なり<sup>23</sup>、本報告ではその関係についても若干、いままで知られていなかった事例を示したい。川村「慶元敕訳読考」が、慶元令は難解であっても、慶元敕は唐律をもとに割と簡単に訳出できることを指摘するが<sup>24</sup>、それでも宋代の敕が複雑なことは否定できない。

ところで天聖令と敕・格の関係も複雑であるが、黄正健氏の次の説明が要領を得ているのでここに参考のため、紹介しておきたい。つまり、「令に例外があってもただ「不用此令」もしくは「従別敕」と示すことしかできない。令の中で、格を現行法典と見なすことは少ない。特殊な例を除いて、令の中に令と格との関係を見出すことはできないのである」「「従別敕」と明記してあれば、「附敕」が令の後に附せられている可能性があり」「敕は令文とは別に規定内容を持っており、その敕の規定内容は令文中には示されていない。こうした場合制用語としては「従別敕」と表現するのが一般的であり、それは通常、注において記される」「本条の「別敕」は捕亡令の附敕である蓋然性が極めて高い」「先述の通り、「従別敕」は宋人が新たに付加したもの――附敕を指す可能性もある」というものである<sup>25</sup>。

敕と令の関係について、敕の篇目は律のそれであるから、唐律の篇目は基本的に慶元敕に見えるが、さらに唐の律令と慶元令の編目の関係を整理すると、次のようになる。

- ①律、南宋敕の篇目であるが、慶元令にもあるもの：職制、断獄、捕亡、雜
- ②開皇、永徽、開元 7、25 年令唐令のどれにもなく慶元令にあるもの（①以外）：祀、薦挙、選試、文書、疾医、封贈、賞、道積、河渠令、服制、駅、給賜、公用、吏卒、場務、輦運、軍器、時、進貢、理欠、辞訟
- ③同名の慶元格がある慶元令：断獄、薦挙、選試、考課、軍防、文書、田、假寧、雜、封贈、賞、道積、服制、駅、給賜、吏卒、輦運（その他の慶元令についても、たまたま格として記録がないだけかも知れない）

またここで付言すべきは禄令<sup>26</sup>である。これについて梅原氏は前掲『宋代司法制度研究』、p. 810 で「同じ「令」の名を冠してはいても、独立別行されていたことをうかがわせる」として、『禄秩新書』があったこと、熙寧・大觀・政和に禄令があったこと、『皇親禄令』『諸軍重修禄秩敕令格』などがあったことなどを紹介。「海行」「在京」が大別され、それぞれに「敕」「令」「格」と「申明」「看詳」が区分されるようになってい、海行編敕以外にも現場の編敕・令があり、必ずしも 12 門になってない、と述べる。一方、『宋会要輯稿』職官 27-51 崇寧元年 7 月 11 日条に

中書省、「勘會熙寧三年五月詔、以諸臣歷監司、知州有衰老不任職者、使食其俸給、令處閑局、故令諸州增置宮觀員數、使人各得便鄉裡、且以優老示恩。自後添支屢經裁減、而諸州供給亦無明文、是致往往失所、恐非先帝創立宮觀、優老示恩之意。今以熙寧、元豐以來條制參詳、修立下條。「諸三京留司御史臺、國子監、諸州宮觀嶽廟提舉、管勾等官添支、前宰相、執政官依知判諸路州府例、待制已上依見任官知郡例、中散大夫以上併職司資序人依知諸路州府大卿監例、知州資序人依見任官充小郡通判例、通判資序人依見任官充軍通判例、武臣正任橫行已上依諸司副使知州例、路分鈐轄已上依侍禁、閣門祇候知州例、路分都監已上依殿直充諸路走馬承受例」、上條合入「祿令」、衝改元豐三年十一月十八日并元豐六年四月十八日、紹聖元年五月十六日指揮不行。

ともあって、熙寧の詔を看會して熙寧、元豐以來の条文を参考とし、祿令を補い、若干の指揮を不行としている例もある。

このように、一般に知られる『天聖令』や『慶元条法事類』に篇目の立てられたもの以外に、極めて少数の事例しかない令は他にもある。だがこうしたものを含めた宋の令の篇目については、胡興東氏が『宋朝立法通考』中国社会科学出版、2018の第二章「宋朝令的篇名考」で詳しく述べられている以外にまとまった研究を見ず、これは今後更なる検討が必要な分野である。

## II 格の篇目

令・敕に続き、格に立ち戻りたい。戴建国『唐宋法律史論集』上海辞書出版社 2007、p. 65 は格について「格典原本は施行以後の行為を規定した現行法典となって編纂されたから、それぞれの条文記録にもとの発布年月日を記録する必要はなかったと考えられる。だが名例律第 31 の犯時未老疾条にはこのように記載されている。「又依獄官令、犯罪逢格改者、若格輕聽從輕」とあり、また断獄律 20 には、の敕前断罪不当条には「故令云、犯罪未断決逢格改者、格重聽依犯時、格輕聽從法」とあるが、これなどは、格の発布の前か後かで、処罰に有無・軽重がある。では、格にそれが発布された年月日の記録が必要である。そうなると、似たような新龍「散頒格」が年月日を記録していないのは違令という考えは比較的穏当だ」と述べる。続いて同書 p. 144 ではこれを以下のように説明する。

「罪刑法定主義はもともと西洋のものだ。唐代には近代的罪刑法定主義はなかったが、実際の司法判断では法官は厳密に法律が規定する罪名に従って審議する必要があったから、司法官は皇帝が臨時に頒布した旨意によって随意に頒布的旨意随意に枉断するのを禁止しており、そうでなければ法律によって責任を追究された。唐律疏義卷 30「断罪不具引律令格式」に諸断罪皆須具引律、令、格、式正文、違者答三十。若数事共条、止引所犯罪者、聽」とあり、つづけて「唐代の刑事訴訟では從新從輕主義の原則があり、司法官が法律の原意に違反した場合の罪があった。唐律疏義 30「赦前断罪不当条」には「諸赦前断罪不当者、若処輕為重、宜改從輕、処重為輕、即依輕法。其常赦所不免者、依常律。即赦書定罪名、合從輕者、又不得引律比附人重、違者各以故・失論、とあり、唐獄官令には諸断罪未發、及已發未断決、逢格改者、若格重、聽依犯時格、若格輕、聽從輕法、とある。令文によらずして断罪した者の処罰については唐律疏義 27「違令」条に諸違令者、答五十、別式、減一等、とある」と述べる。以上が戴建国氏の説明であるが、ここで慶元令については述べられていない。

一方で高明士氏も唐断獄律「諸赦前断罪不當者」條(總 488 條)の疏の獄官令「犯罪未断決、逢格改者、格重、聽依犯時、格輕、聽從輕法(總 31 條疏議引獄官令略同)」を引き「これは「以格破令」、同時にまた「律」を規範とする規定だ。この種の格の場合、はっきり特別法に属し、律・令は普通法に属する。なぜなら皇帝権力の優越性を強調し、格に優先性を付与するもで、この時期の特色だ」という。

なお「格令」についてはこれまで研究があり、梅原『宋代司法制度研究』pp. 759-761 などは、か

なり広い意味で取っているが、これもケースバイケースであって、慶元重修格令は単に、格と令である<sup>27</sup>。そのほか着目すべきは、祠祭格令、祠部格令、増俸格令、限田格令（南宋）、賞罰格令（皇祐）など、北宋前期から南宋にかけて様々な「格令」を書名としたものが見られる点であるが、これについてもこれまで研究は皆無に等しく、今後の課題となっている<sup>28</sup>。

唐の格に話を戻すと、桂齊孫「唐格再析」『中国古代法律史文献研究』4、2010は「唐令獄官令22「犯罪逢格改者」」所載の開元7年令、開元25年令の規定「諸犯罪未発及已発未斷決、逢格改者…」というの、格は法司が論罪するときかならず参考にしなればならなかったこと、更に格が律より上だったことを示すといひ、趙貞「唐尚書六部二十四格初探」『中国古代法律史文献研究』3、中華書局1992、p.191を引いて格が形勢の変化と実際の行政需要に対応することをいう。唐格についてはまた楊一凡編『中国古代法律形式研究』（法律史論叢第11輯）2011がくわしい。その篇目について、晃公武『郡齋読書志』、『文献通考』「経籍」30などには「皆以尚書省二十四司為篇名」といっており、『貞觀格』十八巻の篇目とは六部に対応して以下のとおりである。

吏部：吏部格、主爵格、司勳格、考功格

禮部：禮部格、祠部格、膳部格、主客格

民部：民部格、度支格、金部格、倉部格

兵部：兵部格、職方格、駕部格、庫部格

刑部：刑部格、都官格、比部格、司門格

工部：工部格、屯田格、虞部格、水部格

この尚書二十四司と格の関係は本報告でも問題にしてゆく所であるが、たとえば刑部格につき説明した楊一凡編『中国古代法律形式研究』（法律史論叢第11輯）2011p.191の次の記述が参考になろう。

錢大群先生はこの刑部格は24篇中の一編にすぎないという。だが王斐弘「敦煌写本〈神龍散頒刑部格殘卷〉研究——唐格的源流和遞變新論」『現代法学』2005-1、王斐弘『敦煌法論』法律出版社2008、pp.72-73では、敦煌写本《神龍散頒刑部格》殘卷は以尚書省諸部を篇名としたのではなく、六部の一である刑部の下屬四曹司共同の頒格である。つまり、『散頒刑部格卷』とは刑部(司)格、都官(司)格、比部(司)格、司門(司)格の總稱である。また、こうも言える。『散頒刑部格卷』は刑部(司)格の内容であり、同時にまた都官格、比部格、司門格的内容もあり、つまり大刑部の名を統用して用いて、『散頒刑部格卷』というのである。つまり「殘卷」とは尚書所部の名というわけではなく…、我々は、敦煌写本『散頒刑部格卷』殘卷について言うなら、尚書省六部の「刑部」を篇名にしたとは思えないのであって、刑部下轄の「刑部司」を変名にしたとも思えない。おそらく抄写過程でできた特例であって、唐格は以尚書省二十四司を篇名としたものなのである。また、唐格は上述六部二十四司命名のほか、不存在のその他の形式もあるようだ。唐代には選格、賞格、道僧格といった単行格もあるという。劉俊文（「論唐格——敦煌写本唐格殘卷研究」『敦煌吐魯番學研究論文集』漢語大辭典出版社、1990、pp.548、同氏『唐代法制研究』台北文津出版社、1999、pp.145-146）は唐格には形式上、一種として「編人格典」の正格、一種として零散な雜格の2つがあるという。雜格はさらに選格、賞格といった臨時頒布の単行格（時限固定的、および施行範圍固定的なものがある）、もうひと種類敕格という、随時に發布される「永格」「常式」の制敕があり、一般に累積して一定數量になったら人格典となる。我々としては、唐代には確かにこうした所謂単行格があるが、これらは唐代の正式な法律の「格」の一部ではなく、その他の原因で出て来たものである。

この記述からは、本報告でも見る宋代の刑部格や司勳格の由来を知ることができる。だが唐格の研究に比し、宋格についてはまだ未知な点が多い。たとえば元祐には選格を一時やめたが、元豐選格は多く發布され、元豐刑部格、元豐新令賞格も見られる。また宋代には、唐代にあるようなこうした尚書二十四司に即した格名は頻出はしないが、幾つか見られなくはない。司勳格、考功格、刑部格であり、一例として州県の吏について『宋會要輯稿』職官59-28には

試尚書吏部侍郎兼權吏部尚書張津言「州縣之吏合該賞典、司勳格目不一、比年旁緣法制、僥冒生奸。臣先以五事言之、州縣場務課息增羨、內合發上供、並無行在交納朱鈔、而推增剩賞。州軍禁卒兵官同管而乃巧作名目、分管人數、稱無逃亡而推全賞亡、巡轄遞鋪使臣任內催

發常遞、不件具名數、經過日、而推無稽違賞。縣邑興修水利、並無功料實跡、而推水利賞。近裡州軍非沿邊而推控扼賞。是數者積習既久、前後相因、臣切惜之。欲望特降處分、日後州軍・監司更有保明汜濫、經由所屬已行、許司勳開具取旨、庶幾弊源可塞、實非小補」從之。と褒賞する際に司勳格が適用されることがあることを伝える。また下の文書令訳注中においても賞格との関係で司勳格に言及するが、宋代の尚書二十四司名の格についてはこれまで管見の限りこれについて論じた関連研究は少なく、さらなる検討は本研究計画で残された課題となっている。

### III 北宋政治と立法

法定形式と北宋の新旧両党の動きは、関係してくる部分が多いため、これについて本節で触れておく。しばしば改革者として名だたる北宋王安石と明の張居正を比較したとき、その手法は異なる。張居正が結果主義であり、考成法を用いて財政改革を目指したのに対し、王安石は祖宗の法を墨守するのではなく、太祖太宗が制定した法度の「改易更革」を目指し<sup>29</sup>、制度そのものの改変を目指した。

ポール・スミスは王安石に顕著な制度重視の宋代を state activism の時代と規定し、また土田健次郎は王安石は文字と制度の共有を目指した点を指摘する<sup>30</sup>。王安石の「万言書」にすでにそれは端的に表れており、彼は当時の問題を、患は法度を知らざるが故に在り<sup>31</sup>、と捉えており、このような制度観が元豊の法典形式改変の背景にあったことは疑いない<sup>32</sup>。哲宗元祐に旧法党が返り咲き、徽宗年間に再び新法党の世になると、法律的にも神宗期のものが優先される。崇寧ころには元豊法制を徹底して追復しており<sup>33</sup>、また賞格に関する一例として崇寧年間に元豊の賞格はちょうど良かったのに、元祐は甘過ぎ軽すぎであるとの言が見られる<sup>34</sup>。

徽宗新法時期に、再び元祐法に比して元豊法が尊ばれる事例はこれに限らず、本報告でも後にいくつか事例を挙げる。なお「～法」という用語について一言しておく、それは海行敕令格式など具体的な法典を指すのではない。つまり元祐法が元祐勅令式、政和法が政和動令格式のみをさすとは限らないし、嘉祐法といっても嘉祐動令格式なる海行法は存在しなかった。「～時代の法」という意味であり、動令格式等を含むその時期の法の総称である。

ただ、新法党への評価が悪かった南宋以降、元祐法が優先されたかという、必ずしもそうではない。理想としては仁宗嘉祐の制度への傾倒が強かったのであるが、事実として、その初期に法典類が多く戦火で失われた南宋では、政和法の影響が非常に強く、嘉祐法への懐古は必ずしも現実的ではなかった。紹興元年に

紹興元年五月二十三日、詳定重修敕令所言「伏覩敕書、應仁宗法度理合舉行、可自今並遵用嘉祐條法、將『嘉祐敕』與『政和敕』對修。本所今將『政和敕』並『嘉祐敕』先次參修、書成、乞先次進呈、鑄版施行」詔依。於五月二十八日進呈畢、詳定官韓肖胄續請編修官吏除詳定官乞不推恩外、望依政和進敕例施行。詔「重修敕令所費用浩大、仰本所官疾速刊修、候成書日、一併優與推恩」。(『宋会要輯稿』刑法 1-35)

とあるが、実際にこの時、嘉祐法が政和法に大きく優先されていたかは疑わしい。ともに旧法の世である哲宗元祐と仁宗の関係について、曹家齊氏は概略、以下のように指摘する。「高宗は「最愛元祐」といったが、実際には元祐黨人・其の子孫を推す力はなかった。また元祐の政は南宋君臣の間では決して理想ではなく、むしろ嘉祐の政が南宋では目標とされたのである。高宗即位初年の赦書で「首稱遵用嘉祐條法」(胡寅『斐然集』25「先公行狀」)といい、更に紹興初年胡安國は「當比下赦文、推美仁宗皇帝盛德大業、應舉行政事、並欲上遵嘉祐。臣嘗考其大要、特在於直言 … 仁宗皇帝信王曾之正、任呂夷簡之才、終以富弼、韓琦為宰相」(同所)といった具合なのである<sup>35</sup>。ことに、法典の面で南宋では「遵用嘉祐條法」とよく言われ、広義の理解では、各種典章はみな嘉祐の舊制を行え、ということになるのであるが、ただ嘉祐から南宋まで70年、その間に社会も変わり、現実には難しかった。職官、科擧、賦役、軍事等は嘉祐と全く無関係ということではないが、やは



り変化した北宋末期を受け継いでいるのである（もっとも、北宋後期の元祐には直接嘉祐を受け継いだ面はある）、というのである<sup>36</sup>。

それでも刑法方面で嘉祐法を尊重しようという記録は建炎には見られ、

凡擬斷刑名、嘉祐與見行條法輕重不等者並從輕、賞格從重（『統通典』107 刑政上、宋）

建炎三年四月八日敕。自今並道用 嘉祐条法、内擬斷刑名（『宋会要輯稿』刑法 1-33）

と、刑賞方面では嘉祐法を重視したが、実際には「將嘉祐與政和條法對修」（『玉海』66）というように政和法が参照されることが多かった<sup>37</sup>。この、南宋に結局のところ重視された政和法について、戴建国「宋代編敕初探」は以下のように言う。

政和編敕は北宋前、中期編敕からあった繁長很俗の文體を捨てたが、同時に宋代編敕の科條も簡単から複雑へとなった。例えば、「水陸不得事道象、道士不得動饒鉞、軍人不得養鷹犬、將校不得從獵」とあり、兵器の絶対禁止について「鉤刀、博刀、擘尖刀、名號雖異而形相似者、皆收坐之」とあるが如くである。南渡後、法令典籍が多く戦火で毀したので、高宗は命じて編敕を重修せしめた。紹興元年(1131) 参知政事張守等は嘉祐、政和編敕を参照して「紹興敕令格式」ができたのである。

南宋では形式上は元豊以来の敕令格式であるが、内容は北宋末南宋の戦乱で多くが失われ、現場の記録たる省記および嘉祐敕を中心とする残存する旧来の法を参照した、だが実際は元祐年間にあつてはすでに、嘉祐の法を復そうとしてもことごとくは無理で、新旧両方を用いていたという<sup>38</sup>。

なお指摘しておきたいのは、「～法」、という言い方は、皇祐法という例がないではないが、おおむね嘉祐法・嘉祐条法あたりから頻繁に見られる。そして嘉祐、熙寧、元祐、紹聖、崇寧、大觀、政和、宣和では、普通に見られるようになる。ここで興味深いのは、当時の言い方として「熙寧舊法」という事例が少しあるのに対し、「熙寧新法」という表現は非常に少ない。これは崇寧以降から振り返って、熙寧が旧法だっただけでなく、すでに熙寧元豊の法がある程度定着していたことを示唆する。

#### IV 特別法について

上述の王安石と張居正の制度に対する姿勢の違いは、換言すれば宋と明の体制の差でもある。王安石が新法を推進するに際しては関連する法を整備したわけであるが、こうしたときに発布される法の形式は、元豊などの海行敕令格式だけではなく、関連法をまとめたものの方がはるかに多く、それには何らかの名称がつけられた。このように、特定地方・特定用務・特定の司などに特化して発布される法を、一般に特別法という。宋代は編纂法典は多かったが、多くはこうした特別法であった。これについては滋賀『中国法制史論集』p.128「特定用務にかかわる」が要領を得た説明を行っており、筆者も以前、これに関しては検討を加えたところであるが、目下最新のものとして、これまでの諸氏の研究をまとめた趙晶氏のもの<sup>39</sup>が参考に値する<sup>40</sup>。こうした諸研究に述べられているとおり、政策を法によって運営しようとした結果、宋代には大量の法律条文・編纂法典が生まれた。元祐および南宋の淳熙を例にとれば、前者の勅令式は 3500 余条、後者では 5000 余条に上ったというのであるが<sup>41</sup>、現在史料上に見出し得るのはそのごく一部に過ぎない。だがこのように膨大な参照法があるのは、当時の官吏にとっても不便であり、便覧が必要であった。それが条法事類である。本報告では、このような特別法に関して、政和を中心にその成立過程が明らかなものを挙げるとともに、通用令と考功令について、吏部関係法の条法事類たる『吏部条法』を中心に条文を收拾してゆく。

また、海行法を載せる『慶元条法事類』は、様々な条文に関して最も重要な参照史料のひとつとなる。そこで、これについて述べておくと、すでに知られているところではあるが、陳振孫『直齋書録解題』7 法令類には慶元敕令格式の項があり、

丞相豫章京鏜仲遠等慶元四年表上。國朝自建隆以來、世有編敕、每更修定、號為新書。中興至此、凡三修矣。其有續降指揮、謂之後敕、以待他時修入云。

とするが、この「新書」とは、宋代に新法典が編纂され、それまでの旧法典に対してそれをそう称したのである。そして条法事類については「嘉泰條法『慶元条法事類』八十卷」の項には

宰相天台謝深甫子肅等嘉泰二年表上。初吏部七司有條法總類。淳熙新書既成、孝宗詔仿七司體分門修纂、別為一書、以「慶元條法事類」為名。至是、以慶元新書修定頒降。此書便於檢閱引用、惜乎不併及刑統也。

という説明がある。この南宋の「便於檢閱引用」である『慶元条法事類』は、「便于省覽」とした唐の『格式律令事類』の延長上にあることは言うまでもない。

もともと、事類とは法典に限られないのであって、白居易が科挙用に撰した『白氏六帖条法事類』30卷は『白氏経史事類』ともいう。事類という用語について付言すれば、格式律令事類に関連して吳麗娛「從唐代礼書の修訂方式看礼的型制變遷」『中国古代法律文献研究』第8輯は以下のよう

開元二十五年「格式律令事類」・「開元新格」も「唐六典」の成立と関係がある。「開元新格」は「前格」、「後格」、「格後長行敷」を継いで編成されたが「新格」はもっとも細かい。「格式律令事類」はその律令格式の整理過程を吸収したものだ。ロシア敦煌残卷の6521、3558を「格式律令事類」の断簡と考える学者もいる。3558は李錦繡によれば「主客式」、開元二十五年「祠令」などと考える。こまかくは議論がある。

そして「以類相從」が「格式律令事類」だということに異論は無いとするが、このように唐代以降、細かな法に対して便覧的な必要性があり、事類が生まれることは決して珍しいことではなかった。

## 第二部 条文分析

### I 慶元文書令訳注

宋における以上の様な法制の展開を前提とし、第二部では本助成金による研究で可能となった南宋法条文の悉皆的な分析を行ってゆきたい。まず最初に、律一敕の篇目および唐令に存在しない、南宋法独自の令のうちのひとつである文書令の条文復元およびその成立過程調査を、可能な限り行なう。この作業結果は、近刊の『青山大学文学部紀要』に掲載予定の内容を、大幅に加筆したものである。

この南宋文書令は避諱、用印、用号、機密、翻録、簿歴、架閣、申状などに関する規定で、おおまかには同類の規定は唐令では公式令、明清律では吏律公式などに見られることが多い。文書令についてはすでに仁井田陞『慶元条法事類』と宋代の出版法『中国法制史研究第4法と慣習・法と道徳』（もと『書誌学』4-5、1935）があるが、ここでは慶元令の網羅的な分析を行いたい。便宜のため『慶元条法事類』に文書令が登場する順に重複を避けず番号を振ってある。

卷 32 財用門「點磨隱陷」に見える文書令のうち、45 以降は文書令ではなく賞令である可能性が高い。うち、後述のように 50、51 は明らかに賞令であるが、更に隱落を見出した者への褒賞を論じた政和の議論にも登場する部分を含め、46～49 も等しく帳・簿曆についての規定ではなく根磨、驅磨點檢、審磨によって錢物の隱落・失陷を見出した場合の公吏等への給賞が主眼であり、やはり賞令と思われる。そもそも推賞・給賞を内容とする令は、すべてとは言わないまでもほぼ賞令であり、少なくとも文書令には他に見られない。44 は帳・簿曆に不備があった場合の書類手續について定めており、これは文書令であろうから、45 の前に「賞令」との記載が抜けているのかと推察される。

本訳は静嘉堂本『慶元条法事類』新文豊出版公司、1976（以下、静嘉堂本）を底本とし、楊一凡・田濤聡編、戴建国点校『慶元条法事類』（中國珍稀法律典籍）黒龍江人民出版社、2002（以下、中國珍稀法律典籍本）を適宜参照した。中央図書館本（以下、中圖本）、中國珍稀法律典籍本の底本である燕京大学本（以下、燕京本）との異同は静嘉堂本所収王德毅「關於『慶元条法事類』」（pp. 8-21 頁）、吉田寅『『慶元条法事類』諸本対校表（稿）』立正大学東洋史研究室、1992、中國珍稀法律典籍本各該當個所によった。原文双行細字註は（ ）に入れ、異体字は適宜正字とし、数字の大字（壹、貳、什…）は小字（一、二、十…）にした。静嘉堂本で明らかに誤りと見られる字は、後に掲げた【原文】に於いて傍線を引き〔 〕で正しい字を入れた。

下記は『慶元条法事類』に見られる順に文 1 から番号を振ってあり、それに基づいて論じるが、冒頭は避諱に関する規定である。避諱などの書式についての法令は、唐では職制律に「諸上書若奏事誤犯宗廟諱者、杖八十、口誤及余文書誤犯者、笞五十。即為名字觸犯者、徒三年。若嫌名及二名偏犯者不坐（嫌名謂若禹與雨、丘與區。二名謂言征不言在、言在不言征之類）」、「諸府號官稱、犯祖父名而冒榮居之。祖父母老疾無侍。委親之官、即妄增年狀、以求入侍、及冒哀求仕者徒一年（謂父母喪、禫制未除。及在心喪内者）」、公式令に「諸写經史群書、及撰録旧事、其文有犯国諱者、皆為字不成」（『唐令拾遺』p. 504, 574）とあり、また明清律では吏律二公式「上書奏事犯諱」がある。

なお、本章は『慶元条法事類』と他史料の微妙な字体の差異を重視するため、旧字（繁体字）によって、記す。

#### 〈忌避關係〉

（文1） 廟諱<sup>42</sup>・舊諱（舊諱内二字、連用せば犯と為す。文連なるも而して意相属せざるが若きは非）<sup>43</sup>・御名<sup>44</sup>は改避す。餘字（式<sup>45</sup>に有る所を謂う）他に音（角徴の類が如きを謂う）有り<sup>46</sup>、及び經傳子史に兩音有るは、通じて用いるを許す（「金作贖刑」<sup>47</sup>、其の贖字を一に石欲の切に作るが如きの類を謂う）<sup>48</sup>も、正字皆な之れを避く。書籍及び舊事を傳録するが如きは、為字不成<sup>49</sup>。御名

は易うるに他字を以てす<sup>50</sup>。(『慶元条法事類』3「名諱」)

廟諱・舊諱(舊諱内貳字者連用為犯若文雖連而意不相屬者非)・御名改避。余字(謂式所有者)有佗音(謂如角征之類)、及經傳子史有兩音者、許通用(謂如金作贖刑其贖字壹作石欲切之類)。正字皆避之。若書籍及傳錄舊事者、為字不成。御名、易以佗字。(『慶元条法事類』3「名諱」)

(文3) 諸て濮安懿王<sup>51</sup>・秀安僖王<sup>52</sup>の諱を犯すは改避す。書籍及び舊事を傳録するが若きは、皆な為字不成とす。其の濮安懿王の諱、真宗皇帝諡號内に在るは避けず。應に奏すべきは、黄紙を以て之れを覆う(『慶元条法事類』<sup>53</sup>)。

諸犯濮安懿王・秀安僖王諱者、改避。若書籍及傳錄舊事者、皆為字不成。其濮安懿王諱、在真宗皇帝諡號内者、不避。應奏者、以黄紙覆之。(『慶元条法事類』)

・参考『愧郊録』1「崇政改諡」

「治平親政、初不敢更、後但著于文書令曰「諸濮安懿王諱、其在真宗皇帝諡號内者、不避應奏者、以黄紙覆之」。如此而已、豈非嚴重。宗廟於體、不得不然邪。若慶歴以來、後諡或更蓋從夫之義、與此異也」

(文4) 諸て文書、黄帝の名を援引するを指斥するを得ず。經史・舊文は則ち避けず(如用車に従い干に従い、帝字或いは后字と与もに相連し<sup>54</sup>、並びに文義應に黄帝の名を指すに係るは、並びに命じ回避せしめ自餘の軒冕・軒輊・輶輳の類の如きは即ち合に回避せず)。

諸文書不得指斥援引黄帝名經史舊文則不避(如用從車從幹與帝字或後字相連並文義應系指黄帝名者並令回避自餘如軒冕軒輊輶輳之類即不合回避)。(『慶元条法事類』3「名諱」)

〈忌避關係以外〉

(文5) 諸州の造帳司、司理・司法參軍一員を選び之れを掌らしむ(闕は即ち本と差出し得る文臣内の選に於いてす)。

諸州造帳司、選司理・司法參軍一員掌之(闕即於本得差出文臣内選)(『慶元条法事類』4職制門「職掌」p.25)

「造帳司」龔延明『宋代官制辭典(增補版)』中華書局、2017、p.259に『宋會要輯稿』職官16-5を引いて製造御前軍器所に隸する吏人名とする。その他楊芳「宋代州縣倉管理制度初探」『首都師範大學學報』(社會科學版)2015-1には「州縣倉にはみな簿曆を置き、倉糧の出入を登録する。定期的に上級部門に倉務を報告し…故に州軍には別に造帳司・磨勘司を設け、帳狀の編纂・審核を主る」などとある<sup>55</sup>。

(文6) 諸臣僚上殿奏事、三劄を過ぐるを許さず(仍お虚冗の辭を用いるを得ず)。即だ運國利害・事體重きは、此の令に拘らず。

諸臣僚上殿奏事、不許過三劄(仍不得用虚冗之辭)。即運國利害・事體重者、不拘此令(『慶元条法事類』4職制「上書奏事」)。p.31

・参考『宋會要輯稿』儀制7-33紹興三年三月二十六日

「宰執進呈<sup>56</sup>の次、上曰く「昨日莫叔光奏事し今後臣僚上殿奏事、三劄を過ぐるを許さざるを乞う。但だ、外來の曾て州郡人の僅に一次上殿を得るを作すが如きは、些事を論ぜんと要(もと)むるも、若し限るに以て三劄とせば、其の所懷を盡さざらんことを恐る。寧(いづくんぞ)是れ直截に論事するを教うるに、作文少なかりせば、須くは限るに數目を以てせざるべし」<sup>57</sup>

(文7) 諸て奉使の印記を給せずして<sup>58</sup>文書應に印すべきは、所在の官司に就きて借用す<sup>59</sup>。

諸奉使不給印記而文書應印者、就所在官司借用。(『慶元条法事類』5職制門「奉使」、17文書

門「給納印記」p. 36)

- ・参考 『宋史』154 輿服志「印製」

中外奉使、除文臣兩省、武臣橫行己上、不以職務緊慢、餘官如使外國、接送伴體、量安撫制勘之類、給奉使印。餘給銅記、以奉使朱記為名。先是臣僚差使、不以官序高下、職務慢緊例給奉使印。而令式節文非劇司者記。(『文獻通考』卷115 王禮考 10、照寧4年)

- ・参考 『宋史』154 輿服志「印製」

其奉使出入、或本局無印者、皆給奉使印。景德初、別鑄兩京奉使印。…中興仍舊制……或銜命出境者、以奉使印給之、覆命則納於有司。後以朝命出州縣者、亦如之。新進士置團司、亦假奉使印、結局還之。此常制也。

- ・参考 『唐律疏議』25「偽造御寶」

「疏議に曰く…公式令に依らば「神寶、寶にして用いず。受命寶、封禪するに則ち之れを用う。皇帝行寶、王公以下に報ずる書に則ち之れを用う。皇帝信寶、王公以下を徵召する書に則ち之れを用う。天子行寶、蕃國に報ずる書に則ち之れを用う。天子の寶、蕃國を慰勞するの書に則ち之れを用う。天子信寶、蕃國の兵馬を征召するに則ち之れを用う。皆な白玉を以て之れを為る」<sup>60</sup>と。寶は印なり、印は又た信なり…」とあり、文書の印に関し、唐令は公式令(制書式も)に事例が見られる。南宋令に公式令は存在せず、文書の印に関しては文書令が規定する。

「奉使」雑流にて補授された武官。奉使に給された奉使印を、片岡一忠氏は「特命を帯びて派遣された官員に限定的に給付された、身分保証書」と説明し、神宗時期に慶元令につながる奉使印の規定が定められたという(片岡一忠『中国官印制度研究』pp. 123-125)。曾廣慶「宋代官印制度略論」『中原文物』2000-5 未見。52-53『宋史』選舉志に「建炎兵興、雑流補授の者衆し。上書獻策と曰い、勤王と曰い、守御と曰い、捕盜と曰い、奉使と曰う有り、其の名一ならず、皆な闔帥假に便宜承製の權、以て擅に除擢す」とあり<sup>61</sup>。『慶元条法事類』には5「奉使」などに関連の職制令、駁令、考課令などが見られる。唐律中の奉使については『律令』(日本思想大系3)岩波書店、1976、pp. 78、468、梅原『宋代司法制度研究』、p. 681。元祐范百録の奉使について熊本崇<sup>62</sup>。

(文8) 諸て内外命官の得替(應に文帳を供造するを主管する者を謂う)、入限なるも未だ文帳を供せざる有らば、須らく造畢するを候ち、乃ち批書し離任するを聽す。

諸内外命官得替(謂應主管供造文帳者)有入限未供文帳、須候造畢、乃聽批書離任(『慶元条法事類』6 職制門「批書」p. 58)。

「得替」龔延明『宋代官制辞典』増補版2001、p. 709「成資」の項に「文臣京朝官、武臣堂除(中書与枢密院除授)差遣、二年を以て得替(代還)し、“成資”と称する」とある。また『律令』(日本思想大系3) p. 610に「「得替」は義解に「謂、官人充使、後得替解任者也」とあり、本官を解かれ散位となる場合である」とあり、内河久平「宋初守選人について—「選」の解釈をめぐって」『中嶋敏先生古稀記念論集』(上)汲古書院、1980に「長編卷五十三・咸平五年冬十月辛亥朔の条に、…「通監得替幕職州県官、自今免其守選」とあり、得替即ち任期を了えた幕職州県官には守選を免じている」「選人によって差遣に就く日が異なるので、得替、即ち任期を了えて三年の間守選するものがいれば、満期を迎えると同時に恩赦に遇い」云々とある。

「文帳」柳田節子『宋元郷村制の研究』創文社、1986、p. 352には『続資治通鑑長編』(以下『長編』)12 開宝4年春正月辛亥を引き、「四川においては、右の形勢門内戸夏秋税数文帳の設置がなお実施されていなかったらしく」「建国後間もない時に、いちはやく両税滞納取締りのために、形勢門内戸の夏秋税数文帳が、一般民戸とは別に作られている」などとあり。形勢の文帳については梅原郁「宋代の形勢と官戸」『東方学方』(京都)60、1988、p. 404)参照。

(文9) 諸て軍機邊防文字に干るは、所属並びに下司するを得ず。

諸幹軍機邊防文字、所屬並不得下司（『慶元条法事類』8職制門五「漏泄傳報」p.100）

- ・参考 『宋会要輯稿』兵 29-34「備邊」欽宗靖康元年

「九月二十三日詔し、應そ邊防文字、所屬は並に下司するを得ず」<sup>63</sup>（『宋会要輯稿』兵 29-8 欽宗靖康元年）。

「軍機邊防文字」辺防の軍機に関する事項。神宗期以降に北辺で問題にされたのは問題となったのは長官の離任に伴う、皇帝から長官への軍機命令の取り扱いである。はじめ熙寧ころ「韓縝等奏す、清野備寇豫行條件を刪定し、密院中書同（とも）に奉旨す「五路經略安撫使に令し、未盡未便の事件の有りや無しやを看詳し、機宜官に令して書寫聞奏せしめ、下司するを得ざらしめん」と、と」（『長編』283 熙寧 10 年 7 月己未<sup>64</sup>）と陝西沿辺の五路經略安撫使に奏文を下級官庁に下すことがないよう旨あり、元祐に入ると 5 年に「七月二十五日、禮部言「凡そ時政得失を議する・邊事軍機文字、寫録傳布するを得ず、本朝『宋会要輯稿』『實録』を雕印するを得ず、違わば徒二年、告ぐる者は賞緡錢十萬…」と。之れに従う。翰林學士蘇轍、北界に奉使し、本朝民間に印行せし文字多く以て北に在りて流傳するを見るを言い、立法を請うが故なり」と北界に奉使した蘇轍がこれら文章が多く北に漏れているところから取締法を提案している。（『宋会要輯稿』刑法 2-38「禁約」元祐 5 年<sup>65</sup>、亦見『長編』445 同月戊子條）。同 6 年には、「樞密院言「昨ろ元豐軍興自り以來、御前降下の陝西・河東處置の邊防機要處分、多く是れ邊臣に直付し親しく自ら收掌せしむるも、竊に後來の移替に照據を失う有るを慮る」と。諸帥臣に詔し親收遵行し、下司するを得ず、替移に遇う毎に、親しく相い交付せしむ（七年二月八日、章案云云は考す可し）」とこれも皇帝から辺臣に直接下された機密書類を異動の才に下級官庁に下すことを禁じている（『長編』468 哲元祐 6 年十二月戊寅<sup>66</sup>、亦見『宋会要輯稿』兵 28-34「備邊二」元祐六年十二月二十四日）。

（文 10） 諸て制敕を受け應に翻録し行は、給書の寫程、急速は當日、百紙に滿つるは一日、二百紙以上は二日を限り、二百紙毎に一日を加う。非急速は各の一日を加え、餘の文書は各の加制敕は一日を限る。加うる所多きと雖も、制敕は五日を過ぐるを得ず、餘の文書は十日を過ぐるを得ず。即ち軍務急速は紙數を以てせず、皆な當日を限りて發出す

諸受制敕應翻録行者給書寫程急速限當日滿伯紙壹日貳伯紙以上貳日每貳伯紙加壹日非急速各加壹日余文書各加制敕限壹日所加雖多制敕不得過伍日余文書不得過拾日即軍務急速不以紙數皆限當日發出。（『慶元条法事類』16 文書門一「詔敕條制」、16 文書門一「程限」pp. 224、237。前者は大寫、小後者は寫を用いる。）

- ・参考：仁井田陞『唐令拾遺』は公式令第二十一「文書抄寫程限」を以下のように復元する。

諸尚書省施行制敕、案成以後頒下、各給鈔程。通計符、移、關、牒、滿二百紙以下、限二日程。過之以外、每二百紙以上加一日程、所加多者、總不得過五日。其敕書、計紙雖多、不得過三日。若軍務急速、皆當日並了（p. 530）

- ・参考：唐職制律（『唐律疏議』9「稽緩制<sup>67</sup>書官文書」。『宋刑統』9 同）

諸稽緩制書者、一日笞五十、一日加一等、十日徒一年。其官文書稽程者、一日笞十、三日加一等、罪止杖八十。

「翻録」平田茂樹氏は「皇帝からの内降文書、或慮からの奏伏・申状が門下・中書省に届けられると、向書省に送られ、尚書省から六曹、六曹から諸案に送られ、ここで内容の検討が行われ、その際、近くは寺監、遠くは州県まで問合せが行わる。これが済むと、再び六曹に送られ、一定の断が下され、その結果が向書省に送られ、尚書省から中書省に送られ、中書省は皇帝から聖旨を取り、門下省に送って審査を行い、そして翻録し上で尚書省に送り、尚書省から六曹に、六曹符と言う形で諸路に文書が送られるというもある」（下線青木）と説明する（「宋代政治構造試論一対と議を手掛りにして」『東洋史研究』52-4、1994）。

「寫程」『律令』には寫程を「書寫に要する程期。一日五十枚を標準とするが、多量でも三日を限度とする」<sup>68</sup>と説明する。

(文 11) 諸て赦書・德音を翻録するは、其の紙に黄を用う (須く粉薬無し)

諸翻録赦書德音其紙用黄 (須無粉薬者)。『慶元条法事類』16 文書門一「赦降」p. 229)

「黄」顧云卿氏によれば、伝統中国で黄紙をもちいる場合として皇帝下発の詔誥敕制、銓選・官員の考核・姓名登記、進士及第者の名前リストがあるという<sup>69</sup>。歴史的には大庭脩氏によれば晋代には書写材料として木と紙とが並存していたが「ほほ東晋末までの資料によると、材料からいえば紙の方が木よりもより重要な事に用いられ、紙の中でも黄紙の方が白紙よりも重要なことに用いられたことは明らかである」、「木は紙に劣り、白は黄に劣るという従来の観念が南朝人にあった」<sup>70</sup> (大庭『唐告身と日本古代の位階制』, p. 11-14)。また「黄色の使用は唐代に頂点に達し、官庁の公文書、文人、書家、仏教、道教の写本にと広く用いられ」ており、「黄紙は宋代でも重んじられ、政府の文書や写本は黄紙を用いることと規定されていた」との指摘もある<sup>71</sup>。なお、唐令にはこうした黄紙使用の規定は見られない。

(文 12) 諸て制敕を翻録するは、其の紙に黄を用う (須く粉薬無し)。奏御の文書、屑骨若しくは竹紙・牋紙を用いるを得ず。

諸翻録制敕其紙用黄 (須無粉薬者) 奏御文書不得用屑骨若竹紙箋紙 (『慶元条法事類』16 文書門「詔敕條制」p. 225)

「竹紙」会稽でよく産し、建炎・紹興以前には、書東往來によく使われたが、後には書簡が廃されて必ず楮紙を用いる割子が使われるようになったという<sup>72</sup>。

「牋紙」文章を書き付ける紙、書簡紙 (『大漢和』7-600)。『宋会要輯稿』に大中祥符のこととして「禮儀院言う「臣僚進る所の章表文字、闊幅大紙もて脩寫せしむるを許さず。近日、中外頗る約束を違わば、閣門・御史臺・進奏院に令して申戒し、常程の表紙・三抄の西川麻紙を用いるを除きての外、更に別に展様の大紙・牋紙・屑紙を用いるを得ざらしむるを望む」と。之れに従う<sup>73</sup>」と北宋から大紙・屑紙とともにこれが用いられることが問題になっていた。

(文 13) 諸て制敕・赦書・德音を翻録するは、其の紙に黄を用う (須く粉薬無し)。奏御の文書及び帳籍・獄案は、屑骨若しくは竹紙・牋紙を用いるを得ず。

諸翻録制敕・赦書・德音、其紙用黄。(須無粉薬者)。奏御文書及帳籍・獄案、不得用屑骨若竹紙・牋紙。(『慶元条法事類』16 文書門「文書」p. 231)

「帳籍」帳簿。

「獄案」事件、その処分案。

(文 14) 諸事、應に奏請すべきは、皆な表状を為し、輒りに三省樞密院に申するを得ず。其の公事を奏陳するは、皆な直ちに事状を述す。名件同じからず應に所屬に分送すべきにして一宗の事に非るが若きは、同に一状を為すを得ず。即ち上表の事多く表内に盡くは論ず可からざるは、表前に畫一條析す。

諸事應奏請者皆為表状不得輒申三省樞密院其奏陳公事皆直述事状若名件不同應分送所屬而非一宗事者不得同為壹状即上表事多表内不可盡論者表前畫一條析。(『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 231)

(文 15) 諸て臣僚上殿或は前宰相・執政官及び外官の軍機密速を奏するは割子を用いるを聴す。

諸臣僚上殿或前宰相執政官及外官奏軍機密速聽用割子。(『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 231)

「軍機密速」危急の軍機についての文書。『慶元条法事類』8 職制門「漏泄傳報」(p. 99) に「諸軍機密速文書、不於合處投下者、杖一百」とある。

(文 16) 諸文書もて奏御するは、寫字稍々大なり (臣名は小書す)。上表仍お每行十八字を過ぐるを得ず。皆な長官、臣名を以て其の背縫に款し、然る後に用印す。餘の文書の無印は、則ち判する所の者之れを款す。

諸文書奏御者寫字稍大臣名小書上表仍每行不得過拾捌字皆長官以臣名款其背縫然後用印余文書無印則所判者款之 (『慶元条法事類』 16 文書門一「文書」 p. 231)

(文 17) 諸て奏事機密に涉る、若くは急速及び災異、或は妖術を告ぐる、若くは獄案、或は臣僚自ら陳ぶる所有り (身事を敘述するに非るを謂う)、及び被旨し事狀を分析するは、皆は實封もてし、餘は通封もてす。即ち應に實封もてすべからずして實封する者は、所属點檢舉劾し、臣僚陳事に係るは仍お繳奏す。

諸奏事涉機密若急速及災異或告妖術若獄案或臣僚自有所陳 (謂非敘述身事者) 及被旨分析事狀皆實封余通封即不應實封而實封者所屬點檢舉劾系臣僚陳事仍繳奏。(『慶元条法事類』 16 文書門一「文書」 p. 231)

- ・参考『宋会要輯稿』儀制 7-26「章奏」崇寧元年

九月十九日、中書省尚書省白劄子を送到す「元符敕令を勘會するに、内外奏報文字内、事機密に涉り、若くは要切急速、或いは事邊防の軍政に干る、或いは臣僚自ら陳ぶる所有り、或いは事體稍大にして漏泄せざるは、理して須らく實封もてす。或いは本條指定せし實封聞奏の外、自餘の常程の小事、法に於て只だ合に通封もてすべきも、皆な實封聞奏を作し、御寶實封降出し、顯らに紊亂煩擾に屬するを致す。今後三省六曹並びに所屬の官司常切に點檢し如し違犯有らば並びに舉劾施行す」と。之れに従う<sup>74</sup>。

(文 18) 諸て奏事、應に實封すべきにして印無きは、文書及び内外封面須く一手に寫す。

諸奏事應實封而無印者文書及内外封面須一手寫。(『慶元条法事類』 16 文書門一「文書」 p. 231)

- ・参考『宋会要輯稿』儀制 7-23「章奏」

十月十六日、侍御史林大年言う「伏て見るに兩府近臣、臺諫所言事件、多く通進司傳達出外を致す。乞うらくは今後、通進司更に内臣を差さず、只だ諸司使副内に於て勾當を選択し、仍お別に行止有るの内臣を差し承受司に充てしめんことを。臣僚所進の文字、並びに須らく印を用い、無印の表狀は須らく外封と與に一手に書寫す。禁中を貴ぶ所、點檢を為し易し。通進銀臺司に詔し關防禁止を如何せんを相度し、經久の利害を具し以聞せしめん。既にして本司應ゆる内外臣僚進る所の文字、常手に依り實封を粘し訖らば、別に紙を用い摺角し、重封し印を用い、無印なれば臣名押字し、仍お須らく一手書寫せしめんことを乞い、及び官員諸色人等輒に本司に入るを得ざらんことを乞う」と。之れに従う<sup>75</sup>。

- ・参考『宋会要輯稿』職官 2-28「門下省 通進司」治平元年

十一月十三日、李柬之等言う「應て内外臣僚所進の文字、機密及び常程を限らず、但だ實封に係るは、並に須らく常手に依り實封を粘し訖らば、別に紙を用い摺角重封。有印者内外印、無印者於外封皮上臣名花押字、仍須一手書寫。所有内外諸司及諸道州府軍監並依此例。如違、仰本司不得收進。其外處有不如式樣、遞到實封文字、仰進奏院於監官前折角重封用印、于本司投下。仍乞依三司開封府條貫、並不得官員及諸色閒雜人輒入本司」從之<sup>76</sup>。

「實封」参照。『中国歴史大辞典〈宋史〉』上海辞書出版社、1984、p. 305 の「実封」の説明には、封爵の説明とともに公文の封裝方式として、機密、災異、妖術獄案、被旨の分析の劄子・表狀の奏呈に際して用いられ、封の端を折り重ねて諷し両端に蓋印し、印なければ署名し、封面には貼黄しない、在外にて奏する場合には「係機密」「急速」と明記する、などとある<sup>77</sup>。

(文 19) 諸て文書、應て奏すべきにして邪穢に涉るは、其の事を略具す。即ち毒藥・厭魅呪詛に涉る、或いは邪穢甚きは、止だ尚書省或いは樞密院に申す。

諸文書應奏而涉邪穢者略具其事即涉毒藥厭魅呪詛或邪穢甚者止申尚書省或樞密院。(『慶元条



法事類』16 文書門一「文書」p. 231)

- ・参考『長編』466 元祐 6 年 9 月

刑部言うらく「文書の應に奏すべくして、穢濫に渉る有らば、並に事宜を略説し聞奏す。其の深く穢濫、及び毒藥、厭魅、咒詛に渉るの事状は、悉く隨事に尚書省樞密院に申せん」と。並びに之れに従う<sup>78</sup>。

(文 20) 諸て曾任宰相・執政官及節度使・通奉大夫以上、上責に因らず致仕し、若し章奏有らば、通進司に於いて投進するを聴す。

諸曾任宰相執政官及節度使通奉大夫以上不因上責致仕者若有章奏聽于通進司投進。(『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 231)

- ・参考『長編』156 慶曆五年六月、『宋会要輯稿』職官 2-27「通進司」

仁宗慶曆五年六月二十四日詔す「今後文武臣僚内、曾て任兩地及び節度使並びに丞郎已上、曾て貶黜されず、後來致仕官に除せら、如し文字を奏章せば、並びに通進司に於て投下するを許す」と。是より先、右屯衛上將軍致仕高化言う、「每有所進文字、須詣登聞鼓院、並與農民等。化嘗事先朝、為節度使、乞依楊崇勳例、每有章表或有所見利便、乞詣通進司投下」と。因有是旨<sup>79</sup>。

(文 21) 諸上書及び官文書、皆な真字に為る。仍お輕細に書寫するを得ず。凡そ官文書數有らば大字を借用す(謂「一」を「壹」に作るの類)。

諸上書及官文書皆為真字仍不得輕細書寫凡官文書有數者借用大字(謂一作壹之類)。(『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 231)

(文 22) 諸て章奏及び公文を申發するは、皆な實日を書す(應に名を書すべきは親書し、其の報應は仍お承受の月日を具す)。要速機密は仍お其の公文を實封す。

諸申發章奏及公文皆書實日(應書名者親書其報應仍具承受月日)要速機密仍實封其公文。(『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 231)

「皆書實日」中央図書館本は「皆虛實日」に作るが静嘉堂本に従う。實日・實月を記すよう定めた職制敕が『慶元条法事類』には他にいくつか見られる。「諸て命官奏薦・致仕を陳乞するに(致仕・遺表、及び親屬等の恩澤を陳乞するは同じ)州條式に依らず保明し<sup>80</sup>、故に漏落不圓を為し、取會を行うを致せば、杖一百、吏人仍お勒停す。若し保官の印紙・批書を取索せず、及び已に批書し申狀に於て聲説せず、或いは申奏狀内に實日を填せざるは當行の吏人杖八十、職級減一等、簽書官罰俸一月…」<sup>81</sup>、以下原文に止めるが「諸命官陳乞封贈州不依條式保明故為漏落不圓致行取會者杖壹百吏人仍勒停若不取索保官印紙批書及已批書不於申狀聲説或申狀内不填實日者當行吏人杖捌拾職級減壹等簽書官罰俸一月」<sup>82</sup>、實日に関し「諸命官陳乞封贈敘復若去失之類州不依條式保明故為漏落不圓致行取會者杖壹伯吏人仍勒停若不取索保官印紙批書及已批書不於申狀聲説或申奏狀内不填實日者當行吏人杖捌拾職級減壹等簽書官罰俸壹月」<sup>83</sup>(『慶元条法事類』17 文書門「毀失」)、「諸薦舉承直郎以下改官書寫做狀人故不依格式或楷改差漏及不填實日致妨放散舉主者徒一年失者減二等」<sup>84</sup>、實月に関し「諸命官陳乞敘復州不依條式保明故違漏落不圓致行取會者杖一伯吏人仍勒停若不取索保官印紙批書及已批書不於申狀聲説或申狀内不填寔月者當行吏人杖捌拾職級減一等簽書官罰俸一月」<sup>85</sup>など。

(文 23) 諸事應に奏申すべきは、皆な先ず具檢し、本司官畫日して書字し、司に付し案と為し、然る後に奏申す(本官自ら陳事するは自留を聴す)。官司の行移公文は、此れに准ず。

諸事應奏申皆先具檢本司官畫日書字付司為案然後奏申(本官自陳事者聽自留)官司行移公文准此。(『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 231)

- ・参考仁井田升『唐令拾遺』公式令第二十一「馬驢江河行程」附録表狀式

…用榜子者、惟不用年、不全幅不封、餘同狀式。皆先具檢、本司官畫日親書、付曹司為案(本官自陳事者、則自留其案)<sup>86</sup>。

「畫日」『新唐書』49 上百官「右春坊」に「皇太子監國、下命書則畫日、至春坊則庶子宣傳、中舍人奉行」とあり。唐の制書式にあると見られる「年月御画日」について中村裕一「唐代の制書式に就いて」『史学雑誌』91-9、1982。

「具檢」田中謙二「『朱子語類』外任篇譯注(1)」『東洋史研究』28-1、1969 は具檢について「未詳。受験のための書類を用意したり、出頭して点検したりすることか」と説明する。高橋芳郎は『訳注『名公書判清明集』官吏門・賦役門・文事門』で「調査結果」(p. 97)、「検討結果」(p. 236)などと訳している。

「行移公文」『長編』518 元符二年十一月辛未に「轉運司計亦無所出、是行移公文、指空畫空」とあり、対応する『宋史』食貨志「和糴」には「漕臣計無所出、文移指空而已」とあり、『宋史食貨志』訳注(東洋文庫)は「文移」に注して「文移」は行文移文の略、行文は官署が文書を以つて相往復すること。移文は官文書の名。『長編』には「行移公文」とある」とする。

(文 24) 諸て在外の官司、樞密院に徑赴し通封・奏狀を投下するは、號を用い書貼す。  
諸在外官司徑赴樞密院投下通封奏狀者用號書貼。(『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 232)

「用號」『宋会要輯稿』2-30 職官「通進司」に「宣和元年二月十二日中書門下省言「通進司劄子、勘會するに諸處の合に通進司に赴き實封文字を投進すべきは、條に依り、並びに文書前に於て件毎に千字文を以て號と為す。封面上は仍お此の書題に依る。自來諸處奏事、往往にして只だ封面上に於て用號し、既に通進司開拆を許さず、點檢の由し無し…」<sup>87</sup>云々と、この時より通進司に投進する実封文字の封面に用號していたが、封面は書題により文書の件ごとに千字文の號を用いることとしたとある。

(文 25) 諸て親王・宗室の公文、皆な姓を書かず。(宗室任外官にして自ら上書するに非ざるは、即ち庶官の例に依る)。

諸親王宗室公文皆不書姓(宗室任外官而非自上書即依庶官例)。(『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 232)

「親王」『中国歴史大辞典〈宋史〉』上海辞書出版社、1984 は「爵」p. 519 の項目で地位の上下を区分する一種の封号、宋の爵は 12 あり、皇子と皇帝の兄弟を親王に封じた、と説明し、龔延明『宋代官制辞典』増補版 2001、p. 709 は p. 39 「皇子・皇兄弟は封国して親王とした」、とする。

(文 26) 諸て官文書、皆な年月日を印し及び印封し、應に奏申すべきは縫背に印し、貼黃は貼黃に印す。

諸官文書皆印年月日及印封應奏申者印縫背貼黃者印貼黃。(『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 232)

・参考『長編』109 天聖 8 年 10 月癸卯

「貼黃に印す」天聖には幕職州県官の奏舉の状に貼黃し印記を用いることなどが定められた<sup>88</sup>。また『宋会要輯稿』職官 6-5 「樞密院承旨司」熙寧 2 年 8 月 12 日「十二日、樞密院都承旨李評…又言「諸房進卷及び諸般案底文字、多く貼黃及び張縫並びに印記無き有り。乞うらくは一印記を鑄し、在院文字に印し、別に用いるを得ざらしめ、「樞密承旨司記」を以て文と為さんことを」と。並びに之れに従う<sup>89</sup>」、とある。卷縫仍乞用中書門下印という例もある。

文書式に「臣姓名狀奏謹封（實封即云謹實封）實封者摺角重封兩端用印（無印者□臣名書字）封面不貼黃（在外奏者止貼係機密或急連字即臣僚在外自有所陳及破旨分析事狀雖實封亦略貼事日）其用劄子者前不具官不用右不用年改狀奏為劄子事末云取進止在（京官司例用劄子奏事者前具司名）用榜子者唯不用年不全幅不封餘同狀式」とある。

（文 27） 諸て奏狀の應に印を用いるべくして印無きは、錢穀・刑獄に非るの印を借る。

諸奏狀應用印而無印者借非錢谷刑獄印。（『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 232）（『慶元条法事類』17 文書門二「給納印記」p. 243）

（文 28） 諸て制書事理に於て脱誤し改易無きは案檢を驗し改正し、覆奏を須たず、官文書の脱誤が若きは長官に諮り改正し、其の事理要切の處は皆な印を用う。

諸制書脱誤於事理無改易者驗案檢改正不須覆奏若官文書脱誤者諮長官改正其事理要切處皆用印。（『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 232）

・参考『故唐律疏議』十職制「制書官文書誤輒改定」

諸制書有誤、不即奏聞、輒改定者、杖八十。官文書誤、不請官司而改定者、笞四十。知誤、不奏請而行者、亦如之。輒飾文者、各加二等。

【疏】議曰「制書有誤」、謂旨意參差、或脱剩文字、於理有失者、皆合覆奏、然後改正、施行。不即奏聞、輒自改定者、杖八十。「官文書」、謂常行文書、有誤於事、改動者、皆須請當司長官、然後改正。若有不請自改定者、笞四十。知制書誤不奏、知官文書誤不請、依錯施行、「亦如之」制書誤、得杖八十、官文書誤、得笞四十。依公式令、「下制、敕宣行、文字脱誤、於事理無改動者、勘檢本案、分明可知、即改從正、不須覆奏。其官文書脱誤者、諮長官改正。」輒飾文字者、「各加二等」、謂非動事、修飾其文、制書合杖一百、官文書合杖六十。若動事、自從「詐增減」法。

上尚書省而誤、笞四十。余文書誤、笞三十。誤、謂脱剩文字及錯失者。『唐律疏議』十「職制」「上書奏事誤」

【疏】議曰、上尚書省而誤者、謂内外百司應申尚書省、而有文字脱剩及錯失者、合笞四十。余文書誤者、謂非上尚書省、凡是官文書誤者、合笞三十。

「制書」「王言之制有七」のひとつ。『名公書判清明集』（懲惡門）訳注稿その二 p. 70 に以下を引く。『律例対照定本明律国字解』（荻生担保・内田智雄・日原利国校訂、創文社一九六六年）p. 150「制書と云は、敕詔のことなり。奉敕・制詔・赦・諭・罰とてさまざまあるなり。皆宸衷より出るを云なり」とあり、『中歴』に「官府文書名。宋制、皇帝处理国家大事、頒布敕令・德音、任命宰相・節度使等、採用詔告・宣敕・御札・御宝批以及頒發給三省・枢密院的“奉聖旨”文書一等、皆為制書」とある。

「官文書」『律令』（日本思想大系 3）は、「官文書」を「官司の發行する一般の公文書。印の有無を問わない(疏)」とする。

「案檢」『夢溪筆談』1に「予嘗購得、後唐閔帝應順元年案檢一通、乃除宰相劉昫右兼判三司堂檢前有擬狀云…」とあり、小野達哉「兩制制度の成立」もこれを中書文下省の案檢と解する。

『魏書』112に「被詔案檢、稱所見青碧柱、長者一匹」とあり、これを松下憲一「北魏部族解散再考一元墓誌を手がかりに」『史学雑誌』123-4、2014は「詔を被け案檢するに」とする。

（文 29） 諸官司の書判與決、乞う所に依るが如きは即ち從字を以て之れに代う。

諸官司書判與決如依所乞即以從字代之。（『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 232）

（文 30） 諸官司公文、狀後牒前に事目を朱書し發放す（符帖の類は牒に准ず）。其の急速及び取稟は仍お貼出す。

諸官司公文狀後牒前朱書事目發放（符帖之類准牒）其急速及取稟者仍貼出。（『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 232）

「發放」関連し、發放司は「三司の帖牒を掌受して之を下す」とある（『宋史』162 職官「發放司」）。

「貼出」貼り出す。『中国法制大辞典』（東川徳治、燎原書店復刻、1987 年）に『法制』に「掲出ト云フニ同ジク例セバ受験者ガ不正ノ行為アリタルトキ藍筆ヲ以テ其ノ罪状及ビ姓名ヲ記シテ試験場ノ門前ニ公示スルノ類ナリ」とあるらしい。『張載集』「經略司畫一」に「一、本州知州將校如有急速合行事件、委是難以文字陳述、須索親到本司商量、便仰權交割職事、與以次官員徑馬赴當司取稟」とあり、漢語大詞典にも「科舉考試時、凡有夾帶、冒名頂替及試卷違式者被擯斥場外、不准考試」とあるようだ。

（文 31）諸省臺・寺監、餘の官司の會問の文書に字號を用いるが若きは回報の公文の前に於て來號を朱書す。

諸省台寺監若餘官司會問文書用字型大小者於回報公文前朱書來號。（『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 232）

「省台・寺監」省台は三省、寺監は南宋には九寺（太常寺、宗正寺、光祿寺、衛尉寺、鴻臚寺、大理寺、太僕寺、司農寺、太府寺）五監（国子監、少府監、将作監、軍器監、都水監）。龔延明『宋代官制辭典（増補版）』中華書局、2017、p. 295 参照。

「會問」梅原郁『訳注中国近世刑法志』下、創文社、2003、p. 66 は『元史』102 刑法一「職制上」の「諸僧・道・儒人有争、有司勿問、止令三家所掌會問」の會問に注して「约会帰問の略」と説明する。龔延明『宋代官制辭典（増補版）』中華書局、2017 の「刑部十三案」（p. 247）、「刑部会問案」（p. 248）の項の説明では南宋初の刑獄案件倍増により刑部は体量案、定奪案、挙叙案、糾察案、檢法案、頒降案、追毀案、会問案、詳覆案、捕盜案、帳籍案、進擬案の 13 案に別れ、会問案は事件の審問を掌る、とする。

（文 32）諸て在外の官司の公文、三省・樞密院・省臺・寺監及び本路察訪官に於てするは、申狀を用う。

諸在外官司公文於三省樞密院省台寺監及本路察訪官用申狀。（『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 232）

「申狀」平田茂樹「宋代地方政治管見一割子、帖、牒、申狀を手掛かりとして」（『東北大学東洋史論集』11、2007）参照。

（文 33）諸太中大夫・觀察使以上、知州及び提舉宮觀祠廟、於察訪及び本路應に申狀を用いるべきは、書檢は繫銜せず、獨員なれば牒を行うを聴す（任安撫使・都總管鈐轄、若發運轉運使の應に察訪に申すべきは此れに准ず）

諸太中大夫觀察使以上知州及提舉宮觀祠廟者於察訪及本路應用申狀者書檢不系銜獨員者聽行牒（任安撫使都總管鈐轄若發運轉運使應申察訪者准此）。（『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p. 232）

・参考『宋会要輯稿』職官 41-101「安撫使」建炎四年

「十一月六日、詔す、諸路安撫使兼知州、安撫司の事監司に干し、職事相統攝せざるに係るは、合に關牒を用うべし。本州の事監司に干する有らば、其の知州、官太中大夫・觀察使以上に係るは、應に申狀を用い、書檢は名銜に繫けず、知州、官未だ太中大夫・觀察使に至らざるは、合に申狀を用うべし」。<sup>90</sup>

・参考『宋会要輯稿』儀制 5-20「羣官儀制」建中靖國元年正月十八日

「…近ごろ観るに「文書令」内に劄子の式無し、本部尋（ちかご）ろ大理寺に批送し參詳せしむ。經略・安撫或は都總管・鈐轄等司、事體稍や重かれば、管下縣鎮將に於て訓練を領（もと分に作る）するの類、官司別に劄子を用いるの條式を許される無きと雖も、其の逐司自來舊例に劄子を用いるの去處は、舊に依り施行せんことを欲す」從之。<sup>91</sup>

「書檢」一定範圍の担当官が署名する形の文書処理。劉江「宋朝公文的“檢”と“書檢”」『北京大學學報（哲學社會科學版）』49-2、2012 參照。

「書檢不繫銜」『建炎以來朝野雜記』乙集 11 故事「從官典藩於制司不用申狀」に「故事嘗て侍從官に任ぜられしは制置司に於ては申狀し、止だ書檢するも繫銜せず…（從官の書檢に繫銜せざるは紹興十九年旨なり）」とあり<sup>92</sup>、『宋會要輯稿』職官 45-19「監司？」紹興六年九月十四日には「勘會するに、諸路監司、本路安撫大使司・宣撫司を擧ぐるに行移し並びに申狀を用う。今？四川轉運使李迨、龍圖閣直學士に係り、其れ四川安撫制置大使司及び川陝宣撫司と行移するに、未だ指揮有らず。詔し並びに申狀を用い、書檢は繫銜せず」。<sup>93</sup>

「提舉宮觀祠廟」提舉西京富山崇福宮、提舉江州太平興國宮などの提舉宮觀は參政、學士、待制などの高官退任者のポストであったが、北宋中期以降、政敵、増加する宗室が当てられた（梅原郁『宋代官僚制度研究』同朋舎 1985、p. 7）。祠廟の提舉官に関しては『慶元條法事類』10 職制門「舍驛」に乗せる職制敕に「諸宮觀祠廟提舉主管監官創造廡宇者杖一伯於本宮觀祠廟有犯依監臨法添差者准此唯聽任便居止（諸宮觀祠廟提舉主管監官創造廡宇者杖一伯於本宮觀祠廟有犯依監臨法添差者准此唯聽任便居止）」と宮觀・祠廟の提舉主管監官についての規定が見られる。

「總管・鈐轄」『宋史食貨志訳注』「農田」の注 222 に「宋代の諸路には兵馬總管・鈐轄・都監・監押等の武官が置かれ、路内の禁旅・屯戍・邊防の兵を統べた。兵馬都監・監押は州にも置かれて、その州の屯駐兵の訓練・差使のことを掌り、盜賊をも捉捕した。兵馬都監には閤門祇候が充てられ、三班使臣が充てられた場合には監押といった。（「宋史」卷一六七職官志・『宋會要輯稿』職官四九監押・「文獻通考」卷五九職官考參照）」とある。

（文 34）諸在外官司の奏事、別に内引を用て奏する所の事を具列し門下省に日赴す。

諸在外官司奏事別用内引具列所奏事日赴門下省。（『慶元條法事類』16 文書門一「文書」p. 232）

「内引」『朝野類要』「班朝」に「内引、内殿引見、則可以少延時刻、亦或賜坐、亦或免穿執也」とあり。

「日赴」『宋史』116 禮志「常朝儀」に「文武官、文德殿正衙に日赴するを常參と曰う」とあり<sup>94</sup>。

（文 35）諸文書應に印すべきは置曆し其の事目を記す。

諸文書應印者置曆記其事目。（『慶元條法事類』16 文書門一「文書」p. 232）

・参考『宋會要輯稿』職官 3-32「五房五院」紹興元年二月十六日「三省言う「政和令に、諸て文書應に印すべきは、置曆し其の事目を紀す、と。舊制に依りて施行せんことを乞う」と」<sup>95</sup>。

（文 36）諸官司都簿を置き五年に一易し、所轄の應に用うべきの簿曆の名数を具載し其れ増減有らば次日に都簿司に報し除附せしむ。倉庫此れに准ず。

諸官司置都簿伍年壹易具載所轄應用簿曆名數其有増減次日報都簿司除附。倉庫准此。（『慶元條法事類』16 文書門一「文書」p. 232）

・参考『宋會要輯稿』食貨 46-26「轉運」政和元年八月二十二日（亦見同 54-5「諸州倉庫」）

臣僚上言「…准『元符令』諸官司置都簿、五年一易、具載所轄應用簿曆、其有増減、次日報都簿司除附。

・参考『宋會要輯稿』食貨 56-41「戸部」建炎 2 年 4 月 23 日

同日、詔戸部督責司農、太府及轄下倉場庫務、並依政和令、各置都簿、具載所轄應用簿曆名數、差近上職級掌管。遇有増減、報督簿司除附。遇官員替罷、人吏出職、監專替移、並申所

屬、同赤曆、庫經要切簿書對交。仍増立批上印紙之法。從張慤之請也。

「都簿」『慶元条法事類』には 16「文書」に都簿の文書式が見え、令としては（文 37）の文書令にも登場する。中央・地方の様々な機関に置かれた文書・会計などの帳簿。例えば進奏院では扱う文書の日付・件名の都簿（曹家齊「書傳遞制度述論」『宋史研究叢稿』文豊出版股份有限公司、2006（p.81））、賦税にかんする県などのに都簿（曾我部静雄『宋代政経史の研究』、宋史食貨志訳注 1、星正篇「戸産簿」にもあるが出典暫時不明）、元豊帳法で路に置かれた都簿（小林隆道「北宋期における路の行政化—元豊帳法成立を中心に」『東洋学報』86-1、2004）などが知られているが、用例としては内外の諸機関に広く見られる。都簿司はほとんど用例をみない。

「除附」戸籍に関し仁井田『唐宋法律文書の研究』p.522-524「この除附の規定は、唐令にも存したであらうが、それについてはなお後考を俟つこととする」。青木前掲書、p.203、221。

（文 37）諸州縣、應に簿曆を置くは、州は簽判に委ね縣は令丞類に委ね、其の置く所の名件は監司に申す。監司は都簿を置き之れを總べしむ。

諸州縣應置簿曆州委簽判縣委令丞類其所置名件申監司監司置都簿總之。（『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p.232）

「簽判」簽書節度判官公事。幕職官名。梅原『宋代官僚制度研究』p.17、龔延明 578。

「令丞類」知県や県丞など。

（文 38）諸官文書、水が為に漂壞し、官吏收尋曬暴し、内に要用にして損爛有れば不係省頭子錢を以て雇人し謄寫せしむ（火が為に焚する所、應に傳寫すべきも此に准ず）

諸官文書為水漂壞者官吏收尋曬暴内要用而有損爛者以不系省頭子錢雇人謄寫（為火所焚應傳寫者准此）。（『慶元条法事類』16 文書門一「文書」p.232）

「係省頭子錢」『宋史食貨志譯 注四』では「頭子錢」を説明して「国家の賦税全般にわたり、流入・支出する錢物を対象として付加あるいは割り引いて徴収された雑税をいう。その対象は兩税、商税、免役錢、茶・塩・酒の専売品、市糴、和買、常平錢物、係省錢物など多岐にわたった」といい、「係省錢」を「本来は中央である三司あるいは戸部によりその収支が管理される中央会計の財賦であるが、地方たる州軍に留め置かれるものを包括して係省錢（物）という。一方、地方の官司により独自に収支が管理される財賦は不係省錢（物）という」と説明する。

（文 39）諸制書及び重害文書（州實行せし丁産等第税租簿の副本、縣造簿せし案檢、同じ）祥瑞・解官・婚田・市估・獄案の類が若きは、長留は仍お置籍立號し、別庫架閣、時を以て曬暴し、即ち檢簡に因り移到せし者は、別一籍を為す（號は止だ舊に因る）。

諸制書及重害（州實行丁産等第税租簿副本、縣造簿案檢同）若祥瑞解官婚田市估獄案之類長留仍置籍立號別庫架閣以時曬暴即因檢簡移到者別為壹籍（號止因舊）（『慶元条法事類』17 文書門二「架閣」p.239）

・参考『日本養老公式令』第七十三條

凡文案・詔敕・奏案及考案・補官解官案・祥瑞・財物・婚田・良賤・市估案、如此之類常留、以外年別檢簡、三年一除之、具錄事目為記。其須為年限者、量事留納、限滿准除。

「丁産等第税租簿」丁産等第簿とは、五等丁産簿と同じく郷村の主戸の戸籍（柳田節子『宋元郷村制の研究』創文社 1、1986、p.192）。原文は「了産」とも見えるが（標点本は丁、中央研究院は了）、丁産であろう。

「實行丁産等第税租簿」『長編』101 天聖元年十一月癸卯に「凡そ賦入、州縣に籍有り、歳に一たび

置き、之れを空行簿と謂い、以て歳中の催科を待つ。閏年は別置き、之れを實行簿と謂い、以て有司に藏す。或いは言う實行簿は無用にして民錢を率して擾を為す。戊申、之れを罷む<sup>96</sup>」とある。戴建国氏は閏年に別置された租税実行簿とは、県の風情徴収状況の原簿の副本ではないかと述べる（「宋代籍帳制度探析-以戸口統計为中心」『歴史研究』2007-3）。

「案檢」劉江（前掲）は「正式な正式な公文書の存本」とする。

「檢簡」下記所引の『咸淳毗陵志』6「倉庫」では、常州では3年に一度行われていた。

（文 40）諸架閣公案、應に長留すべきに非るは、留むること十年、三年毎に一たび檢簡し、監司に申して差官し、覆し訖らば之れを除す（官用に充て、餘有らば出賣す）。其れ本有り、應に長留すべきは、別庫に移す。籍内仍お隨事に除く所移す所の年月を朱書し、覆官と共に簽書す。

諸架閣公案、非應長留者留拾年每三年壹檢簡申監司差官覆訖除之（充官用有餘者出賣）其有本應長留者移於別庫籍内仍隨事朱書所除所移年月同覆官簽書。（『慶元条法事類』17 文書門二「架閣」p. 239）

・参考『鹹淳毗陵志』6「倉庫」

架閣庫在小廳西廡倉庫令州以職官縣以丞簿尉掌焉。諸案牘三年一檢簡、申監司、委官覆閱除之。其應留者移別庫（今廢）。

・参考（上記）『日本養老公式令』第七十三條

凡文案・詔敕・奏案及考案・補官解官案・祥瑞・財物・婚田・良賤・市估案、如此之類常留、以外年別檢簡、三年一除之、具錄事目為記。其須為年限者、量事留納、限滿准除。

「覆訖」本文の「差官覆訖」に対応する『咸淳毗陵志』は「委官覆閱」とする。『唐律疏議』附錄孫奭「律音義」衛禁に「覆訖 芳目切。審也」とあり。『律令』獄令 3 は「使人覆訖」とあるを「しにんふくしおわりて」と訓ずる）。

（文 41）諸て官司無行文書を承受し、元と事祖無きは別簿に名件を具録し、當職官月に一び簽書し、應に架閣すべきは別に之れを架貯す。

諸官司承受無行文書、元無事祖者別簿具録名件、當職官月一簽書應架閣者別架貯之（『慶元条法事類』17 文書門二「架閣」p. 239）

「無行文書」陳景良「唐宋州県治理的本土經驗-從宋代司法職業化的趨向說起」法制与社会發展 2014-1 は『慶元条法事類』を引用しつつ当時の文書を現行文書、無行文書、應架閣文書、架閣庫文書、長留文書、非留文書、重害文書、非重害文書にカテゴライズするが、本条では無行文書のうち架閣すべきか否かを言っているのであり、これら 8 カテゴリーを並列するのは妥当でない。

（文 42）諸て架閣庫、州職官一員、縣令・丞・簿之れを掌る。應て文書印縫すべきは張数を計し年月・事目並びに簿曆の類を封題し、冬に年月次序を以て注籍・立號し、編排し（造帳の文書は別庫架閣）仍を置籍す。借に遇えば監官し立限せしめ、交受納日を批注し勾銷す。按察及び季點官點檢す。

諸架閣庫州職官壹員縣令丞簿掌之應文書印縫計張数封題年月事目并簿曆之類冬以年月次序注籍立號編排（造帳文書別庫架閣）仍置籍遇借監官立限批注交受納日勾銷按察及季點官點檢。（『慶元条法事類』17 文書門二「架閣」p. 239（「交受を批注し納日に勾銷し」と読む）

「縣令丞簿掌之」州職官一員が専従し、県令あるいは県丞、県簿が兼任することか。

「注籍」登録。宋史選舉志は「注擬」は注籍（登録）と擬定（官職の割り当て）」（銓法上 535、537）。

「勾銷」取り消す、抹消。

「季點官」季點とは点検の官。

(既出文 27) 諸て奏狀の應に印を用いるべくして印無きは、錢穀・刑獄に非るの印を借る。  
〔慶元条法事類〕 16 文書門一「文書」 p. 232) 〔慶元条法事類〕 17 文書門二「給納印記」 p. 243)

(既出文 7) 諸て奉使の印記を給せずして文書應に印すべきは、所在の官司に就きて借用す。  
諸奉使不給<sup>97</sup>印記而文書應印者、就所在官司借用<sup>98</sup>。(『慶元条法事類』 5 職制門「奉使」、17 文書門「給納印記」 p. 36)

(文 43) 諸帳及び簿曆・錢物、差失・誤漏の類有らば、先ず干照文書を取り改正し、欺弊有らば、追人を聽す。

諸帳及簿曆錢物有差失誤漏之類先取幹照文書改正有欺弊者聽追人  
(『慶元条法事類』 32 財用門三「點磨隱陷」 p. 341)

(文 44) 諸て合に納官すべきの錢物を根磨し出すは、催納到官を候ち、所属を経て審覆保明し、方に推賞を許す。

諸根磨出合納官錢物候催納到官經所屬審覆保明方許推賞 (『慶元条法事類』 32 財用門「點磨隱陷」) p. 341

(文 45) 諸公人驅磨・點檢し隱落並びに失陷の錢物を出せば、給賞の外、格に依り應に轉資すべし。而して餘數又た一倍以上に及ばば所属保明し尚書省に申す。

諸公人驅磨點檢出隱落失陷並錢物給賞外依格應轉資而餘數又及一倍以上者所屬保明申尚書省  
(『慶元条法事類』 32 財用門「點磨隱陷」) p. 341

・参考『宋会要輯稿』食貨 51-40「度支庫」政和三年十月十七日戸部尚書劉昺等奏(要約)

「諸吏人驅磨點檢出收到無額上供錢物、供申數目不實、而侵隱、移易別作窠名收系若支使者、諸州三千貫(累滿者同、提刑司依此)。提刑司六千貫、轉一資」を『政和賞格』に。

「諸吏人驅磨點檢出收無額上供錢物供申數目不實、而侵隱、移易別作窠名收系若支使者、州及八千貫、提刑司一萬五千貫以上、(累滿者同)。並奏裁」を『政和賞令』に。

「諸驅磨點檢出收到無額上供錢物供申數目不實、而侵隱、移易別作窠名收係若支使者、三百貫(累滿者同、餘項依此)。陞一名、一千貫、陞二名、二千貫、陞三名、四千貫、陞四名、七千貫、陞五名、一萬二千貫、轉一資、三萬貫已上、取裁」を『尚書戸部司勳格』に  
契勘闕下支用見錢、全仰諸路上供有額、無額錢數應辦。其無額錢、元豐間歲收約一百七十八萬貫、近年以來、所收約八九十萬貫、比舊大段數少、虧損省計。緣無額上供雖有窠名而各無定數、從前據憑場務收到數目申州驅磨、報提刑司、本司備申省部拘催起發。若供申隱落、止有斷罪約束、即無點檢告賞之文。兼近承朝旨、令諸路常平司驅磨到崇寧元年至大觀三年侵使隱落上供無額錢、總計一百七十餘萬貫、金銀物帛一十萬餘斤兩等、如此顯有陷失錢物、蓋為未有勸賞、致所屬不肯盡公點檢驅磨。今相度、欲乞今後場務收到無額錢物、供申所屬州軍提刑司并本部、如逐處能點檢、驅磨、告發、侵隱、失隱錢物、並依政和賞格令法施行。又檢會大觀諸路上供錢物續降敕令節文、諸無額上供錢物、場務限次季孟月十日前具逐色都數申本州驅磨、本月二十日前申轉運司(仍具一般狀入遞、申尚書)<sup>99</sup>

・参考『慶元条法事類』 30 財用門「上供」賞令

諸吏人驅磨點檢出收到無額上供錢物供申數目不實而侵隱移易別作窠名收系若支使者州及八千貫提點刑獄司一萬五千貫以上累滿者同並奏裁

「驅磨」安部健夫『元代史の研究』創文社、1972 は官錢や官物に関する文書を調査する意と類推する(p. 323、357)。『宋会要輯稿』職官 3-8「中書省」元豐 4 年 6 月 28 日・職官 3-46「檢正」に「中書に詔す、自今、應ゆる相度・定奪・分析・體量・勘會・驅磨・點檢の類、並びに置簿し催轄・勾銷し、檢正官に委ね緊慢を量し給限す」<sup>100</sup>とある。



「隠落並びに失陥の錢物」もと「隠落失陥并錢物」に作るが以下の慶元文書令にある通り誤りであろう。なお、『長編』385 元祐元年八月丁酉に同年正月十四日の點磨指揮のことがあり、「臣訪聞すらく、點磨自り以來、明見欺隱情弊及び誤支失陥は錢約一萬七千餘貫、動使等物約三百餘件、其れ未だ歸著を見ざるの已行取會は、錢約四萬四千貫、蘇木等物約四十六萬餘斤。未だ點磨を経ざるは尚お多し」との右司諫王觀の言がある<sup>101</sup>。

「格に依り」『慶元条法事類』32 財用門「點磨隱陷」所載の賞格参照。

隠落・失陥錢物を告るも、未だ明らかならず官司因りて差人し驅磨せしめれば、出納一分に一釐半を給す（告及・驅磨人各の一半を給す）<sup>102</sup>

（文 46）諸て告及・驅磨・點檢し隠落錢物を出すは、未だ得ざれば給賞を減半し、仍お止だ犯人に于て追理す。

諸告及驅磨點檢出隠落錢物未得者減半給賞仍止于犯人追理（『慶元条法事類』32 財用門「點磨隱陷」）p. 341

（文 47）諸て隠落及び失陥錢物を驅磨・點檢するも、未だ明らかならず、因りて別に差人し驅磨せしめ、或いは後人承行し結絶し始めて隠落・失陥を見るは、得る所を以て賞し均給す。

諸驅磨點檢隠落及失陥錢物未明因而別差人驅磨或後人承行結絶始見隠落失陥者以所得賞均給（『慶元条法事類』32 財用門「點磨隱陷」）p. 341

「告及・驅磨」『慶元条法事類』32 財用門「點磨隱陷」の賞格には「隠落・失陥の錢物を告るも…（告及・驅磨人、各の一半を給す）」とある。

「承行」『大漢和辞典』5「承行」の項では「上の命をうけておこなう」とあり、『清代六部詞典完本』「承行書辨」は、清代総督巡撫衙門の書吏を指し、上司官員の命を受けるためこの称がある、と説明する。

「未明因而別差人」上記『慶元条法事類』32 財用門「點磨隱陷」の賞格には「隠落・失陥の錢物を告るも、未だ明らかならず官司因りて差人し驅磨せしめれば、」<sup>103</sup>とある。

（文 48）諸て告及・驅磨・點檢し隠落及び失陥の錢物を出せば、應に推賞すべき者は州縣提點刑獄司に委ね十日を限り覆定し訖らば之れを賞す（發運・監司・提點鑄錢・解塩司の類人吏隣路に委ぬ。提點刑獄司此れに准ず）仍お尚書戸部に申し檢察せしむ。

諸告及驅磨點檢出隠落及失陥錢物、應推賞者州縣委提點刑獄司限十日覆定訖賞之發運監司提點鑄錢解塩司之類人吏委鄰路提點刑獄司准此仍申尚書戸部檢察（『慶元条法事類』32 財用門「點磨隱陷」）p. 341

（文 49）諸て告及・驅磨・點檢し隠落並びに失陥の錢物を出し、應に賞すべき者は、納むる所の物を以て准價し、仍お数に依り借支す。即ち犯人は應に追する勿れ、或いは追して足らざれば、干繫人均備す。

諸告及驅磨點檢出隠落並失陥錢物、應賞者、以所納物准價仍依數借支即犯人應勿追或追而不足者幹係人均備（『慶元条法事類』32 財用門「點磨隱陷」）p. 341

・参考『宋会要輯稿』食貨 51-42「度支庫」政和 3 年 10 月 17 日

政和格令『諸て告及・驅磨・點檢し隠落並びに失陥の錢物を出し、應に賞すべき者は、納むる所の物を以て准價し、仍お数に依り借支す。即ち犯人は應に追する勿れ、或いは追して足らざれば、干繫人均備し告し、及び驅磨・點檢し隠落並びに失陥の錢物を出さば一分に及ぶ毎に三釐を給す』。

（文 50）諸て吏人驅磨・點檢し收到せる無額上供錢物の供申の数目の不實を出し、而て侵隱・移易し別に窠名を作り收係し、支使するが若きは、州は八千貫に及び、提點刑獄司は一萬五千貫以上ならば（累滿は同じ）並びに奏裁す。

諸吏人驅磨點檢出收到無額上供錢物供申數目不實而侵隱移易別作窠名收系若支使者州及八千貫提點刑獄司一萬五千貫以上（累滿者同）並奏裁（『慶元条法事類』32 財用門「點磨隱陷」）  
p. 342

・参考『慶元条法事類』30「上供」賞令 p. 292

諸吏人驅磨點檢出收到無額上供錢物供申數目不實而侵隱移易別作窠名收系若支使者州及八千貫提點刑獄司一萬五千貫以上累滿者同並奏裁<sup>104</sup>

「無額上供錢物」『宋會要輯稿』食貨 51-36 大觀 3 年 3 月 2 日に戸部侍郎吳擇仁等の奏として「勘會するに戸部財計、總諸路無額上供錢歲百餘萬、名色は至多、全て檢察に頼る。近ごろ諸路將應に就支すべきの錢物、各の指して無額上供を用てす。其の歳收不同、事目繁碎なるを以て、若し吏彊く官怠れば、得るに侵隱を以てす云々」とある<sup>105</sup>。南宋初には「擅行截使移易上供錢物法」があった（『宋會要輯稿』職官 43-145「提點坑冶鑄錢司」紹興 2 年 5 月 11 日）。

（文 51）諸州吏人、審磨し夏秋稅租簿内に差錯・走失・隱落・失陷の稅租有るを出せば、納畢の鈔簿を磨勘するに依り推賞す。

諸州吏人審磨出夏秋稅租簿内有差錯走失隱落失陷稅租者依磨勘納畢鈔簿推賞（『慶元条法事類』32「點磨隱陷」） p. 342

「審磨」審字は審磨など他字とも合わさり、觀察・研究を表す（肖建新「宋代審計三論」『史学月刊』2000-1）。

（文 52）諸州・縣場務收支曆、如し官司の取索・推究に遇わば、先ず所属に申し別に簿を置き見在數目を膳入し印押し訖りなば行使し、方に發送するを得。

諸州縣場務收支曆如遇官司取索推究者先申所屬別置簿膳入見在數目印押訖行使方得發送（『慶元条法事類』36「庫務門」「場務」） p. 367

「置簿」差した人の姓名、發送の場所・日付、置簿終了の日付などについての書式は『慶元条法事類』30「上供」倉庫式「諸路轉運等司稽考上供錢物簿」（p. 297）に見える。

#### 付録：慶元文書式

文書式

名諱

聖祖名

元（胡涓切）懸縣駘玃縣頰佗昫法匄肱眩閔茲蚊狗炫玃玃

朗（盧黨切）佞崑榭良艱良諛眼娘眼兩兩破狼窶窶闐浪垠

廟諱

匡（去王切）筐眶恠劄滙鬢匪蜺筐輒頭眶框闔眶廷輕

允（羊晉切）醞鞫引躬鋤軫酌 洵瀆戴又杓蟻衍

炅（古迴切）頰炯飼嬰洞穎耿蝸頰吞鑿局憬臯

恒（胡登切）峒恒很檜

禎（陟盈切）禎貞偵鄭嬪征症漬隕貞損鄧

曙（常恕切）署抒睹蓐蓐薯濶曙樹殊遇切□□）儻葭豎封倂倂踟熒□ 澍贖屬贖

頊（呼玉切）旭勛胸顛臙瑋幣



妾年月日下具夫或子官封臣姓名母或妻封邑妾姓氏

奏狀

某司自奏事則具官

某事云云自奏事而無事因者於此便云右臣

右云云列數事即云右謹件如前云云謹錄奏

聞謹狀取旨者云伏候敕旨

年月 日具官止書官職差遣餘狀牒式准此臣姓 名狀奏

余官高者列于左餘式及狀牒之類並准此臣下及內外官司陳敘上聞並用此式狀前及封面以黃紙貼事日在外奏者仍於狀前帖出至京地裡及申發日時應奏請事非上殿者於年月旁貼乞降付某省或樞密院借印者亦於此帖出奉使者仍貼云臣今見在某處某月日發回某處以上用表奏請者各准此封面具官

臣姓名狀奏謹封實封即云謹實封實封者折角重封兩端用印無印者口臣名書字封面不貼黃在外奏者止貼系機密或急連字即臣僚在外自有所陳及破旨分析事狀雖實封亦略貼事日其用劄子者前不具官不用右不用年改狀奏為劄子事末云取進止在京官司例用劄子奏事者前具司名用膀子者唯不用年不全幅不封餘同狀式

狀

某司自申狀則具官姓名

某事云云自申狀而無事因者於此便云右某

右云云謹具申如前列數事云右件狀如前云云

某司謹狀取處分即云伏候指揮

年月 日具官姓 名 狀

申所統攝官司皆用此式在外申三省樞密院若省台寺監者准此仍於狀前貼出至京地裡及申發日時餘公文往還亦書入遞年月日其年月日下舊書主典姓名者自從舊

牒

某司 牒 某司或某官

某事云云

牒云云如前列數事則云牒件如前云云謹牒

年月 日

具官姓 書字

內外官司非相統攝者相移則用此式諸司補牒准此唯改牒某司作牒某人姓名不闕字辭未云故牒於年月日下書吏人姓名官雖統攝而無申狀例及縣於比州之類皆曰牒上於所轄而無符帖例者則曰牒某司或某官並不闕字

關

某司

某事云云

右關

某司謹關本司內諸案相關者則云故關

年月 日請領官物仍書字無印者准此

官司同長官而別職局者若有事相關並用此式

符

某州

某事云云

某處主者云云符到奉行

年月 日下

吏人姓名

具官止書差遣帖式准此書字

州下屬縣用此式本判官壹員書字

帖

某司  
某事云云  
右帖某處云云如前列數事則云右件云云年月 日帖  
具官姓 書字  
州下屬縣不行符者皆用此式余上司于所轄應行者准此  
曉示  
某司  
某事云云  
右云云曉示云云者前列數事則云右件  
年月 日書字  
内外官司事應眾知者用此式用榜者准此唯年月日下書榜字友列位依牒式  
都簿  
某司本司所管案並列於後其簿曆名件同者各立案名每案具數倉庫准此  
某案管簿曆若干餘案准此  
某簿量留空行以備註入續附之數餘簿曆准此  
第壹扇紙若干張某年月日置續置者依此次第抄上曆准此簿後年月官吏系書依常式  
（『慶元条法事類』16 文書門「文書」）

刺帳  
某州  
今供某年某色刺帳  
一前帳應在見管或應管數已在今帳應在或應管項內作舊管聲說  
一前見在或實催（依全帳式開具如無即說無新收支破並應在舊管收破並准此）  
一新收  
一支破（開閣准此）  
一應在（應管准此）  
一見在更不開  
右件狀如前今攢造到某年某色刺帳壹道謹具申某年司謹狀  
年月 日 依常式  
單狀  
某州  
今供某年某色單狀其舊管並在某年租帳內開坐今帳並無收破並應任官物  
右謹具申  
某司謹狀  
年月 日依常式  
（『慶元条法事類』37 庫務門「給納」）

## II 『吏部条法』に見える淳祐令

上記の『慶元条法事類』の採録内容が純然たる海行法であるに対し、吏部関係法を收拾した『吏部条法』の内容は、詳しくは「III 南宋吏部関係法」で改めて詳述するが、特別法の部類に属する。だが含まれる法条としては、考功令、通用令といった特別法条文とともに吏部関係に関わる海行法も収録されており、それは主に淳祐考課令・薦举令である。以下は、『吏部条法』に見えるこの海行法部分・淳祐令の分析であり、まず条文を示すとともに、『慶元条法事類』、及びその他の史

料に対応する条文、または成立に関わる記述が見られる場合に、それを示し、必要に応じてコメントを加える。

【14626 「文武臣通用」】

(1) 諸命官移任。已受告敕宣劄者。解罷（守臣任滿。或被改除。須候替人、方許離任。得宮觀。及因罪罷者非）。若不因罪犯體量。而新任非過滿。及見闕願候替人。或於百日内候考滿者。聽並申尚書吏部。新任未滿未闕者。不在卻乞解罷之限。

考課令。慶元令考課令にある本淳祐令は、この紹興 9 年に詳定一司敕令所の修した内容に淵源するのであろう。

〔『慶元条法事類』5 職制門「到罷」、5 職制門「考任」考課令「諸命官移任已受告敕宣劄者解罷（守臣任滿或被改除須候替人方許離任得宮觀及因罪罷者非）若不因罪犯體量而新任非過滿及見闕願候替人或於百日内候考滿者聽並申尚書吏部新任未滿未闕者不在卻乞解罷之限」。『宋会要輯稿』職官 8-23「吏部」、『宋会要輯稿』補編「銓選」紹興 9 年 2 月「十四日、詳定一司敕令所言「本所今看詳刪修到、「諸命官移任、已受告敕、宣劄者解罷、若不因罪犯體量、而新任非過滿及見闕、願候替人或於百日内候考滿者聽、並申尚書吏部。新任未滿、未闕者不在卻乞罷之限」。從之）。

(2) 諸命官下班祇應。閏月到任。次年本月（謂閏所附之月）成考。若任滿外遇閏者。聽充補填日數。即在考内。及前後任補滿成年者。並不在理閏之限。

考課令。慶元にある。

〔『慶元条法事類』5 職制門「考任」考課令「諸命官下班祇應閏月到任次年本月（謂閏所附之月）成考。若任滿外遇閏者聽充補填日數即在考内及前後任補滿成年者並不在理閏之限」〕

(3) 諸非在任官。被旨差緣軍期邊事刑獄。及往水土惡弱處、各理為在任。餘事無稽違者。以二日折一日（内選人被旨差權正闕。如系錢穀。及趁辦課利及半年以上、準此正官。差出權攝非）及三年以上者。申尚書省。或樞密院、其停替未該參選。並尋醫侍養。丁憂之類者、不在理任之限。

考課令。慶元にある

〔『慶元条法事類』5 職制門「考任」考課令「諸非在任官被旨差緣軍期邊事刑獄及往水土惡弱處各理為在任餘事無稽違者以貳日折壹日（内選人被旨差權正闕如係錢穀及趁辦課利及半年以上准此在官差出權攝非）反參年以上者申尚書省或樞密院其停替夫該參選并尋醫侍養丁憂之類者不在理在之限」〕

(4) 諸命官在任。非被旨選差。及不拘常制。若權替不職之人。及充考試官。應副軍期河防危急。推鞫錄問。檢法驗屍部夫。權繁難縣。及捕盜官。並課利場務。（謂無正官者。創置同）便糴和糴。煎榷鹽井。檢踏坑冶。（權監同）按覆農田水利。定奪兩競要切公事。體量敗闕坊場。而緣餘事差出州界。每考通計過百日者。所過月日、不理為考任。（自陳通計月日有礙、而不為改差者非）若事須委官。而所部無官可差。雖差出已滿百日。亦聽差理。仍事狀保明。申尚書省。

考課令。慶元にある。

〔『慶元条法事類』5 職制門「考任」考課令「諸命官在任非被旨選差及不拘常制若權替不職之人及充考試官應副軍期河防危急推鞫錄問檢法驗屍部夫權繁難縣及捕盜官並課利場務謂無正官者創置同便糴和糴煎榷鹽井檢踏坑冶權監同按覆農田水利定奪兩競要切公事體量敗闕坊場而緣餘事差出州界每考通計過百日者所過月日不理為考任自陳通計月日有礙而不為改差者非若事須委官而所部無官可差雖差出已滿百日亦聽差理仍具事狀保明申尚書省」〕

(5) 諸命官被召赴闕。或試刑法。若應舉而還任。（及第出身不願還任者）聽<sup>〔ママ〕</sup>或在假不滿百日。或乞假离任。并公罪杖、私罪笞。被追攝、願補填成考任者聽。仍申尚書吏部（無罪被追攝者、雖在禁、並理為考任）。

考課令。慶元にある。

（『慶元条法事類』5 職制門「考任」考課令「諸命官被召赴闕或試刑法若應舉而還任（及第出身不願還任者聽）或在假不滿百日或乞假離任并公罪杖私罪笞被追攝願補填成考任者聽仍申尚書吏部（無罪被追攝者雖在禁並理為考任）」

（6） 諸命官因事被對移者。不理為考。即已被對移而無實狀者。聽通理。

考課令。慶元にある。（『慶元条法事類』5 職制門「考任」、8 對移」考課令「諸命官因事被對移者不理為考即已被對移而無實狀者聽通理）」

（7） 諸命官違法。差出月日。不理為考任。其不妨本職。或不滿十日。並自陳（謂被差未行而申者）而不為行者聽理。

考課令。慶元にある。

（『慶元条法事類』5 職制門「考任」考課令「諸命官違法差出月日不理為考任其不妨本職或不滿拾日并自陳（謂被差未行而申者）而不為行者聽理）」

（8） 諸縣令佐已差出而承本縣關報有飛蝗。及蝻蟲生髮。應還任而托故不還者。其差出月日。不理為任。

考課令。慶元にある。

（『慶元条法事類』5 職制門「考任」考課令「諸縣令佐已差出而承本縣關報有飛蝗及蝻蟲生發應還任而托故不還者其差出月日不理為任）」

（9） 諸課利場務監官。到任及一年半。比祖額一萬貫增三千貫（不及一萬貫準此）其額每加一萬貫者。所增加五百貫至五千貫止。或十年內虧六年。而能敷年額者。許轉運司保奏再任（應升資序者。再任日理）。

考課令。慶元にある。

（『慶元条法事類』15 選舉門「舉辟」薦舉令「諸課利場務監官到任及一年半比祖額一萬貫增三阡貫（不及一萬貫準此）其額每加一萬貫者所增加五百貫至伍阡貫止或十年內虧六年而能敷年額者許轉運司保奏再任（應陞資序者再任日理）」、『宋会要輯稿』食貨 56-22「金戸部度支／戸部」元豐六年四月三日「詔、諸課利場務監官、比祖額見虧者、早入暮出。候敷及祖額、依舊卯入申出。從大理少卿呂孝廉請也」が行為の内容として少し関係する）

（10） 諸命官下班祇應。不因罪犯、體量替移。若誤停替放罷。並省員廢並沖改、或因誤差注。而改正別授差遣。願補滿前任者聽。仍到任半年内。申本州錄報在京所屬（別條聽捕滿前任者準此。申若聽通理。而卻不願者。自承告示日。限三十日內申陳。已曾差下替人者非）即所補不及一年者。候滿一年替。其新任應立界比較賞罰者。界滿聽交。 諸奉使。若屬官（並謂被旨者）其所差月日。聽理為資任。

考課令。慶元にある。

（『慶元条法事類』5 職制門「考任」考課令「諸命官下班祇應不因罪犯體量替移若誤停替放罷并省員廢併衝改或因誤差注而改正別授差遣願補滿前任者聽仍到任半年内申本州錄報在京所屬（別條聽補滿前任者惟此申若聽通理而卻不願者自承告示日限參拾日內申陳已曾差下替人者非）即所補不及壹年者候滿壹年替其新任應立界比較賞罰者界滿聽交）」

（11） 諸綱運。被朝旨借差別運官物者。其押綱人往回裝卸。及事故月日。並聽補填。

考課令。慶元にある。

（『慶元条法事類』5 職制門「考任」考課令「諸綱運被朝旨借差別運官物者其押綱人往回裝卸及事故月日並聽補填）」

【14626「承務郎以上」】

(12) 諸寄禄官。朝議大夫以下。在任及二年以上。而因事替移。應入一等差遣者（謂因不職不和之類。但有事因而不曾勘罰者。皆是）若折資監當。尋醫侍養。隨侍隨行。指教罷任（緣致仕罷任、復仕日同）聽補滿前任。雖所補不及一年。並候滿一年罷。即補滿而願外移者。亦聽仍申尚書吏部。

考課令。慶元にある。

『慶元条法事類』5 職制門「考任」考課令「諸寄禄官朝議大夫以下在任及貳年以上而因事替移應入壹等差遣者（謂因不職不和之類但有事因而不曾勘罰者皆是有）若折資監當尋醫侍養隨侍隨行指教罷任（緣致仕罷任復仕日同）聽補滿前任雖所補不及壹年並候滿壹年罷即補滿而願外移者亦聽仍申尚書吏部」

#### 【14626 「文臣」】

(13) 諸以恩賞。若非次轉官者。不隔磨勘（文臣因恩賞轉者。至中奉大夫止）若年七十以上。或因老疾、陳乞宮觀嶽廟留台。並不在磨勘之限。即太中大夫以上。不用此令。

(14629 「文武臣通用」淳祐令に重出。永樂大典 14629 磨勘門「磨勘撮要」「文武臣通用」「應以恩賞若非次轉官者。不隔磨勘」参考。ここでは撮要のため諸を應とし、また引用部分は一歩であるが、本条かと思われる)

#### 【14627 「吏部」】

(14) 諸前宰相執政官。歲舉改官升陟者。不以内外。雖非本轄而在任者。聽舉。若見任又應舉者、數外別舉。

薦舉令。慶元にある。

『慶元条法事類』14 選舉門「改官關陞」薦舉令「諸前宰相執政官、歲舉改官者、不以内外。雖非本轄而在任者、聽舉若見任又應舉者、數外別舉」、永樂大典 14627 薦舉門「薦舉撮要」「應前宰相執政官。歲舉升陟者、不以内外。雖非本轄而在任者聽舉。若見任又應舉者。數外別舉」撮要では諸が應になっているのみで基本、同じ。

(15) 諸路安撫使及帶安撫、並主管本路安撫司公事、而兼知州者。歲舉改官、于本路各聽別舉。帶緣邊安撫使、並主管緣邊安撫司公事者非。

薦舉令。慶元にある。

『慶元条法事類』14 選舉門「改官關陞」薦舉令「諸路安撫使及帶安撫、并主管本路安撫司公事、而兼知州者、歲舉改官、於本路各聽別舉（帶緣邊安撫使并主管緣邊安撫司公事者、非）。同薦舉格「諸路安撫使及帶安撫、並主管本路安撫司公事知州者／三人」云々」。

(16) 諸知州、聽歲舉承直郎以下改官迪功郎。充縣令。

『宋会要輯稿』選舉 29-20 「舉官三」建炎 4 年 3 月 13 日「詔、提舉福建路茶事司歲舉官、並依京東等路提舉鹽事官例、承直郎以下改官二員、從事郎以上三員、迪功郎充縣令三員、承務郎以上陞陟七員、大小使臣陞陟七員」と内容に關係する詔があるが、本令と文言が異なる。『慶元条法事類』14 選舉門「改官關陞」薦舉令「諸知州聽歲舉承直郎以下改官、迪功郎充縣令」（なお、「歲舉迪功郎」「充縣令」で諸データベースを検索すると、なお関連史料がある）

(17) 諸舉承直郎以下改官者。以三分之一、舉充從事郎以上。若不及三員。及有餘數。聽從便。（謂如應舉五員者。舉二員。改官一員。從事郎以上。余改官從事郎以上。聽從便）即舉流外出身人、充縣令。或換使臣理改官人數。

薦舉令。慶元にある。

『慶元条法事類』14 選舉門「改官關陞」薦舉令「諸舉承直郎以下改官者以三分之一舉充從事郎以上若不及三員及有餘數聽從便（謂如應舉五員者舉貳員改官一員從事郎以上餘改官從事郎以



上聽從便)即舉流外出身人充縣令或換使臣理改官人数。『宋会要輯稿』選舉 29-21「舉官三」紹興元年十一月五日「兩浙路提點刑獄施垌言、……依政和法「以三分之一、舉充從事郎以上」、未審合于從事郎數外添舉、詔舉從事郎以上三員外、許舉改官、以十員為額」參考。つまり、政和法にはこの骨格部分はあった。だが慶元・淳祐薦舉令のようなかたちになったのはいつかは分からない)

(18) 諸進納出身人。不許舉辟(謂奏舉奏辟差遣。餘條稱舉辟準此)其系承直郎以下成四考者。許薦舉。即流外出身人。歷任無贓私罪。有舉者二人聽舉辟。  
薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』15 選舉門「舉辟」薦舉令「諸進納出身人不許舉辟(謂奏舉奏辟差遣餘條稱舉辟準此)其系承直郎以下成肆考者許薦舉即流外出身人歷任無贓私罪有舉者二人聽舉辟」)

(19) 諸舉承直郎以下改官。或充從事郎以上。及縣令者。於被舉人應用之數。謂應用升改者已過二人。内用職司者。職司或餘官通計不許薦舉。  
薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選舉門「改官闕陞」薦舉令「諸舉承直郎以不改官、或充從事郎以上、及縣令者、於被舉人應用之數、謂應用陞改者已過二人、内用取司者、職司或餘官通計不許薦舉」。なお『慶元条法事類』14 選舉門「改官闕陞」薦舉式に「舉承直郎以下改官……………」と対応するものがある。『宋会要輯稿』選舉 3-15「舉官四」隆興元年「又條「諸舉承直郎以下改官者、三分之一充從事郎」」とあり目を引くが、しかしこれはむしろ『慶元条法事類』14 選舉門「改官闕陞」薦舉令「諸舉承直郎以下改官者以三分之一舉充從事郎以上若不及三員及有餘數聽從便謂如應舉三員者舉貳員改官一員從事郎以上餘改官從事郎以上聽從便即舉流外出身人充縣令或換使臣理改官人数」に対応したものだろう)

(20) 諸轉運司舉承直郎以下者。據人数使副均舉。提點刑獄司置兩員者準此判官比使副一員。三分舉一以上。數不等者。長官就多舉。止有使副應舉之數者。若差使副一員。其判官所舉。減使副二員。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選舉門「改官闕陞」薦舉令「諸轉運司舉承直郎以下者據人数使副均舉提點刑獄司置兩員者準此判官比使副壹員三分舉一以上數不等者長官就多舉止有使副應舉之數者若差使副一員其判官所舉減使副二員」)

(21) 諸路轉運置兩員。而俱差判官。其應舉改官人数。各以半充使副舉狀(畸數聽使副狀從多。若上半年俱差判官。而下半年差到使副。其半充使副舉狀。即不應奏舉)歲終不差使副者、以使副一員應舉之數。比判官一員。所餘人数均舉。其有零數者。輪舉(謂如一路使副一員。應舉八人。判官一員應舉五人其判官兩員共舉十人内六人充使副舉狀歲終吏共舉三人以二人充使副狀以上。並於狀内聲說)。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選舉門「改官闕陞」薦舉令「諸路轉運置兩員而俱差判官者其應舉改官人数各以半充使副舉狀(畸數聽使副狀從多若上半年俱差判官而下半年差到使副其半充使副舉狀即不應奏舉)歲終不差使副者以使副一員應舉之數比判官一員所餘人数均舉其有零數者輪舉(謂如一路使副一員應舉八人判官一員應舉五人其判官兩員共舉十人内六人充使副舉狀歲終更共舉三人以二人充使副狀以上並於狀内聲說)

(22) 諸歲舉所部官二員以上者。分上下半年舉。數若不等先舉多者若替移。以未舉官數牒後官通計。仍申尚書吏部。及報進奏院、即于本司遷職任者。謂如轉運判官。就遷副使之類亦通計當年已舉之數。

薦舉令。慶元にある。

『慶元条法事類』14 選舉門「改官闕陞」「薦舉總法」薦舉令「諸歲舉所部官貳員以上者分上下半年舉（數若不等先舉多者）若替移以未舉官數牒後官通計仍申尚書吏部及報進奏院即於本司遷職任者（謂如轉運判官就遷副使之類）亦通計當年已舉之數」。『宋會要輯稿』選舉 3-15「舉官四」隆興元年「又條諸舉承直郎以下改官者、三分之一充從事郎、乞條諸歲舉所部官二員以上者、分上下半年、今勘當欲依本官所乞。從之」、関連して『文獻通考』、孝宗隆興元年、「詔、選人歷十二考以上、無贓私罪、與減舉主一員。用聞人滋之言也。舊舉主須員足、乃以其贖上。若舉主物故或罷免、則不計、故有得薦贖十餘而不克磨勘者。淳熙中、始有逐旋放散之令、人皆便之」参照）

（23） 諸舉官有員數、而前官舉狀不該用。（前官系轉運使副、已依格舉過員數。後官雖系判官、聽依使副已舉員數補舉）。或前官前一年未舉員數（前官系轉運使副、有未舉員數。後官系判官者、止依判官合舉員數補舉）、聽次年再舉。若被舉之官身亡致仕、或因贓私罪停廢、及舉狀到部收使外有剩數、或未收使而別因恩賞及特旨改官、不曾收使者、並聽再舉（若元舉官未曾再舉。亦聽次年補舉。即舉狀已經收附、而稱考第舉主未足、別行舉官者。不得收使。如所舉人有改節事狀、即許爭吏部。不用仍理為舉過員數）。

薦舉令。淳熙・慶元にある。

『慶元条法事類』14 選舉門「改官關升」「薦舉總法」薦舉令「諸舉官有員數、而前官舉狀不該用。（前官系轉運使使副、已依格舉過員數。後官雖系判官、聽依使副已舉員數補舉）。或前官前一年未舉員數（前官系轉運使副有未舉員數、後官系判官者、止依判官合舉員數補舉）、聽次年再舉。若被舉之官身亡致仕、或因贓私罪停廢、及舉狀到部收使外有剩數、或未收使而別因恩賞及特旨改官、不曾收使者、並聽再舉（若元舉官不曾再舉、亦聽次年補舉。即舉狀已經收附、而稱考第舉主未足、別行舉官者、不得收使。如所舉人有改節事狀、即許申吏部。不用仍理為舉過員數）」、『慶元条法事類』14 選舉門「改官闕陞」隨職制敕申明「淳熙十年六月七日敕、敕令所狀檢照、淳熙令「諸舉官有員數、而前官舉狀不該用、或前官前一年未舉員數、聽次年再舉、若被舉之官身亡致仕、或因贓私罪停廢、及舉狀到部收使外有剩數、或未收使而別因恩賞及特旨改官、不曾收使者、並聽再舉（以上は慶元・淳祐令と同じだが、注を抜かしている）」。續有淳熙七年二月二十三日、集議權減薦舉改官員數舉詞、並依舊法。候申發到部仍許即時放散既稱即時理作放散即是已行收使難以又行補舉奉聖旨依本所看詳前項指揮本因權減舉改官員數候到部即時理作放散難以又行補舉取到吏部狀稱舉狀未曾到部即不合理作放散若有被舉之官身亡致仕停廢自合照應條法補舉今聲說照用」。永樂大典 14627「侍郎左選申明」「寶祐四年十月六日。都省批下吏部條具郎中張鎮奏。銓曹左選。越法舞文為奸之弊。下吏部嚴加革絕、開具下項。一、…、一有數年已廢之削。乃取之而複補發。照得、諸舉官有員數。而前官舉狀不該用。或前官前一年未舉員數。聽次年再舉。若被舉之官身亡致仕。或因罪停廢。及舉狀到部收使外。有剩數或未收使。因別賞。特旨改官。不曾收使者。並聽再舉。法中所載前一年員數。聽次年再舉續。寶祐元（1253）年二月內。陳尚書塏申。請身亡員數。不許補舉條法與指揮抵牾。今看詳身亡員數。明言許次年補舉。近降指揮不許補舉。乞朝廷明降指揮下部。遵照條法。如有補舉身亡員數。當年舉次年補者可用。出違次年。不許放散收使」。すなわちこの条文は、すでに淳熙令に見られる。『慶元条法事類』に引く淳熙令は注を引用していないが、本文は慶元（1195～）・淳祐（1241～）令と同じである。また、大典には、淳熙令宝祐年間の都省批下吏部條具郎中張鎮奏に、照得、としてこの法の本文が引用されている）。

（24） 諸迪功郎以上。實曆及一考。聽舉關升。已滿三考赴第二任。方許薦舉改官。初任一考以上。不因罪犯罷者。于後任湊成三考。亦聽舉。仍於奏狀內聲說前後任湊成三考因依。即初任不成考。雖後任成三考者非。

薦舉令。淳熙・慶元にある

（大典 14627、14628 重出。『慶元条法事類』14 選舉門「改官關升」薦舉令「諸迪功郎以上實曆及壹考聽舉關升已滿三考赴第貳任方許薦舉改官（初任一考以上不因罪犯罷者于後任湊成三考

亦聽舉仍於奏狀內聲說前後任湊成三考因依即初任不成考雖後任成三考者非)。大典 14627 薦舉門「薦舉撮要」應迪功郎以上。實曆及一考。聽舉關升、已滿三考。赴第二任、方許薦舉改官(初任一考以上。不因罪罷。後任湊成三考。亦聽)舉其關升狀。不許以到部日理計、改官狀不許先次收附、至考第及格日放散)

(25) 諸舉朝請大夫以下升陟者。合減承直郎以下改官之半。通判減知州所舉之半。止一員者間歲舉有零數。或不及一員者。聽舉一員。

薦舉令。淳熙・慶元にある

(『慶元条法事類』14 選舉門「升陟」薦舉令「諸舉朝請大夫以下升陟者各減承直郎以下改官之半通判減知州所舉之半(止一員者間歲舉)有零數或不及一員者聽舉一員」。『宋會要輯稿』選舉 28-28「舉官二」元符三年「九月十六日、臣僚上言、竊見應合舉升陟員數、減改官之半、所限員數甚狹、往往遺材、不無滯淹之歎。欲乞合舉升陟並依改官員數施行。諸舉朝請大夫以下升陟者、並依合舉改官幕職官之數、通判減知州所舉之半、有零數者聽舉一人。從之」とあり、元符の臣僚上言に本条は現れる)

(26) 諸路安撫使、監司、路分、總管、鈐轄、知州、通判、聽歲舉大小使臣校尉升陟任使。

薦舉令。淳熙・慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選舉門「升陟」薦舉令「諸路安撫使監司路分總管鈐轄知州通判聽歲舉大小使臣校尉升陟任使」)

(27) 諸歲舉大小使臣校尉升陟者。並通融薦舉。其舉緣邊重難任使。不得過所舉之半」。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選舉門「陞陟」薦舉令「諸歲舉大小使臣校尉陞陟者並通融薦舉(其舉緣邊重難任使不得過所舉之半)」)

(28) 諸發運轉運使副提點刑獄。及朝奉郎。若帶職升朝官。武功至武翼大夫。正侍至右武郎以上。充知州、或安撫副使。都監州總管鈐轄以上者。許歲舉所部廉幹有方略。善弓馬。經兩任親民無遺闕。曾曆邊任。小使臣一員、充合門祇候。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』15 選舉門「舉武臣」薦舉令「諸發運轉運使副提點刑獄及朝奉郎若帶職陞朝官武功至武翼大夫正侍至右武郎以上充知州或安撫副使都監州總管鈐轄以上者許歲舉所部廉有方略善弓馬經兩任親民無遺闕曾曆邊任小使臣一員充合門祇候」)

(29) 諸發運轉運提點刑獄司。應分舉官而有關員者。至歲終許見任官並舉。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選舉門「薦舉總法」薦舉令「諸發運轉運提點刑獄司應分舉官而有關員者至歲終許見任官併舉」)

(30) 諸應試刑法官。雖未注官。及不在任。並聽奏舉。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』15 選舉門「試刑法」薦舉令「諸應試刑法官雖未注官及不在任並聽奏舉」)

(31) 諸薦舉官。不得以虛詞溢美。並具治跡實狀以聞。其文臣待制太中大夫以上。武臣觀察使以上。依十科格法薦舉者。準此。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選舉門「薦舉總法」薦舉令「諸薦舉官不得以虛詞溢美並具治跡實狀以聞」、『慶元条法事類』14 選舉門「十科」薦舉令「諸薦舉官不得以虛詞溢美並具治跡實狀以聞其

文臣待制太中大夫以上武臣觀察使以上依十科格法薦舉者准此)」

(32) 諸舉官有數。而被旨增減。或未有數而創許舉者。具得舉數申尚書吏部。及報進奏院。薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選舉門「薦舉總法」薦舉令「諸舉官有數而被旨增減或未有數而創許舉者具得舉數申尚書吏部及報進奏院」)

(33) 諸命官犯罪。已敘正官而有止法。或敘散官監當。或止敘散官。其能改過。或才智武藝堪升擢者。許本轄官。或侍御史以上、薦舉。使至兼許正任以上。即散官無本轄者。聽所居本部長吏監司薦舉。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選舉門「薦舉總法」薦舉令「諸命官犯罪已敘正官而有止法或敘散官監當或止敘散官其能改過或才智武藝堪升擢者許本轄官或侍御史以上薦舉(使臣兼許正任以上即散官無本轄者聽所居本部長吏監司薦舉)」)

(34) 諸奉制書權攝職任者。許舉官。謂無正官者即佗官在所部權攝。而非制書所差者、不得薦舉。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選舉門「薦舉總法」薦舉令「諸奉制書權攝職任者許舉官謂無正官者即佗官在所部權攝而非制書所差者不得薦舉」。要錄174紹興二十六年八月壬申「吏部狀紹興令「諸奉制書權攝職任者許舉官他郡官在所部權攝而非制書所差者不得薦舉」。紹興二十五年續降指揮諸路應兼權監司並許依正官例薦舉內權職司之人許作職司收使今來諸路監司往往差足其前件指揮難以遵用欲依舊法施行從之)

(35) 諸經略安撫、發運轉運、提點刑獄、提點坑冶鑄錢、提舉常平茶鹽司屬官。許本路逐司官互相薦舉」。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選舉門「薦舉總法」薦舉令「諸經略安撫發運轉運提點刑獄提點坑冶鑄錢提舉常平茶鹽司屬官舉本路逐司官互相薦舉」。『宋會要輯稿』薦舉 28-28「舉官」元符3年「吏部言、准都省批送下開封府界提舉常平司狀、乞開封府界提點司管勾文字并管勾帳司官、提舉司管勾官、許兩司互相薦舉。所有知開封府、亦乞依經略安撫法。本部今相度、安撫、發運、轉運、提點刑獄、提舉常平司屬官、許本路逐司互相薦舉外、有開封府府界提點、提舉常平兩司屬官、欲亦許互相薦舉。及府界提舉常平司屬官、亦乞許依府界提點刑獄司檢法官、提點司帳司官、許知開封府歲舉。從之」。大典14627 薦舉門「薦舉撮要」「應經略安撫。發運轉運、提點刑獄。都大坑冶。提舉常平茶鹽司屬官。許本路逐司官互舉」)

(36) 諸命官特許理任。而所任涉兩路以上者。所至路安撫監司。各聽薦舉。即朝廷遣使按察。謂察訪體量之類。雖一路亦同所差屬官。不用此令。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選舉門「薦舉總法」薦舉令「諸命官特許理任而所任涉兩路以上者所至路安撫監司各聽薦舉即朝廷遣使按察(謂察訪體量之類雖一路亦同(所差屬官不用此令))

(37) 諸升朝官遇赦舉文學注權入官者。須知縣資序以上。在京職事官系升朝官。而資序未至。或已至而係承務郎以上、但雖壓在升朝官之上者同非責降。無贓罪及私罪徒者。聽同罪舉保二人。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選舉門「文學注官」薦舉令「諸陞朝官遇赦舉文學注權入官者須知縣資序以上(在京職事官係陞朝官而資序未至或已至而係承務郎以上但雜壓在陞朝官之上者同)非貴降無贓罪及私罪徒者听同罪舉保二人」)

(38) 諸注權入官人。許依正官薦舉」(『慶元条法事類』14 選挙門「薦舉總法」薦舉令「諸注權入官人許依正官薦舉」。

(39) 諸命官權教授。在任及半年以上。教導有方。聽依正官法薦舉。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選挙門「薦舉總法」薦舉令「諸命官權教授在任及半年以上教導有方聽依正官法薦舉」。大典 14627 薦舉門「薦舉撮要」「應命官權教授、在任及半年以上、教導有方。聽依正官法薦舉(如系見任教授攝他州教授。其權數舉狀到部。不許放散)」)

(40) 諸所舉官。與被舉之官。謂有員數應升改者各須在任。其薦舉日罷任者亦同在任。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選挙門「薦舉總法」薦舉令「諸所舉官與被舉之官(謂有員數應陞改者)各須在任(其薦舉日罷任者亦同在任)」。大典 14627 薦舉門「薦舉撮要」「應所舉之官。與被舉之官、各須在任 應、稱有舉主者。謂舉改官。及職官縣令。稱職司者。謂轉運使、副提點刑獄。及朝廷專差宣撫安撫察訪。餘同知州)」

(41) 諸添差不厘務官。不得薦舉作厘務。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選挙門「薦舉總法」薦舉令「諸添差不釐務官不得薦舉作釐務」)

(42) 諸親戚於法應避者。不許薦舉。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選挙門「薦舉總法」、15「舉辟」薦舉令「諸親戚於法應避者不許薦舉」。大典 14627 薦舉門「薦舉撮要」。「應親戚於法應避者、不許薦舉」)

(43) 諸舉官限員者。奏訖、錄奏檢聲說入遞年月日。引號、連於牒前、牒所舉官照會。限三日內繳元奏檢。申尚書吏部。每上下半年。具舉過職位姓名。充是何任使、某年月日入遞。第幾引發奏。充填前官舉狀。仍具充填事日狀二本申尚書省。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選挙門「薦舉總法」薦舉令「諸舉官限員者奏訖錄奏檢聲說入遞年月日引號連於牒前牒所舉官照會限三日內繳元奏檢申尚書吏部每上下半年具舉過職位姓名充是何任使某年月日入遞第幾引發奏(充填前官舉狀仍具充填事因) 狀貳本申尚書省」)

(44) 諸職任應舉官。而被召赴闕者。候還任乃舉。其離任及還任日。仍申尚書吏部。報進奏院。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選挙門「薦舉總法」薦舉令「諸職任應舉官而被召赴闕者候還任乃舉其離任及還任日仍申尚書吏部報進奏院」。『長編』503 元符元年十月壬辰「吏部言、以職任應舉官而被旨召赴闕者以職任應舉官而被旨召赴闕者、候還任方許奏舉。從之」。『宋会要輯稿』選挙 28-27「舉官二」元符元年十月十八日「吏部言、以職任應舉官而被旨召赴闕者、候還任方許奏舉、從之」。この元符の吏部言がもとになっている)

(45) 諸舉官狀已經用。而被舉之官犯罪。舉主應坐聽指實狀。經所在官司陳首。本處備坐承受月日。具錄元狀、或連狀奏。

薦舉令。慶元にある。

(『慶元条法事類』14 選挙門「薦舉總法」薦舉令「諸舉官狀已經用而被舉之官犯罪舉主應坐聽指實狀經所在官司陳首本處備坐承受月日具錄元狀或連狀奏」)

(46) 諸知州縣令、有治績可再任者。知州須監司連書。縣令須按察官五員。通判以上官皆是去替前一年。具實狀保奏。年七十者、不在保奏之限。

薦舉令。崇寧・慶元にある。

『慶元条法事類』15 選舉門「舉辟」薦舉令「諸知州縣令有治績可再任者知州須監司連書縣令須按察官五員（通判以上官皆是）去替前一年具實狀保奏年七十者不在保奏之限」。『宋会要輯稿』選舉 28-28「舉官二」「徽宗崇寧元年三月二十八日、吏部言、檢准薦舉令、諸知州縣令、有治績可再任者、知州須監司、縣令須按察官五員連書、去替前一年、具實狀保奏。年七十者、不在保奏之限」)

(47) 諸特責降官臣僚。不得薦舉。其經赦應牽復者。職事修舉。許監司或長吏保奏。

薦舉令。慶元にある。

『慶元条法事類』14 選舉門「薦舉總法」薦舉令「諸特責降官臣僚不得薦舉其經赦應牽復者職事修舉許監司或長吏保奏」)

#### 【14628 「選人」】

(48) 諸迪功郎以上、實曆及壹考。聽舉關升。已滿參考。赴第貳任方許薦舉改官。初任壹考以上不因罪犯罷者。于後任揆成參考亦聽舉仍於奏狀內聲說前後任揆成參考因依即初任不成考雖後任成參考者非。

薦舉令。慶元にある。

(14627 前出、『慶元条法事類』と撮要にあり)

#### 【14628 「酬賞改官」】

(49) 諸酬賞應改官。而歷任有過犯者。具所犯申都省取旨改官。即特旨與改本等。或次等官者。依特旨。

(他に関連史料なし)

(50) 諸水土惡弱酬獎該改官者。本路人即於引見劄子內、貼出本貫州縣臨時取旨。廣南東西路人。互注授者亦同本路。

(他に関連史料なし)

(51) 諸以捕盜酬賞。應改承務郎。無等可降而合換降等使臣者。止降壹等。

(他に関連史料なし)

(52) 諸選人初官獲盜應改官者。先次注籍。候任滿無過犯依條施行。

(他に関連史料なし)

#### 【14628 「陞改」】

(53) 諸州學教授、因移授而補滿前任。應升修職郎以上。或餘官應關升者。申尚書吏部。

考課令。慶元にある。

『慶元条法事類』13「磨勘升改」考課令「諸州學教授因移授而補滿前任應升修職郎以上或餘官應官升者申尚書吏部」)

(54) 諸州教授、考任並通理應磨勘者、候任滿赴部投狀。內廣南教授仍減舉主壹員。

考課令。慶元にある。

『慶元条法事類』13「磨勘陞改」考課令「諸州學教授考任並通理應磨勘者候任滿赴部投狀內

廣南教授仍減舉主壹員」。大典 14628「考第改官」侍郎左選尚書考功通用令「諸州教授、考任並通理應磨勘者、候任滿赴部投狀」と前半と同様の内容が侍郎左選尚書考功通用令に見られる。）

#### 【14629「文武臣通用」】

(55) 諸以恩賞若非次轉官者。不隔磨勘。(文臣因恩賞轉者。至中奉大夫止) 若年柒拾以上。或因老疾陳乞官觀嶽廟留台。並不在磨勘之限即太中大夫以上。不用此令。

考課令。慶元にある。

(14626 に重出)

(56) 諸減年磨勘與文臣通用者(謂如有課額。場務監官。及獲盜之類)、准肆年為法(謂如應減壹年。即伍年磨勘者。減壹年壹季之類)與使臣通用者、準伍年為法(謂如走馬承受公事。應減參年。而內侍官拾年磨勘。即減陸年之類。校尉殿侍。若下班祇應副尉與使臣通用者准此)。非通用者。各依本條。即朝請大夫以上。雖該通用之賞、不在准折之例。

賞令。慶元にある。

(『慶元条法事類』123「磨勘陞改」賞令(もと尚令に作る)「諸減年磨勘與文臣通用者(謂如有課額場務監官及獲盜之類)準四年為法(謂如應減壹年即伍年磨勘者減壹年一季之類)與使臣通用者准五年為法(謂如走馬承受公事應減三年而內侍官十年磨勘即減六年之類校尉殿侍若下班祇應副尉與使臣通用者准此)非通用者各依本條即朝請大夫以上雖該通用之賞不在准折之例」

(『慶元条法事類』13 職制門「理賞」賞令同))。

#### 【14629「文臣」】

(57) 諸見任朝請大夫(待制權六曹侍郎以上非)。有減年公據願收使磨勘轉官者。並預申尚書吏部注籍。

職制令。慶元にある。

(『慶元条法事類』13「磨勘陞改」職制令「諸見任朝請大夫(待制擢六曹侍郎以上非)有減年公據願收使磨勘轉官者並預申尚書吏部注籍」)

#### 【14629「小使臣」】

(58) 諸殿侍(下班祇應同。下文准此)、應磨勘者通理歷任在職月日實及年限。即因恩賞。非次轉校尉者。聽以任殿侍在職月日通理比折磨勘(謂如殿侍拾年磨勘。進義校尉伍年磨勘者。若任殿侍在職及陸年非次轉進義校尉。即將殿侍在職陸年比折參年磨勘之類)、進義校尉轉進武准此」

考課令。慶元にある。

(『慶元条法事類』13「磨勘陞改」考課令「諸殿侍(下班祇應同下文准此)應磨勘者通理歷任在職月日實及年限即因恩賞非次轉校尉者聽以任殿侍在職月日通理比折磨勘(謂如殿侍十年磨勘進義校尉五年磨勘者若仕殿侍在職及六年非此轉進義校尉即將殿侍在職六年比折三三年磨勘定類)進義校尉轉進武准此」(文字が間違っている))

以上見てきた淳祐令に関して、若干の補足をしたい。まず指摘すべきは、殆どが『慶元条法事類』に対応条文があり、これと淳熙令などとして記された他の諸史料から篇目が分かる場合が殆どである。『吏部条法』所載の淳祐令は薦舉令と考課令、その他賞令、職制令であり、いずれも海行令であろう。一方、撮要にも若干が完条あるいは一部が見られる。例えばすでに述べたように(14)

諸前宰相執政官、歳舉改官陞陟者、不以内外、雖非本轄而在任者、聽舉。若見任又應舉者、數外別舉。

は、同じく『吏部条法』の「薦舉撮要」にも

應前宰相執政官、歳舉陞陟者、不以内外、雖非本轄而在任者、聽舉。若見任又應舉者、數外別舉。

と見えている。「撮要」は「改官」を省くなど僅かに簡略であり、また敕令の冒頭字である「諸」の字を應に置き換えている。さらにこれは『慶元条法事類』卷 14「改官関陞」（同卷「陞陟」に重出）にもあるのであり、薦舉令として

諸前宰相執政官、舉陞陟者、不以内外、雖非本轄轄而在任者、聽舉。若見任又應舉者、數外別舉

とある。他の例として、(35)に

諸經略安撫、發運轉運、提點刑獄、提點坑冶鑄錢、提舉常平茶鹽司屬官、許本路逐司官互相薦舉。

は、『慶元条法事類』卷 14「薦舉總法」に薦舉令として

諸經略安撫、發運轉運、提點刑獄、提點坑冶鑄錢、提舉常平茶塩司屬官、舉本路逐司官互相薦舉

とこれもほぼ同様に見えるが、これは、『宋会要輯稿』薦舉 28-28「舉官」元符三年のこととして吏部言、准都省批送下開封府界提舉常平司狀、乞開封府界提點司管勾文字并管勾帳司官、提舉司管勾官、許兩司互相薦舉。所有知開封府、亦乞依經略安撫法。本部今相度、安撫、發運、轉運、提點刑獄、提舉常平司屬官、許本路逐司互相薦舉外、有開封府府界提點、提舉常平兩司屬官、欲亦許互相薦舉。及府界提舉常平司屬官、亦乞許依府界提點刑獄司檢法官、提點司帳司官、許知開封府歳舉。從之。

とあるのであり、これは元符の吏部の言に端を發することが分かる。(44)も元符元年の吏部言、(25)は元符の臣僚上言がもととなっており、元符が比較的多い。(34)はすでに紹興令に見え、(17)は政和に骨格があったようである。

### III 南宋吏部関係法

以上が海行法であったのに対し、この第 4 節では『吏部条法』に見られる特別法を、慶元令およびさらに背景となる法律条文・議論等と可能な限り対照させながら、分析してゆきたい。

第一部で述べたこの特別法は宋代史料に断片的に残されているのだが、これまでほとんど内容が分析されたことがなかった。だが特別法の事類形式での集成が『吏部条法』として残されており、特別法の性格を論じるのであれば、その内容がことさら重要となるのである。この『吏部条法』について改めてここで整理すれば、これは『『吏部条法』総類』の略、『慶元条法事類』のように類をもって門に分かったもので、『永樂大典』に佚文が残されており、仁井田「永樂大典本宋代法律書二種」などに紹介されている。これによれば、卷 14620~14622、14624~14629 がそれにあてられているという。なお、どのような種類の法令が載せてあるかなど、現在もっとも詳しいのは戴建国『宋代法制研究叢稿』中西書局、2019 である。そこに載せられている分類などによると、同書に載せられている門は差注門 1~6、奏辟門、考任門、宮觀嶽廟門、印紙門、薦舉門、關升門、改官門、磨勘門であるが、これらの門に分類されて載せられている法条の篇目のうち、ここでは海行法の淳祐令、数も多く重要と思われる特別法の通用令（京師など広い範囲に通用する特定用務に関する令）を全て整理し、可能な限りその条文の沿革を示す。また全てではないが同様に考功令も分析したい。「通用」も「考功」も『慶元条法事類』に見られる海行法には篇目がなく、個別の課題に即した令であり、その沿革、及び慶元海行令のどのような法条に対応したも明らかにすることにより、特別法の性格が明らかとなる予定である。

依った版本は静嘉堂本『慶元条法事類』の新文豊本にある『永樂大典』14626~14629 中の『吏部条法』である。なお、これらがどう使われたか、参考にするべきは紹興 4 年 6 月 20 日の胡交修の上奏



であり、参考までに付しておきたい。

四年八月、權吏部侍郎胡交修等奏、「契勘近降細務指揮、内一項、『六曹長貳以其事治、有條者以條決之、無條者以例決之、無條例者酌情裁決』<sup>106</sup>。夫以例決事、吏部最為繁多。因事旋行檢例、深恐人吏隱匿作弊。與七司各置例冊（中研院、與は乞か）。凡敕劄、批狀、指揮可為例者編之、令法司收掌、以待檢閱（『宋会要輯稿』8-20「吏部」。『宋会要輯稿』帝系 11-2「六曹以例決事」は8月とする）。

まず、『吏部条法』に令として載せている「淳祐令」に載せる条文全 59 条を整理すると、以下のようになる。なお、本章は草稿であって、多々遺漏があるかと思われる。※によって適宜コメントを加える。

### 【通用令】

(1) 14626 文武臣通用——尚書侍郎。左右選考功、通用令  
諸八路見闕。應指射者。許先次差權。如合該差注。其權過月日。與理為在任月日。轉運茶馬司同奏。辟官在任成資者、準此。舉主並許收使、系奏辟官亦準此。如不該差注。即候正官到任交割。其舉主更不收使。

（参考：尚書侍郎左右選考功通用申明淳祐元年十一月十一日敕。勘會令「八路見闕。應指射者。許先次差權。理為在任月日」。端平三年指揮。添入淮襄極邊。照得淮襄雖在邊。非比川廣。奉聖旨。除川廣差注。及奏辟許以就權月日。理為在任。余路不許引用。其端平二年四月十一日指揮。更不施行）。

(2) 14626 文武臣通用——尚書侍郎。左右選考功、通用令  
諸八路權注見闕。舉辟官同勘當應差者。所權月日。聽理為任。舉主仍許收使。其不應注辟。雖已成資。並不理任。

(3) 14626 文武臣通用——尚書侍郎。左右選考功、通用令  
諸待闕應赴。而朝廷差權佗職者。所權月日。聽於新任通理。

(4) 14626 文武臣通用——尚書侍郎。左右選考功、通用令  
諸八路權注見闕。（舉辟官同）勘當應差者。所權月日。聽理為任。舉主仍許收使。其不應注辟。雖已成資。並不理任。

（参考 1：『宋会要輯稿』職官 10-38「考功部」淳熙 12 年「同日、臣僚申請奏辟礙格法之人不許以成資理任。先是、臣僚言「諸八路權注見闕而勘當應差者、所權月日聽理為任。下文又云舉辟官及雖不應注而注各已成資者准此。則不應辟而辟、不應注而注、各以二年成資者並聽理任矣、不應注而權及二年亦聽理任固也。惟是吏部格法、非初任、非有過犯、非已注差遣、非資序越等之人方該辟差、給降付身。今求辟者鮮有不礙格法、辟書之上吏部、雖已疏下、緣有考功理任之法多是藏匿省符、遷延歲月、以待成資、遂其私計者。乞考功理任條令參照吏部格法、今後從辟之人、如系初任、曾有過犯、或已注差遣受朝廷付身、或資序越等者、雖已成資、不問替闕、皆不在理任之限、庶可以杜僥倖之門、一銓曹之法」。從之）。

（参考 2：『宋会要輯稿』薦舉 31-7「辟舉」紹興 30 年「三十年五月二十七日、吏部尚書周麟之言「依條、八路定差權注見闕、而勘當應差者所權月日聽理為任、舉主仍許收使。系奏舉官、雖不應注、而各已成資者、亦許理為資任。續承紹興二十七年六月十日指揮、系都大提舉茶馬司奏辟員闕及本司一時就權之人、在任雖成資、亦不許理為資任。其間卻有轉運司同茶馬司奏辟去處、若任成資、如系轉運司合使員闕、乞許理為資任」從之）。

※紹興の條（参考 1）があり、淳熙（参考 1）の議論があり、この淳祐通用令が生まれた。

(5) 14626 文武臣通用——尚書侍郎左右選通用令  
諸稱經歷任。謂二年成資以上。

（参考：大典卷之一萬四千六百二十八 『吏部条法』關升門。一文武臣通用 選人。承務郎以上 武臣資序服色附「關升撮要」「應稱經歷任謂貳年成資以上」）。

(6) 14626 文武臣通用——尚書侍郎左右選通用令

諸稱年半年。及季月者。閏月不理。若升降展殿者。許通計。

(參考：14626『吏部条法』考任門 考任撮要 「應稱年及半年並季月者。閏月不理。若升降展殿、許通計」)。

(7) 14626 承務郎以上——尚書侍郎左選 考功通用令

諸見任宰相執政官。並差宮觀嶽廟。(見在任。或未赴上。及銓試中年及人皆是) 仍與理為考任。

(8) 14626 選人——尚書侍郎左選 考功通用令

諸見任宰相執政官。台諫子孫。並差宮觀嶽廟。(見在任、或未赴上、及銓試中年及人皆是) 仍與理為考任。

(亦見 14626 文臣——尚書侍郎左選考功通用令)

(9) 14626 文武臣通用——尚書考功令

諸見任宰相執政官。台諫子孫。任內外差遣。改差宮觀嶽廟者。許通理為任。即已任宮觀嶽廟未滿。而父祖改除罷任。願滿任者聽。如別授差遣。亦許通理。

(10) 14626 承務郎以上——尚書左選考功通用令

諸承直郎以下。應就任改官者。理任。自改官日即願通計前後月日。滿三年罷者聽。仍不理為任。

(參考：『宋會要輯稿』職官 48-8 幕職官政和三年十一月一日「詳定一司敕令所看詳舊幕職州縣官、今後承直郎以下其就任改官之人、自改官日理任等、除元祐法合行刪去外、今以熙豐舊法參酌修立下條「諸承直郎以下、應就任改官者理任、自改官日即願通計前後月日。滿三年罷者聽、仍不理為任」。從之)。

※篇目は不明であるが、この尚書左選考功通用令の条文は政和3年に修立されている。

(11) 14626 承務郎以上——尚書左選考功通用令

諸奏補承務郎以上。任宮觀嶽廟。及不厘務差遣者。並不理為考任(見任宰執台諫子孫非)。

(參考1：14626 承務郎以上——尚書考功申明「淳熙十一年五月二十四日敕。奏補承務郎以上。任宮觀嶽廟、不理為任。在淳熙十年十一月十一日以前、許行收使。本所看詳上件指揮。系分別京官收使宮觀嶽廟。考任難以修為成法。今編節存留。申明照用)」

(參考2：『宋會要輯稿』職官 10-37「考功部」淳熙十年十一月十一日条に「吏部言、選人任嶽廟已有立定條法、不許理為考任、則京官亦合一體。今措置條除見任宰執、台諫子孫、任宮觀嶽廟差遣、已有淳熙七年八月十一日指揮、特許理任外、欲將承務郎以上、應曾任宮觀嶽廟及不厘務差遣曆過月日、但理磨勘、不許理為資任。從之(既而十一年五月二十四日吏部又言、照對選人嶽廟關升年月、京官初磨勘嶽廟年月皆有指揮、分別前後。今來京官宮觀嶽廟關升年月未曾分別指揮、如在淳熙十年十一月十一日指揮以前之人許行收使、若在上件指揮之後自合遵守)。從之)」。

※(7)～(11)の検討は他日に期す。

(12) 14626 承務郎以上——尚書左選考功通用令

諸奏補承務郎以上。任宮觀嶽廟。及不厘務差遣者。並不理為考任(見任宰執台諫子孫非)。

(參考：14626 武臣 宮觀嶽廟門 宮觀嶽廟撮要「應奏補承務郎以上。任宮觀嶽廟。及不厘務差遣者。並不理為考任(見任宰執台諫子孫非)」)。

(13) 14626 選人——侍郎左選尚書考功通用令

諸選人任嶽廟。及不厘務差遣者。並不理為考任(內嶽廟兼收施利錢、兼本廟市煙火盜賊公事者非)。

(14) 14626 文臣——尚書左選考功通用令  
「諸奏補承務郎以上。任宮觀嶽廟。及不厘務差遣者。並不理為考任（見任宰執台諫子孫非）。

(15) 14626 選人 侍郎左選——尚書考功通用令  
諸選人任嶽廟。及不厘務差遣者。並不理為考任（內嶽廟兼收施利錢。兼本廟市煙火盜賊公事者非）。

（亦見：14626 文臣 侍郎左選——尚書考功通用令）

(16) 14626 選人——侍郎左選尚書考功通用令  
諸州教授考任、並通理應磨勘者。候任滿赴部投狀。

（亦見：14628 考第改官——侍郎左選尚書考功通用令）

(17) 14626 武臣——尚書侍郎右選通用令  
諸南班節度使下內知客。以三年為任。

(18) 14626 武臣——尚書侍郎右選通用令  
諸任三路緣邊。州系緣邊而鎮寨系次邊近裡者同。親民差遣。及雖非親民而任內曾立戰功者。並理為邊任。

(19) 14626 武臣——尚書侍郎右選通用令  
諸親民資序人。充河北緣邊諸寨巡防。及榷場文州鎮寨守把。並聽為邊任。 諸都監寨主。因防城之具有毀壞而被罪者。不理為邊任。

(20) 14626 武臣——尚書侍郎右選通用令  
諸路將副安撫司。準備將領。並以二年為任。內添差不厘務人。仍不候替人罷。

(21) 14626 武臣——尚書侍郎右選通用令  
諸路押隊。並以三年為任。

(22) 14626 武臣——尚書侍郎右選通用令  
諸部隊將押隊。及京畿巡檢。若河埽官。主管堤岸埧閘[豆寸]門同。不得非次替移。

(23) 14626 武臣——尚書侍郎右選通用令  
諸離軍應與添差者。並以二年為任。仍不得過一政闕次。

(24) 14626 武臣——尚書侍郎右選通用令  
諸內藏內軍器庫監門官。並以三年為任。

(25) 14626 武臣——尚書侍郎右選通用令  
諸南班節度使下內知客。以三年為任。

(26) 14626 武臣——尚書侍郎右選通用令  
諸差充壽慈宮祇應使臣校尉任滿。許令再任。仍聽本宮報所屬出給付身。

(27) 14626 宗室——尚書侍郎右選通用令  
諸宗室添差改注宮觀嶽廟者。親民資序。充主管宮觀監當資序。或年七十。充監嶽廟通差大小使臣。校尉同每州十縣以上。不得過十員。五縣以上、隨所管縣為數。三縣以上、五員、一縣以上、三員、諸縣萬戶以上、三員、不及萬戶、二員。曾犯贓罪者。許陳乞廣南。非緣邊州縣。曾犯、私罪停替。

公罪勒停。沖差替放罷。未經牽複人。並止許陳乞遠小州縣並二年為任。各召保官二員。已召保參部判成。見得不礙注授陳乞。與免更召保委保正身。不系沖差替事故。及已有差遣。規避不赴之人。指定願就處。經尚書吏部。陳乞差注。若乞前任不厘務滿罷處者。亦聽差。願再就前任宮觀岳廟處準此同日指射。一州縣闕者。先差大使臣以上。在外者許召保繳、錄出身以來付身。印紙家狀。脚色保狀、及願就處、經所在州、陳乞委官點對無差漏。及無隱匿贓私過犯。本州保明。申大宗正司。勘驗三代、及系正身。委無違礙。申尚書吏部差注。同日有在部人。指射所就處闕者。即差在部人。

※これは格か。

#### 【考功令】

##### (1) 14626 文武臣通用——尚書考功令

諸監司郡守在任。不得陳乞通理滿罷。若不因罪犯罷者。許通計前任考任。

(參考 1:『慶元条法事類』5 職制門「考任」考課令「諸監司郡守在任、不得陳乞通理滿罷者。若不因罪犯罷者、許通計前任考任」)。

(參考 2: 14626 考任門 考任撮要 「應監司郡守在任。不得陳乞通理滿罷。若不因罪犯罷任者。許通計前任考任」)。

※文武臣通用で尚書考功令となってるものが、慶元では考課令である。

##### (2) 14626 文武臣通用——尚書考功令

諸在任有假。故合補填月日。雖不曾自陳。或不願補填。如印紙內批到成考。外厘務月日。許通理成考。

(參考: 14626 文武臣通用——尚書考功申明「淳熙三年三月十六日敕。敕令所狀、準批下吏部申明。乞將命官任內、被違法差出。無自陳文字照證者。止豁除差出月日。不與收使、將任滿外零考月日。許用揆填。本所看詳。尚書考功令。在任有假故。合補填月日。雖不曾自陳。或不願補填。如印紙內批到成考。外厘務月日。許通理成考。竊詳假故。止為私事。尚許補填。其被差出。雖有違法。本系緣公、欲依所乞下吏部照應。遵守施行。奉聖旨依」)

##### (3) 14626 文武臣通用——尚書考功令

諸前任未滿。不因罪犯、替移內選人去替。半年以下。承務郎以上。及大小使臣去替。一季以下者。並許于次任限內陳乞通理。成任外別理為任。尋醫侍養人、不用此令其不願別理任者。自依本法。

##### (4) 14626 文武臣通用——尚書考功令

諸武臣試換文資者。聽以換授前兩任當一任。

##### (5) 14628 尚書考功令

諸武臣試換文資者。聽以換授前兩任當壹任。

##### (6) 14626 文武臣通用——尚書考功令

諸不因體量負犯罷任人、考第舉主。足應磨勘者。依得替法。(謂循資成二考罷任。在外指射人)。侍郎左選。尚書考功。通用令。

※末尾の「通用令」は不明。

##### (7) 14628 考第改官——尚書考功令

諸不因體量負犯罷任人考第舉主足應磨勘者。依得替法。(謂循資成貳考罷任在外指射人)。

以上、採録は「諸投納文書内。或措改而有可照據者。不得會問。即曆子内批書。事節無憑磨勘者。會本處、或在京官司内。獲盜批書不明。關刑部借元斷公案」までとするが、通用令・考功令には淳祐令、慶元令、対応する格などがあるのであり、全体を見ても、一般に特別法の内容は、必ずしも海行法と大きく離れたものではないと予測できるのである。

通用令とも併わせてみるならば、『吏部条法』通用令（5）では、通用令と慶元考課令が同じであるケースが見られる。淳祐令（55）のところでは侍郎左選尚書考功通用令と海行法慶元・淳祐考課令の一部が同じである。特別法といっても、海行法と共通する部分があった。考功令も同様である。14626 文武臣通用——尚書考功令の「諸監司郡守在任。不得陳乞通理滿罷。若不因罪犯罷者。許通計前任考任」は『慶元条法事類』5 職制門「考任」に考課令「諸監司郡守在任、不得陳乞通理滿罷者。若不因罪犯罷者、許通計前任考任」と見える。特別法と海行法は重なる事例が屢々見られる。また通用令と考課令に共通部分が見られる例として（9）がある。（9）は考功令であるが、（7）（8）の通用令と似ており、後半の宮觀嶽廟に任ぜられた者の規定が加わっている。

また通用令の成立過程が明かな事例として（10）「諸承直郎以下應就任改官者」云々があるが、その成立は政和3年に遡る。『宋会要輯稿』職官 48-8 幕職官政和3年11月1日条によれば、詳定一司敕令所が元祐法に刪去をおこない熙豐舊法を參酌して修立したという。政和であり、元祐法から熙豐の法に近寄せているのであろう。政和当時にこれが「通用令」と称されていたかは定かではないものの、この時のものは『吏部条法』のこの通用令と一字一句同じである。考功令（2）「諸在任有假、故合補填月日」云々も尚書考功申明に淳熙三年三月十六日敕に、敕令所が「看詳尚書考功令」とあるから、これも淳熙3年にはすでにあったことが知られる。

#### 付録：撮要に関して

『吏部条法』においてしばしば見られる「撮要」は、条文をそのまま載せたものではなく、条文内容を含む関連事項をメモとしてまとめた部分であり、これまで不明な部分が多かったため、ここにこれについて記しておく。『直齋書錄解題』子部雜家類「理道要訣十卷」に「唐宰相杜佑撰凡三十三篇皆設問答之辭末二卷記古今異制蓋於通典中撮要以便人主觀覽」とあるように、便利のために編纂したのが撮要である。『長編』「宋撮要本」、「諸家撮要」、「四序經文抄撮要略當世所須吉凶」という記述も有り、書名だけではない。「昏曉之交、名狀不可撮要而言、則三山五岳百洞千」など、動詞としても使われる。『建炎以來朝野雜記』「炎興以來敕局廢置」には「四年九月丙申、進呈。自是已修之書次第・修進・撮要・總類之屬、殆不一名而編帙浸繁矣」とあり、これは敕令所が編纂する本の一つだったことが分かる。

『吏部条法』では、撮要の内容（應字で始まる）は、『吏部条法』の他の場所に見える通用令・淳祐令（考課令、薦舉令など）、申明などである。應で始まるのは、14629 文武臣通用以外、基本的には撮要にしかない。しかも、撮要には令が引かれていて、令の諸字が應に置き換わっているものもある（『永樂大典』14629 磨勘門「磨勘撮要」「文武臣通用」「應以恩賞若非次轉官者。不隔磨勘」）。そして必ず、門の下に配置されている。薦舉撮要は「『吏部条法』薦舉門」の下といった具合である。ただ、そこに「應舉主責降。或與宮觀、奏狀到部。方許收使。理為放散。舉主如系奉直大夫以上。或系知州資序。合該收使。係照見奏狀內職銜施行」とあるのは、その後に申明としてある「侍郎左選考功通用申明 端平三年四月十一日敕…。職令舉狀。四川合理到司月日。余路合理到院日。為放散、其間有舉主責降。或與宮觀降指揮。月日在舉狀到司到院之前」云々とあるのに対応する。さらにその後には「尚書考功申明。 端平三年。四月十一日。…其間有舉主責降。或與宮觀。降指揮月日在舉狀到司到院之前。不該收使。」とあるから、應字の次は、申明などで述べられたことをそれなりにまとめたもので、諸字で始まる条文とは違う。また撮要には、申明を適宜まとめた部分もある。これまで知られている役法撮要との比較も必要だろうが、これはやや性格を異にするようである。

## 第三部 法令の成立と特質

### I 慶元法の成立

以上の条文分析に基づき、宋代のその他の事例を可能な限り集め、総合的に法律条文の成立過程を示していく。ここでは、まず慶元令に見られるものを優先してゆこう。

#### 【慶元服制令】

『慶元条法事類』77 服制門「丁憂服闋」服制令

諸武臣丁憂若見管軍從軍同或緣邊總管鈐轄將副都監準備將領差使知州縣城關使縣尉寨主巡檢巡防駐泊捉賊關堡把截部隊將押隊管押蕃兵教押軍隊或歸明歸朝軍班軍功補授及揀汰或見充吏人執役並不解官願解官持服者聽緣邊任使具奏聽旨

これは『宋会要輯稿』礼 36-17「追行服」淳熙 4 年 9 月 12 日に

敕令所言、「臣僚奏、自今右選脩武郎以下如有服制、並合依文臣解官。吏部看詳、『應小使臣外官、宗室任諸路監司、知州軍、軍使、知縣、縣令、縣尉、鈐轄、路分都監、副都監、將副、準備將領差遣、如遇丁憂、乞依文臣解官持服。授訖未上同。内極邊去處、並不解官、願解官持服者、具奏聽旨』、詔依、仍下本所修立成法。本所欲於武臣丁憂不解官本條依舊文外、今參酌勅修、諸路小使臣任知州及軍使、知縣、縣令、尉丁憂、並解官、内緣邊去處不解、授訖未上同。

願解官者具奏聽旨」、從之。

と淳熙に吏部が看詳した法律内容にすでにみえるのである。淳熙に並んでいる武臣の官職と慶元令のそれは異なるが、基本的に武臣が文臣にならって解官持服することを認めるものである。

#### 【慶元名例敕】

諸稱不以赦降原減除緣姦細事或傳習妖教託幻變之術及故決盜決江河隄堰已決外餘犯若遇非次赦或再遇大禮赦者聽從原免

これは元祐編敕、紹興敕に見える。

#### 【慶元職制敕】

諸因職事例受制書而違者杖壹伯（躬彼而違者自從違制本法）

これも紹興敕にあることが確認できる。

#### 【慶元給賜令】

①諸散蠶塩、縣於前一司、取人戸願與不願請鹽、十一月具都數申州、預買物帛、縣十月申、次月令佐一員赴州勘請、歸縣先印憑由、據等第高下書填每戸所請斤數、付戸長給人戸、執赴縣請、請射及歸業戸、候起稅年分、乃給、仍量鄉村人戸衆寡約定請日、限正月十五日起支、至三月終畢、申本州預買物帛、縣分隨散預買物帛錢日、一就支散、其錢並隨夏稅、日限只就本縣送納、如不願請鹽、即據合散塩數、止納六分價錢以上、除依久例外、即不得創行支移折變、内納六分價錢、如遇災傷、隨稅除放。

②諸散蠶鹽、縣取人戸願與不願請鹽、印憑由、給人戸赴縣請、其錢並從夏稅、日限只就本縣送納、如不願請鹽、即據合散、鹽數止納六分價錢以上、除依久例外、即不得創行支移折變内納六分價錢、如遇災傷隨稅除放。

政和三年の中書の言の中に、法の種類は分からないが、「取問人戸願與不願請鹽、内不願請鹽者、

即據合散鹽數止約六分價錢、除依久例外、不得創行支移折變、遇災傷隨稅除放」の条に依り、とある<sup>107</sup>。また政和三年敕に「不願請鹽者、即據合散鹽數、只納六分價錢」とある<sup>108</sup>。慶元給賜令と同一課題の内容の政和にあり、すくなくとも一つは政和三年敕であったことが知られる。

もう一つの例として、元祐に蘇軾が、杭州・明州から高麗に渡船してはならず、違わば徒二年、財貨を没して賞に充てよ、また元豊8年9月に創立した海舶し外夷入貢を附帶し及び商販するを許すの條を廢止せよ、と言っており、これに対して建炎2年に司農卿黃鑄が、海舶が擅りに外國の入貢を載せるの條約を具して都省に稟した、すでに舶戸陳志蔡・周迪から、今後は勝手に載せないとの狀を取つてある、違わば徒二年、財貨を没して賞に充てよ、轉運市舶に遵守させよ、と奏した<sup>109</sup>。だが、『慶元条法事類』が隨敕申明として引く建炎3年11月22日敕は、これは臣僚の一時の起請に過ぎず、遠くから慕つて貢いでくる者を止絶する文は祖宗以来ないから永法とはなしがたい、としている<sup>110</sup>（『宋会要輯稿』職官44-12「市舶司」建炎2年10月17日）。

### 【凶服不入公門】

『慶元条法事類』77 服制門「服制」儀制令

「諸凶服不入公門、居喪而奪情從職者、服依本品、唯色淺、去金玉飾、在家即如喪制」

本条は、唐以来跡づけることができる。関連条文を列挙するにとどめるが、南宋令の成立過程を表す好例の1つである。

・『唐六典』4 禮部郎中員外郎

「凡凶服不入公門(遭喪被起、在朝者各依品、著淺色繩纒。周以下慘者、朝參起居、亦依品色、無金玉之飾。起復者、朝會不預。周喪未練、大功未葬、則亦準此例)」

・『政事要略』67 男女衣服並資用雜物等事資

「唐令云、凶服不入公門云云、在朝參處、各依品色、淺色而著本色之淺。是依唐令、不好美色歟」

・仁井田復元唐令拾遺儀制令第18 凶服不入公門【開元七年】

「諸凶服不入公門、遭喪被起、在朝參處、各依品色、淺色而著本色之淺。周已下慘者、朝參起居亦依品色、無金玉之飾。在家依其服制（“在”以下六字、據《宋令》補之。）起復者、朝會不預」

・『宋史』125 喪服雜議

「慶曆七年…禮官言。準令文、凶服不入公門。其遭喪被起、在朝參處、常服各依品服、惟色以淺、無金玉飾。在家、依其服制。其被起者、及期喪以下居式假者、衣冠朝集、皆聽不預。今鼎臣所奏、有礙令文」詔依所定、如遇筵宴、其服淺色素紗人、更不令祇應。

・『宋会要輯稿』輿服4-8 臣庶

九年十二月十五日、詳定三司敕令所狀「乾道重修儀制令、「諸凶服不入公門、居喪而奪情從職者、照依本品、唯以淺色、去金玉飾、在家即如喪制」。改修下條「諸凶服不入公門、居喪而奪情從職者、服依本品、唯色淺、去金玉飾、在家即如喪制」。

これで最終的に慶元令になっている。すなわち、凶服にて公門に入らない、喪に服している者〔が朝廷の職務に就くとき〕は、本人の品に応じること、また金玉の飾りをしないこと、という規定が、唐令—乾道令—慶元令と引き継がれている。これは本報告書末尾で改めて触れるところである。

### 【雜敕「因祠賽社會執引兵」】

慶元雜敕

諸因祠賽社會執引兵（伏利刃同、以錫銀紙裏貼竹木為刃者非）旗幟或、倣乘輿器服者、造意及首領人徒貳年、餘各杖壹伯。滿伯人者、造意及首領人、仍不刺面配本城、並許人告。官司不切禁止杖捌拾（『慶元条法事類』80 雜門「雜犯」雜敕）

慶元賞格

諸色人／告獲因祠賽社會執引兵、伏旗幟、或倣乘輿器服者不滿伯人／錢伍拾貫／滿伯人／錢壹伯貫（『慶元条法事類』80 雜門「雜犯」賞格）

淳祐敕

諸因祠賽社會執引兵仗旗幟者、造意及首領人、徒二年。餘各杖一百。滿一百人者、造意及首領人、仍不刺面配本城。並許人告。官司不切、禁止杖八十（黃氏日抄 74「申諸司乞禁社會狀」）。

元符敕

諸司因祠賽社會執引兵仗旗幟、或倣乘輿器服者、造意及首領之人徒二年、餘各杖一百。滿百人者、造意及首領人、仍不刺面配本城、並許人告（『宋會要輯稿』禮 20-7「山川祠」）<sup>111</sup>。

### 【職制敕「發運監司預妓樂宴會」】

慶元職制敕

諸發運監司預妓樂宴會（自用或作名目邂逅使令及過茶湯之類同或）受迎送般擔人船及帶公人兵級過數若為係公之人差借人馬者各徒貳年即赴所部及寄居官用家妓宴會者加貳等（知州縣令准此）以上不以失及去官原減不應赴酒食而輒赴及受所至在任官諸色人早晚衙並出城迎送若迎送之者（以職事為名而往亦是）各杖壹伯（近城安泊因公事往彼會議者非）其轄下官司各減犯人罪三等（『慶元条法事類』職制門「迎送宴會」職制敕申明）

政和職制敕（『宋會要輯稿』職官 42「發運使」熙寧ころ）<sup>112</sup>

諸發運監司所至、其州縣在任官輒出城迎送以職事為名件者同若受之者、各徒二年、並不以失及去官、赦降原減（『政和職制敕』「發運監司預宴會條內在任官出城迎送」一節不行（他史料に言及は見られない）。

諸般運監司預妓樂宴會、自用或作名目邂逅使令及過茶湯之類同。在路受排頓或受迎送、般擔人數及帶公人、兵級過數、若為係公之人差借人馬者、各徒二年。即赴所部及寄居官用家妓樂宴會者加二等、不應赴酒食而輒赴、及受所至在任官、諸色人早晚衙并諸色人出城迎送者杖八十。近城安泊、因公事往彼會議者、並不以失及去官、赦降原減。其轄下官司各減犯人三等（『宋會要輯稿』職官 42「發運使」熙寧）

以『職制敕』詳定衝改、元條不行。

### 【服制令「有宅舍而不可居」】

『慶元条法事類』13、77 服制令

諸文臣大中大夫、武臣見任管軍步軍副都指揮使以上、身亡、雖有宅舍而不可居者、許借空閑官舍居、止亡者滿三年拘收。

この条文については従来管見の限り言及がない。しかし、内容的に元符戸婚敕が慶元服制令となっているとみられる。慶元の内容は建中靖国に「今～の文」とあり、「上條合行刪去、更不用」と、令の内容が入れ替わっている。こうしてみると、政和の點磨隱陷の司勳令もしかり、北宋末から南宋令ができてきたのであり、敕令格式という枠ができてから、法令ができてきたことが分かる。官舎、舍宇関係についても管見の限り、言及がないが、以下の言及が見られる。

『宋會要輯稿』刑法 1-18 建中靖國元年正月 10 日

中書省言、「『元符戸婚敕』、「諸臣寮丁憂或亡歿、應借舍宇、而輒以人戸見賃屋借之者、以違制論。即本家輒出賃所借屋者、準此。所入賃直、計贓重者坐贓論」。看詳、官員丁憂亡歿借官舍之意、蓋為恩恤近上臣寮及亡歿之家。若計賃直、贓重仍坐贓論、甚失朝廷優異近臣之意。況今「因有許借空閑官舍居止」之文、若將出賃、或以非空閑官舍借者、已自有罪、上條合行刪去、更不用。」從之。

### 【道釋令「未受戒僧尼遇聖節執度牒」】

紹興の議論で敕令所が道積令、詐欺敕を作った事例で、これは慶元道積令にも見られる。まず慶元令を示し、次に紹興の議論を示す。

『慶元条法事類』50「受戒」道釋令

諸未受戒僧尼遇聖節、執度牒赴僧司驗訖、州委職官壹員審驗、委無偽冒聽、諸開壇所受戒給六念訖、本州出戒牒、並以度牒六念連黏用印、仍於度牒内注給戒牒年月日印、押給訖、申尚書禮部。



『宋会要輯稿』道釋 2-2「開壇受戒」紹興 2 年閏 4 月 24 日

詳定一司敕令所言、今參酌紹興法、擬修下條、

「諸未受戒僧尼遇聖節、執度牒僧司驗訖、本州出戒牒、并以度牒六念連粘用印、仍於度牒內注給戒牒年月日、印押給訖、申尚書禮部」。

「諸僧道歲當供帳、官司前期取度牒驗訖、聽供帳。候申帳到州、州委職官一員取度牒對帳驗寔、申發所屬。其行遊在外者、所在官司於度牒後連紙批書所給公憑」。

右並入『紹興道釋令』、以紹興二年二月十八日尚書省批狀詳定。

衝改本條不行。

「諸僧尼遇開壇受戒及供僧道帳、若度牒有偽冒、失於驗認、并帳不寔、經歷官司杖一百、所供官減一等」。

右入『紹興詐偽敕』、

以紹興二年二月十八日尚書省批狀詳定。

係創立。詔仍先以施行。先是、吉州天寧節開壇受戒、有僧偽作度牒、守臣徐宇有請、故至是立法。

ここで注目すべきは、同一の議論から一つは紹興一慶元道釈令、もう一つは詐欺敕が定められている点である。

### 【私有鹽】

また、次の衛禁敕は、『慶元条法事類』に同時に賞格も見られ、これは後の賞格成立の一側面として留意すべきであるが、敕はすでに紹興にあったことを示したい。

#### 慶元衛禁敕

諸私有鹽、一兩笞四十、二斤加一等、二拾斤徒一年、二十斤加一等、三百斤配本城（煎煉者一兩比二兩）、以通商界鹽入禁地者、減一等。三百斤流三千里。其人戸賣（於就近州縣買食鹽五斤以下者不坐）一斤笞二十、二十斤加一等、二伯斤徒一年、二百斤加一等、罪止徒三年（『慶元条法事類』28「茶鹽禁」。なお同所には告獲したものなどへの褒賞を定めた賞格も見える）。

#### 紹興敕

諸私有鹽、一兩笞四十、二斤加一等、二十斤徒一年、二十斤二十加一等、三百斤配本城（煎煉者、一兩比二兩）。以通商界鹽入禁地者、減一等。三百斤流三千里。其入戸賣蠶鹽、兵級賣食鹽及以官鹽入別界（去本州縣遠者不坐）。一斤笞二十、二十斤加一等、一百斤徒一年、二百斤加一等、罪止徒三年（『宋会要輯稿』食貨 26-19 鹽法雜錄紹興 3 年 10 月 11 日、亦見『建炎以來繫年要錄』69 紹興 3 年 10 月壬辰）。

語句は少々違うが、ほぼ同じである。

## II 慶元令と天聖令との対応

『慶元条法事類』に見られる慶元令と天聖令が対応する事例としては、川村「宋令変容考」があげる慶元断獄敕がある。これは天聖獄官令唐 4「諸囚死、無親戚者、皆給棺官地内權墳（注云、其棺並用官物進給。若犯惡逆以上、不給棺。其官地去京七里外、量給一頃以下、擬坦諸司死囚、大理檢校）」（また『天聖令論集一新史料・新観点・新視角』元照 2011、p. 127、天一閣蔵明鈔本天聖令考証 p. 420 も参照）さらに、慶元断獄令にも「諸禁囚若居作人身死無親屬者、官為殯瘞標識、仍移文本屬告示家人般取、即罪人部送在道死者准此。以上所費、無隨身財物或不足者、皆支贓罰錢」とある。川村氏によれば、稲田氏は、不行唐令と慶元断獄令は「管見の限り、唯一の例外」とし、実際稲田氏（『慶元条法事類』と天聖令）は「天聖令において不行唐令とされたにもかかわらず、なぜ本条が慶元断獄令として残されたのか、これについては今後の検討課題としたい」という。だが

両者の距離はそれほど近くはない。仁井田も唐獄官令「諸囚死、無親戚者、皆給棺、於官地内權殯（其棺、在京者將作造供、在外者用官物給。若犯惡逆以上、不給。官地去京七裡外、量給一頃以下擬埋。諸司死囚隸大理檢校）、置磚銘於墳内、立榜於上、書其姓名、仍下本屬、告家人令取。即流移人在路及流所、徒在役死者、亦准此」と上記慶元令との関係を言い、さらに川村氏はこれと慶元斷獄令「諸部送罪人在道身死無家屬同行而有財物者官為支充殯瘞之費有餘估賣納官以錢數報住家之所支轉運司錢給還」も対応するというが、これについてはこれより他に参考になるものない。そのほか、以下の3例を加えておきたい。

- ①天聖獄官令「諸犯死罪在禁、非惡逆以上、遭父母喪、婦人夫喪、及祖父母喪承重者、皆給假七日悉不給程。並待辦定、責保乃給」（天一閣 342、唐 10、右令不行）と慶元斷獄令「諸犯杖以下罪在禁、而遭父母及夫喪、聽責保量給限殯葬。即期喪、本家無男夫成丁者、准此（以上事幹要切仍責無漏泄狀差人監管）」との対応が指摘されている。
- ②仁井田・川村両氏は唐戸令復旧 9「諸一目盲、兩耳聾、手無二指、足無三指、手足無大指、禿瘡無發、久漏下重、大癭瘡、如此之類、皆為殘疾。癡瘖、侏儒、腰脊折、一枝廢、如此之類、皆為廢疾。惡疾、癲狂、兩肢廢、兩目盲、如此之類、皆為篤疾」について、慶元戸令「諸壹目盲兩耳聾手無貳指足無參指手足無大指禿瘡無髮久漏下重大癭瘡之類為殘疾癡瘖侏儒腰脊折壹支廢之類為廢疾惡疾癲狂貳支廢兩目盲之類為篤疾」と対応とするとする。
- ③唐軍防令復旧 23「諸從軍、甲仗不經戰陣損失者、三分理二分失者不償、損者官修」と慶元軍器令「諸從軍甲仗不輕戰陣損失者參分理貳分經戰陣失者勿理損者官修」の対応も指摘されている。

以上、天聖令と慶元令が対応する事例の代表的なものを見たが、諸氏が言う継承関係はある。川村氏は「仁井田氏はまた、慶元令の「大多数は唐以後宋天聖に至る諸令には見出さない」、「愛宕氏は「經濟部門、それも特に宋代を特色づける貨幣財政に限って、慶元令には独自の条文が圧倒的であるというなら、これを除いた他部門において唐令の踏襲を予想することは、許さるべきであると同時に大いなる可能性を持つであろう」と述べ」と諸家を引用しつつ、慶元倉庫令と唐營繕令を引く。天聖には茶法について随分議論があり、これらの中には詳定茶法所が修定したものが多い。

ちなみに敕については、天聖敕などとの関連では景祐 4 年に「又按「天聖編敕」學士、知制誥、待制、三司副使正官未至五品、並同五品官例。今若各綴本官班、則是與「編敕」不同」、「國朝「天聖編敕」、「學士、知制誥、龍圖閣待制、三司副使官未至五品者、並同五品官例」といった記述もあることが目を引く。

### III 敕その他の法条の成立

上述の諸作業によって得られた知見をもとに、本章では『慶元条法事類』に掲載されたものに代表される南宋法が以下に形成されてきたのかを、慶元令とそれ以前の令に分けて、事例を挙げつつ考えたい。

ある政策課題について朝廷で議論が行われ、あるいは詔が出されて法が修立される時、同じ課題であっても異なる篇目の法が生まれるのは普通で、ことに賞令・賞格は汎用性が高かった。上記の政和の度牒偽造問題については詐欺敕と賞格が同時に生まれ、また次のように地方敕と厩庫敕が同時に析出された例もある。『宋会要輯稿』職官 30-31 元符 2 年 3 月 27 日戸刑部の条には、「入成都府、利州、陝西路并提舉茶事司敕」として

諸茶場監官同監官、專秤、庫子親戚、不得開置茶鋪、違者杖八十。許人告、賞錢三十貫。

厩庫敕として

諸提舉管幹茶鹽官并吏人、書手、貼司及賣鹽場監官、專秤、庫子親戚輒開茶鹽鋪、及撲認額數出賣、若於官場買販者、各杖一百。許人告、賞錢三十貫文。

を修立したとある<sup>113</sup>。

もう一つ、詔から敕となった例として次のようなものもある。

『太平治跡統類』21「熙寧元祐議役法幾更」元豐八年八月には「詔府界諸路耆長壯丁之役、並募充（耆長許第三等戸長第四等以上戸應募）等第給雇錢、其舊以保正代耆長、催稅甲頭代戸長、承帖人代壯丁、並罷」と詔が出ているが、『長編』364元祐元年正月癸卯には「戸部言、準敕、府界諸路耆長壯丁之役、並募充、等第給雇錢、其舊以保正代耆長、催稅甲頭代戸長、承帖人代壯丁、並罷」とあるから、元豐の詔は元祐には敕になっていた。（ ）内注は、恐らく『長編』では省略されているだけであろう。

#### 【皇祐敕】

①皇祐四年敕「夔州路諸州官莊客戸逃移者、並卻勒歸舊處、他處不得居停」

②又敕「施、黔州諸縣主戸壯丁、寨將子弟等旁下客戸逃移入外界、委縣司畫時差人、計會所屬州縣追回、令著舊業、同助祇應把托邊界」

『宋会要輯稿』食貨 69「逃移」開禧元年では、皇祐の佃戸について議論されており、南宋末にも生きていたことを意味する。これは地方敕であろう。元祐4年3月2日詔には、融州管下舊係皇祐敕差置全家成丁係籍之戸、云々ともある。だが皇祐編敕と思われるものもあり、これは海行法かと思われる。「皇祐中、編修一司條勅之時、只編入内侍省勅内、於閤門勅内漏收、遂致兩處指揮不同」（『長編』補編「班序下」）ともあるから、皇祐には特別法がしばしば制定されたのであろう。一司條敕はこのみだが、他には皇祐閤門一司編敕、皇祐内侍省一司編敕なる事例もある。また地方志などに「安石請犯西北青白鹽者、以皇祐敕論罪、首從皆編配」、「皇祐敕杭秀溫台明五州界管轄鹽場地分巡檢巡茶鹽使臣兵級竝差本城兵士一年一替」と鹽政関係の法律も言及されており、『通志』には「皇祐審官院敕一卷（賈壽）」とも紹介されている。建炎に、知婺州蘇遲が年額上供羅の削減を乞うてきたときは、皇祐敕の額＝一万匹にもどさせているといい（『揮塵錄』餘話1）、内容の一端も垣間見ることができる。

#### 【元祐敕】

『宋会要輯稿』食貨 14-5、65-66、66-66 元祐6年

七月三日、又言、「乞應募職、監當官接送舊係差全請雇錢公人、今來合支雇錢、依『元豐令』立定人數支破。其『元祐敕』添人數、並差廂軍」、詔罷減『元祐敕』添人數、餘從之。

七日、又言、「諸路申乞造簿。緣近降朝旨、五等簿不得旋行改造。蓋慮紛然推排、別致搔擾。按『元祐令』、「人戸物力貧乏、所輸免役錢雖未造簿、許糾決升降」。今但推行舊條、因其糾訴、略行升降、則已與造簿無異」、從之。

#### 【政和敕】

『宋会要輯稿』方域 4-16 政和3年12月12日。

臣僚言、「伏覩見任官廨宇内外空地、各有所出地利物、於條聽收。訪聞諸州軍、鎮寨等處、緣有上條、往往務廣蔬圃、多占人兵、不唯侵奪細民之利、而又抑勒白直等人田散貨賣、不無陪備之患。乞命立法禁止、或限定數目、如圭田之制。令監司常切覺察、按劾施行」、詔令尚書省立法。今擬修下條、「諸在任官以廨宇外官地、園池之類謂共屬本縣廳收地利者。營種輒收利、徒二年。或雖應收地利而私役公人者、加本罪一等」。上條合入『政和雜敕』。從之。

上の二例も、管見の限り他に伝えるところを見ないが、それぞれの北宋敕の内容を伝える記述である。

## IV 賞令の成立と賞格の析出

南宋格のうち、殆どを占める賞格が格の性格を知る際に重要であると考えられ、本章ではこれと

同時に賞令について分析を加えたい。まず、確認の意味で宋令を先に概観すると、唐令と南宋令の両者の比較は、すでに『唐令拾遺』での唐令復元過程で仁井田が『慶元条法事類』を多用したことに始まり、その後も『唐令拾遺補』編纂をはじめ、唐令関連の研究でも行われ、また『天聖令』研究においては、南宋令をも参照することになり、必然的に両者は比較対象になるのである。ことに近年の例で言えば趙晶氏が「第二章 唐宋令条文演変」『天聖令与唐宋法制考論』2014、pp. 51f で倉庫令、河渠令、駅令について同じく検討を行っている。こうした対応関係についての中で浮き上がってくるのは、令文の篇目移動である。唐令と南宋令の篇目が一致しないことについては仁井田氏がはやく指摘している。氏は「慶元令には軍防令と軍器令、雑令と河防令〔河渠令〕との如く前記諸令に所謂軍防令雑令なる各一篇を分つて二としたと見得るものもあるけれども、吏卒・場務・輦運・道釈・時・進貢等令の篇目並にその収むる諸条の如きは、之を見出さず、『慶元条法事類』に所謂「財用門」各近門」に属する条文にして、等令以下前記諸令に存せざるものの甚だ多数であることは特に注目を要する点である」（『唐令拾遺』p. 46）として、南宋令（例えば軍防令・軍器令、雑令・河渠令）は、唐令（それぞれもと軍防令と雑令）を二つに分割して現れた、と理解する。しかし、その後稲田氏、川村氏によって「篇目の分割や新設だけではな」くして、天聖令から南宋令にいたって篇目が移動した例が示されている。稲田氏は仮寧令と喪葬令について、天聖令と慶元令の対応表を示した上で、「天聖令から『慶元条法事類』に至る過程で、条文内容が大幅に改変されるのみならず、篇目を移動した条文もあり、対応関係の検討も不十分で問題が残るのだが、おおよその傾向は窺えるであろう」（稲田奈津子「『慶元条法事類』と天聖令」大津透編『日唐律令比較研究の新段階』（史学会シンポジウム叢書）2008、p. 83）と、天聖→慶元で条文の篇目移動があったこと示す。同様の指摘はその後も相次ぎ、川村氏は養老雑令に

凡取水溉田、皆從下始、依次而用。其欲緣渠造碾磑、經國郡司、公私無妨者聽之。

とあり、天聖雑令宋令 15 に（高明士『天聖令訳注』p. 717）

諸取水灌田、皆從下始。先稻後陸、依次兩用。其欲緣渠造碾磑、經州縣申牒、檢水還流入渠及公私無妨者、聽之。即須修理渠堰者、先役用水之家。

とある雑令が、慶元河渠令（『慶元条法事類』49 農桑門「農田水利」）

諸以水溉田、皆從下始。仍先稻後陸、若渠堰應修者、先役用水之家、其碾磑之類、壅水於公私有害者、除之。

と似ているとして、内容が唐・天聖雑令が慶元河渠令に移動した例証とする。またこうした唐北宋から南宋での篇目移動は、令内部に留まらず、令と敕の間にも生ずる。川村氏は「宋令変容考」の「4 天聖令と慶元敕の対応」においてこれをあげ、「令の法領域の基本法典である唐令・天聖令の規定が、律の法領域の副次法典である敕に移されていることの意義、あるいはこのような移動が特異なものであったのかどうかということについては検討を要するが、これも国家事業上の利便性の必要に応じたものであったことは確実であろう」とコメントする。

さて、篇目を一瞥してみると、先述のように天聖令までには見られず慶元に見られるものが多い。戴建国『唐宋変革時期的法律与社会』上海戸籍出版社 2010、p. 16 が仁井田らの研究をもとに天聖令、天聖修改の宋令、天聖沿用の唐令、天聖廃棄の唐令、慶元令の篇目を整理した中で、慶元に現れた令の編目として、以下のもの 18 を挙げる（数字は氏のこの整理での通算番号）。

20. 封贈令、21. 賞令、22. 道釋令、23. 河渠令、24. 服制令、25. 驛令、26. 選試令、27. 給賜令、28. 文書令、29. 公用令、30. 吏卒令、31. 場務令、32. 輦運令、33. 軍器令、34. 時令、35. 進貢令、36. 理欠令、37. 辭訟令。

では、これらがいかに生じたのか。残念ながら、例えば第一に挙げられている封贈令について、それが政和には既にあったものの（『宋会要輯稿』儀制 10-18 政和 4 年 4 月 14 日）、こうした篇目がいかに生まれたかを伝える史料はない。だが、注意すべきは、これら令の篇目は基本、同時に格・式も立てられているということである。考課令の様に隋開皇令に存在し、慶元に格・式が見られる令の編目も多く、また令に篇目があるが格または式、または格式両方とも見られないものも多いが、基本的に慶元の格・式は令の篇目に基づいている。

しかしそうだからといって、令の篇目が立てられたときに、令とともに格や式が同時に制定された、と考えるのは、適当ではない。むしろ、時事的にある問題が生じ、それに関する法規が定めら

れる中で、一部が令に、「等級高下」<sup>114</sup>のある部分が格（あるいは令）に配される、など、その問題の内容に対する処罰・命令・褒賞などの形式・等級によって、同時並行的に令・格が定められたのである。無論、令のみ、格のみという事例も枚挙に暇がないが、いくつか関連する事例を見てゆこう。

### 【逢格改】

滋賀『中国法制史論集』、87頁に、『唐令拾遺』776頁の内容に関連して概略次のようにある。

復元文「若格重聽依犯時格（一字傍点）、若格輕聽從輕法」の傍点の「格」字は削るべきである。同書が採択資料として挙げる（四）に誤植がある。なおここで「格改まる」とは必ずしも新格が編纂された意味とは限らない。いずれは格に編纂されるような単行の敕が出たとき、すでに「格改まった」ことになる。「格」「敕」二字の間にはそのような融通性がある（本書第六章註14参照）。ちなみに、降って宋代に、賞については逆にいずれか重い方に従う旨の同様の法があった。『宋会要輯稿』刑法一之九「（熙寧八年）五月十二日詔。諸功賞未經酬叙、逢格改者、新格賞輕、聽依立功時。若重、聽從重賞」。これが編敕に入れられ、やがて令の条文となって、『慶元条法事類』卷一一三〔理賞〕賞令にほぼ同文で現れる。

この、総則的、言わば名例的な令について、ここでやや詳しく検討したい。天聖令以外の唐令が編敕に編入された例を挙げると、以下のような例がある。

・諸犯罪未發及已發未斷決、逢格改者、若格重、聽依犯時、若格輕、聽從輕法（復元唐令 34、出自唐律疏義、宋刑統、唐六典）

・凡犯罪未發及已發未斷決、逢格改者、若格重、聽依犯時、若格輕、聽從輕法（養老令 31）

・諸犯罪未發及已發未斷決、逢格改者、若格重、聽依犯時、格輕者、聽從輕法（宋令 28）

といった唐令は、

・五月十二日詔、諸功賞未經酬叙、逢格改者、新格賞輕、聽依立功時、若重、聽從重賞。詳定修入『編敕』（『宋会要輯稿』兵 18-6 熙寧八年五月十二日）

と、熙寧には同内容は詔として出され、これは編敕に入れられたというから、これも唐令が北宋末になりにがしかの敕に入れられた事例となろう。

さて、これは慶元賞令に

・諸功賞未經酬叙、而逢格改者輕、聽依立功時、格重聽從重賞

とある。『宋会要輯稿』兵 18-6 熙寧八年五月十二日に

・詔、諸功賞未經酬叙逢格改者、若新格輕、聽依立功時、若重、聽從重賞、入編敕。從中書刑房所定也。

とあるから、結論的に述べるなら、慶元賞令の淵源が熙寧編敕、唐名例律にあったことになる。

### 【文書令】

まず、先に見た、文書令とともに司勳格、賞格が生まれた政和の議論を振り返る。『宋会要輯稿』食貨 51-40 政和 3 年 10 月 17 日には以下のようにある。

戸部尚書劉昺等奏「今擬修到條

諸吏人驅磨點檢出收到無額上供錢物供申數目不實、而侵隱、移易別作窠名收係若支使者、諸州三千貫、累滿者同、提刑司依此。提刑司六千貫、轉一資、上條合入『政和賞格』。

諸吏人驅磨點檢出收無額上供錢物供申數目不實、而侵隱、移易別作窠名收係若支使者、州及八千貫、提刑司一萬五千貫以上、累滿者同。並奏裁、上條合入『政和賞令』。

諸驅磨點檢出收到無額上供錢物供申數目不實、而侵隱、移易別作窠名收係若支使者、三百貫、累滿者同、餘項依此。陞一名、一千貫、陞二名、二千貫、陞三名、四千貫、陞四名、七千貫、陞五名、一萬二千貫、轉一資、三萬貫已上、取裁、

上條合入『尚書吏部司勳格』（吏部はもと戸部に作る）。

契勘闕下支用見錢、全仰諸路上供有額、無額錢數應辦。其無額錢、元豐間歲收約一百七十八

萬貫、近年以來、所收約八九十萬貫、比舊大段數少、虧損省計。緣無額上供雖有窠名而各無定數、從前據憑場務收到數目申州驅磨、報提刑司、本司備申省部拘催起發。若供申隱落、止有斷罪約束、即無點檢告賞之文。兼近承朝旨、令諸路常平司驅磨到崇寧元年至大觀三年侵使隱落上供無額錢、總計一百七十餘萬貫、金銀物帛一十萬餘斤兩等、如此顯有陷失錢物、蓋為未有勸賞、致所屬不肯盡公點檢驅磨。今相度、欲乞今後場務收到無額錢物、供申所屬州軍提刑司并本部、如逐處能點檢、驅磨、告發、侵隱、失隱錢物、並依政和賞格令法施行。

又檢會『大觀諸路上供錢物續降敕令節文』

諸無額上供錢物、場務限次季孟月十日前具逐色都數申本州驅磨、本月二十日前申轉運司、仍具一般狀入遞、申尚書戶部。本司限十日申本部。諸供申無額上供錢物隱漏者、徒二年。

『政和元年十月十四日朝旨節文』

諸路應無額上供錢物、並隸提刑司拘收。

『政和格令』

諸告及驅磨、點檢出隱落并失陷錢物、應賞者、以所納物准價、仍依數借支。即犯人應勿追或追而不足者、幹繫人均備告。及驅磨點檢出隱落并失陷錢物每及一分、給三釐。

詔依修定、餘依諸路上供敕施行。

これに対し、慶元賞令に次のようにある。

諸吏人驅磨・點檢出收到無額上供錢物供申數目不實、而侵隱移易別作窠名收係、若支使者、州及八千貫、提點刑獄司一萬五千貫以上（累滿者同）、並奏裁。

（諸て吏人驅磨・點檢し出し收到せる無額上供錢物の供申の數目の不實を出し、而て侵隱・移易し別に窠名を作り收係し、するが若きは、州は八千貫に及び、提點刑獄司は一萬五千貫以上ならば（累滿するは同じ）、並びに奏裁す）。

元來、驅磨點檢し不正摘発した吏人の褒賞に関する本慶元条は、前条と同じく政和三年に戸部尚書劉炳らが擬修したもので、その際に賞として摘発額が諸州三千貫・提刑司六千貫であれば転一資とする規定を政和賞格（「點磨隱陷」賞格に同じ）とし、本条と同様、州八千貫、提刑一萬五千貫以上であれば奏裁するという規定を賞令とし、三百貫で陞一名、一千貫で陞二名、二千貫で陞三名、四千貫で陞四名、七千貫で陞五名、一万二千貫で転一資、三万貫已上で取裁するという規定を尚書戸部司勳格（司勳は元來吏部の司であるが、戸部司勳格は戸部の管轄における褒賞を定めた格であろう）とした（『宋会要輯稿』食貨五一之四〇「度支庫」政和三年十月十七日）。即ち政和の議論で無額上供錢の不正を摘発した吏人に対する褒賞規定では不正額によって賞の内容が異なり、それに従って賞令か賞格か司勳格かが定まっておき、政和賞格とされたものは慶元賞格に、政和賞令とされたものは慶元賞令にそのまま受け継がれている。

#### 【度牒の偽造】（政和詐欺敕・賞格）

宣和に、度牒の偽造が深刻化していることが問題となった。そこで、御筆を奉り、「度牒印板を偽造せば違制を以て論じ、官司檢察せざるは徒二年」と立法するよう議論があり、尚書省が看詳したところ、「度牒を偽造せしは官印を造るを除くの外、偽度牒は自ら合さに依偽印罪賞條法に依るべし」云々とあり、さらに

諸偽造度牒印板、徒二年、已印者加一等（謂印成牒身而無印者）、並許人告。

諸偽造度牒而書填官司不檢察者徒一年。

との2条を擬修し、これを政和詐偽敕とした。また

告獲偽造度牒印板、錢一百貫（印成牒身而無印者加五十貫）

を擬修し、これを政和賞格とした。度牒印板の偽造や、官印を偽造したが度牒そのものには押していない場合など、行為内容は共通であるが、罰則や告発規定は政和詐欺敕に、それを告獲した者への褒賞は政和賞格に加えた<sup>115</sup>。

#### 【銷金衣服・翡翠採捕】

刑法 2-115 禁約 2 には、銷金衣服<sup>116</sup>や翡翠採捕の禁止の流れについて、一連の記事が残されてい

る<sup>117</sup>。それによれば、紹興2年12月3日に高宗は詔して

宰執奏御筆批出、令舉舊制、禁絶民間銷金事、上曰、昨因閱韓琦『家傳』、論戚裡多用銷金衣服。朕聞近來行在銷金頗多、若日銷不已可惜廢於無用。朕又觀『春秋正議』、謂質則用物貴、淫則侈物貴、蓋淫侈不可不革（『中興小紀』13。亦見『宋会要輯稿』刑法2-115禁約2）

と行在で銷金が多く、惜しいことを曰うが、この際、高宗は北宋中期の韓琦の『家傳』（阪大、東洋文庫などにあるようだが未だ実見せず）が戚里に銷金の衣服を用いることが多いと論じていることを引き合いに出している。2日後に

古者商旅于市以視時所貴尚而為低昂、故淫則侈物貴也。訪聞比來民間銷金服飾甚盛、可檢舉舊制、嚴行禁絶（『宋会要輯稿』刑法2-115禁約2）

と銷金による服飾を旧制を檢舉して禁絶すべきことを旨した。この際、都省が勸会して、民間において銷金して服飾とすることには、紹興敕に処罰規定があることをいい、続いて、申明・行下し、違反があれば敕の条文に基づいて断罪すべき詔が出ている。そして5年11月24日に高宗はまた

銷金翠羽為婦人服飾之類、不惟糜損貨寶、殘殺物命、而侈靡之習實關風化、朕甚矜之。已戒宮中内人不得用此等服飾、及下令不得放入宮門、無一人犯者。尚恐士民之家未能盡革、可申嚴止之、仍下廣南、福建禁採捕者。

と、銷金・翠羽を婦人の服飾にするのはよくない、宮中内の人にこれを戒める、さらに広南（広南東西路）、福建での〔翠羽の〕採捕に禁止するよう詔したが、これに対して12月7日には、諸王宮大小学教授の錢觀復が、祥符、天聖、景祐以来の敕条を検会して申厳約束することを言っている。要するに、銷金して服飾することへの罰は紹興2年12月時点で既に紹興敕にあり、翠羽（あるいは銷金・翠羽）を服飾にすること、または広南福建での翠羽採捕禁止については、宋初大中祥符以来、天聖、景祐の敕に何らかの関連条文があったわけである。そしてこの紹興5年12月7日の錢觀復の言に続いて、

詔今後④銷金為服、増賞錢三百貫。其⑤採捕翡翠及販賣并為服飾、並依銷金為服罪賞。⑥其以金打箔并以金箔粧飾神佛像、圖畫、供具之類、及工匠並徒三年、賞錢三百貫。鄰裡不覺察、杖一百、賞錢一百貫、許人告。其見存神佛像、圖畫、供具、諸軍撚金錦戰袍、並許存留。所有翠羽、銷金服飾、限三日毀棄。

と詔が出された。要点を記すと、

- ・④銷金を服にした人を告げた者には、賞錢を300貫に増す。
- ・⑤翡翠を採捕して販賣したり服飾としたりする者は、銷金を服にした罪によって賞する（300貫）。
- ・⑥金を打箔したり金箔によって神佛像、圖畫、供具の類を粧飾したもの、及び工匠は徒3年、告げた者への賞錢300貫。
- ・鄰里で覺察しない者は杖一百、これを告げた者は賞錢100貫。人に告するを許す。
- ・諸軍の撚金錦戰袍は存留を許すが、翠羽、銷金服飾は三日を限り毀棄す。

となる。さらに27年3月21日には次の内容の詔が内降された。概略、「中外での服飾が侈靡に過ぎる。外國から翠羽六百餘隻を貢がれたが、焚した百姓に示した。今後は、宮中の首飾・衣服は鋪翠・銷金を許さない」という内容で、その次の日には、「今後、宮中での違反者は捕らえ、犯人より賞錢一千貫を追取して賞に充てる。足りなければ内東門司官錢内より貼支する、經由した院子・儀鸞等は徒三年の罪に従う」と詔があった。そこで有司が以下のようにする指揮を下すよう条具し、いれられた。

内容を示すと

- ・あらゆる士庶貴戚の家は、三日を限り〔翠羽を〕毀棄する。違わば徒二年、賞錢三百貫。
- ・③翡翠を採捕し並びに鋪翠を造作し、銷金で首飾、衣服と為し、及び貼金、縷金、間金、圈金、剔金、陷金、解金、明金、泥金、楞金、背金、影金、盤金、織金、線金、鋪蒙金、描金、撚金線、真金紙を造るを禁止する。金泥を以て粧飾とするの類は人に製造させ、並びに買賣、及び服用の人は徒二年、賞錢三百貫、諸色人に告するを許す。婦人は夫と同坐、夫はければ家長を坐し、命官婦は申奏取旨。諸路州軍に下し嚴行禁止、毎季に檢舉、巡捕官・當職官は常切

覺察、違わば監司按劾。（これに関連し 27 年 7 月 23 日には、8 月 29 日の懿節皇后生辰を期に、翡翠、銷金を禁止し藥玉假翠葉や漆金紙でこれに代えるよう御葉院が言っているのは、この翡翠、銷金禁止の流れに沿ったものだろう。『宋会要輯稿』礼 15-19)

となる。

さて、『慶元条法事類』を見ると、関連法規が少なくない。まず、銷金により服を飾ることを禁じた敕は、『慶元条法事類』3「服飾器物」、29「私造金箔銷金」に慶元雜敕として

㉔諸以銷金為服飾、及賣、或興販若為人造者、各徒二年、並許人告（『慶元条法事類』3「服飾器物」、29「私造金箔銷金」）。

があるが、これは具体的にいつの命令に基づいているかは不明である。一方、紹興 5 年 12 月 7 日の錢觀復の言に続いて出された詔の内容は雜敕として

㉕諸私造金箔者（以金箔裝飾神像圖供畫具之類同）及工匠、各徒三年、並許人告（『慶元条法事類』29「私造金箔銷金」）。

があり、27 年有司の乞自今降指揮による内容は雜敕として

㉖諸採捕翡翠、若賣、或興販、及為人造、並服用（裝飾諸物同）各徒二年、並許人告。鹿胎龜筒玳瑁三等（『慶元条法事類』3「服飾器物」）

㉗諸採捕翡翠、若賣、或興販、及為人造、並服用（裝飾諸物同）各徒二年、並許人告。鹿胎龜筒玳瑁、減三等（『慶元条法事類』79 畜産門「採捕屠宰」雜敕）

とある。これらの雜敕に対しては賞令・賞格が以下のように対応する。まず賞令であるが

㉘諸備賞、應以犯人財産充、而無或不足者、㉔以銷金為服飾、及賣、或興販、若為人造、㉕私造金箔（以金箔、裝飾神像圖畫供具之類同）、及工匠、責知情得罪人均備（『慶元条法事類』29「私造金箔銷金」慶元賞令）

㉙諸備賞、應以犯人財産充、而無或不足者、㉔以銷金為服飾、及賣、或興販、若為人造、并㉖採捕翡翠、及賣、或興販、若為人造并服用（裝飾諸物同）、責知情得罪人均備（『慶元条法事類』3「服飾器物」、『慶元条法事類』29「私造金箔銷金」慶元賞令）

と、㉖㉗が対応し、㉔が混ざっている。敕との対応で言えば㉘は㉔+㉕、㉙は㉔+㉖である。慶元賞格としては

㉚謂色人／告獲㉕私造金箔（以金箔裝飾神像・圖畫・供具類之同）及工匠／錢三百貫／告獲以㉔銷金為服飾、及賣、或興販、若為人造者／錢三百貫（『慶元条法事類』29「私造金箔銷金」慶元賞格）

㉛諸色人／告獲㉖採捕翡翠、若賣、或興販、及為人造、并服用者（裝飾諸物同）／錢三百貫（『慶元条法事類』79 畜産門「採捕屠宰」賞格）

がある。前者は、同じく『慶元条法事類』29「私造金箔銷金」に登場し、㉘とセットであろう。㉙は雜敕㉖とセットであろうが、雜敕「鹿胎龜筒玳瑁」が賞格にはない。だが㉔と㉕に関連して言うなら、㉔も㉕も紹興 5 年 12 月 7 日の錢觀復の言に続く詔に淵源しているのであろう。

なお、他の慶元賞格として次のようにあるが、これについての詳細は他日に期す。

㉜諸色人／告獲僭擬乘輿服用（謂以龍或日月星辰為飾非小兒婦人純以紅黃為衣并服紅黃徧地出花透背綿背繡背段及以純錦徧繡為帳幕以紅黃帕覆茶擔食合之類或乘馬坐轎令人持扇圍蔽及婦人純用紅黃扇）若工匠造者／杖罪／錢參拾貫／徒罪／錢伍拾貫

告獲以㉔銷金為服飾及賣或興販若為人造者／錢三伯貫／告獲㉖採捕翡翠若賣或興販及為人造並服用者裝飾諸物同／錢三伯貫

告獲服飾輒倣四夷者／錢伍拾貫（『慶元条法事類』3「服飾器物」慶元賞格）

### 【推任滿賞】（賞格）

次に見るのは乾道年間の礼でここでは、地方の軍指使からの推任滿賞に関する言をめぐり、歴代賞格・吏部格、特別指揮などを元に議論する『宋会要輯稿』職官 10-8「司勳部」乾道四年七月十六日条の吏部侍郎周操言である。理解を容易にするため、適宜改行し、㉘～㉛の記号を付すなどして記す<sup>118</sup>。

㉘瀘南安撫司奏、長寧軍指使楊大椿乞推任滿賞。



①本司檢坐到『皇祐三年指揮』「三年得替與轉一官」。本人係二年成資滿替、陳乞降『賞格』「二年推賞」。

②本部檢准『賞格』「長寧軍指使止是任滿轉一官」、即無「三年得替」之文。

③其本司奏狀內檢引『及二年降賞格二等條法』、本部已行推賞了當。

④今承都省付下湖南安撫司奏忠訓郎、武岡軍武陽寨兵馬監押劉駿乞任滿賞

⑤遐本司檢坐到『熙寧元年指揮』「三年為一任、任滿日與減三年磨勘、免短使指射差使」。

⑥照得本人係二年成資滿罷、即不曾聲說降等推賞。

⑦本部檢准『紹興修立賞格』、亦無「三年為任」之文。

⑧如將本人依本部格法與推全賞、緣與長寧軍指使降等推賞事體一同、若便行降等、又本部格法、即不該載「三年為任」。

⑨黎今相度、自今後、欲、將諸路監司保奏到小使臣校尉、應以陳乞任滿賞、如本司檢坐到『一司一路指揮』、以「三年為任」於本部『賞格』雖不曾該載、「三年為任」去處、並依『長寧軍指使已行體例』於『賞格』上降二等推賞。

と上言し、從之とある。内容として、発端は長寧軍指使楊大椿が二年成資滿替の際に「二年推賞」を乞うてきたことにある(⑦⑧)。だが吏部で検討の結果、皇祐三年指揮には三年で得替し、転一官とする、とあるが、本人は2年で成資・滿替し、賞格の「二年推賞」規定を乞うてきた(⑧)

(なお得替とは文臣京朝官・武臣堂除差遣が二年を以て代還することで、これを成資と称した)。賞格を検准すると、「長寧軍指使は任滿で転一官」とする、とあり、「三年得替」とはない(⑦)。ここまでをまとめると、楊大椿が二年で成資滿替することには、皇祐三年指揮の三年得替は問題ない。だが賞格には、三年得替はない、ということである。

次に、吏部が奏狀内で検引したところでは「及二年賞格二等條法」というのがあり、吏部はすでに推賞し(⑨)、今度は武岡軍武陽寨兵馬監押の劉駿が乞任滿で賞することを乞うている(⑩)。熙寧元年指揮に「三年で一任とし、任滿日には減三年磨勘とし、免短使・指射差使を與える」とあり(⑦)、照得すると劉駿は成資滿罷しているが、等の推賞を降してもらうことを主張したことはなく(⑩)、そこで紹興修立賞格を検准すると、やはり「三年で任とす」とはない(⑦)。もし吏部の規定に基づいて劉駿に全賞を推すことになれば、楊大椿が等の推賞を願っているのと同じケースになるが、吏部の規定では三年一任という規定はない(⑦)、今後は、諸路監司が小使臣・校尉に任滿の賞を申し出てきたら、吏部は一司一路指揮を検坐し、吏部の賞格に「三年為任」となくとも、長寧軍指使で已に行ったという事例に基づいて、賞格に基づいて二等推賞を降す(⑨)、というのが、主な内容である。

つまり、賞格には長寧軍指使は任滿で一官を転ずる、とあるが、「三年得替」となはく、紹興修立賞格にも「三年為任」とはない。だが、一司一路指揮で「三年為任」と定められている地方については、賞格に準じて推賞する、ということである。賞格には三年で任滿得替とは書いていないが、それが一司一路指揮にある場合には、賞格に準じて賞せよというのである。梅原氏が「すべての官の任期が尚三年とは限らず」、「宋の一任は…ポストによって二年、三十ヶ月、三年などと相違があり、その一単位を勤めあげると「得資」「成資」となる、と述べるように(梅原『宋代官僚制度研究』p.26)、ポストによって成資の期間は異なる。この乾道4年のケースでは、このような成資の期間を定めているのは一司一路指揮であり、吏部の賞格では定められていない、賞格で定めているのは、任滿に際しての推賞である。そして、現実ではこれらを組み合わせている。

#### 【繁難縣令】

政和に議論され、詔されたことが、慶元賞令では若干簡単になっている例もある。政和2年11月11日に權發遣河北路轉運副使侯臨が

繁難縣令、闕官及六年以上、如有人願授者、候任滿無公私過犯、令本州及轉運司保明、京朝官與轉一官、選人與減舉主二人改官<sup>119</sup>。

と乞うているが、慶元賞令には

諸任繁難縣令(謂闕官及六年以上者)、任滿無公私過犯、州及轉運司保明申尚書吏部(『慶元条法事類』5到罷、13「理賞」慶元賞令)。

とあるなど。

### 【諸給賞者】

賞令の主眼は給賞にあるが、賞の原資は犯人の財産によって充て、不足であれば官錢で代わりに支払、捕まえた事情が明白であれば、当日官錢を支払う、という内容で、捕らえた事情の部分は様々である。『慶元条法事類』中での出所は省略するが、以下に列举したい。

- ・諸給賞者、以犯人財産充、無或不足者（知情及干繫若保人之類應均備而無或不足者同）、以官錢代支、即獲姦細（強盜竊盜罪至流同）發冢放火劫囚私鑄錢（製造賣借若與人鑄錢作具同）禁物配軍逃歸本州縣誘略販賣人口與溪洞蕃夷蕃商船般載人入化外溪洞蕃夷在化内内略誘收買人口及其買人引領人故決盜決隄堰偽造度牒紫衣師號偽造交鈔并公據（未成未行用同）詐冒首級求功賞重祿公人因職事受乞詐欺借便賣買有剩利除欠放債收息部送人故縱已決編配人逃亡諸軍管轄人及曹司私收佗處兵級冒承逃亡名額請給若給散捕取蟲蝗穀而減剋私有若私造禁兵器修合墮胎藥及賣買罪至徒、如事狀明白、當日以官錢借支、其罪人人於法勿論及應贖或杖以下不應編配者不在代支借支之例（配軍逃歸本州縣者非）。
- ・諸給賞者、以犯人財産充、無或不足者、以官錢代支、即獲禁物、如事狀明白、當日以官錢借支。
- ・諸給賞者、以犯人財産充、無或不足者、以官錢支、即獲私鑄錢（製造賣借若與人鑄錢作具同）、如事狀明白、當日以官錢借支。
- ・諸給賞者、以犯人財産充、無或不足者、以官錢代支、即獲部送人、故縱已決編配人逃亡、如事狀明白、當日以官錢借支、其罪人於法勿論及應贖或杖以下不應編配者不在代支之例。
- ・諸給賞者、以犯人財産充、無或不足者、以官錢代支、即獲放火、如事狀明白、當日以官錢借支。

### 【罰格】

なお付言しておきたいのは、賞格に対する罰格である。まず、以下の事例を見たい。

#### 1. 私茶塩を獲えることについて

尚書省言、今重修立到下項、

**賞格**。命官親獲私有茶、鹽、獲一火三百斤、臘茶一斤比草茶二斤、餘條依此。陞半年名次、八百觔、免試、一千二百斤、減磨勘一年、二千斤、減磨勘一年半、三千斤、減磨勘二年、四千斤、減磨勘二年半、五十斤、減磨勘三年、七千斤、減磨勘三年半、一萬斤、轉一官、三萬斤、取旨。累及一千斤、陞半年名次、一千五百斤、免試、二千斤、陞一年名次、四千斤、減磨勘一年、五千斤、減磨勘一年半、七千斤、減磨勘二年、八千斤、減磨勘二年半、一萬斤、減磨勘三年、二萬斤、減磨勘三年半、三萬觔、轉一官、十萬斤取旨。

**罰格**、巡捕官透漏私有茶鹽一百斤、罰俸一月、一百五十斤、罰俸一月半、二百斤、罰俸兩月、二百五十斤、罰俸兩月半、三百斤、罰俸三月、一千五百斤、罰俸五月、仍差替、二千五百斤、展磨勘一年、仍差替、三千五百斤、展磨勘二年、仍差替、四千五百斤、展磨勘三年、仍差替、五千斤、降一官、仍衝替、三萬斤取旨。（『宋会要輯稿』食貨 32-7「茶鹽雜錄」政和五年五月二十五日）

#### 2. 兩浙路起發米斛の海道般運糧料について（紹興元年三月十二日戸部言による）

本部今比附重別措置、每運至卸綱納處、無拖欠違限、折會償納外、依下項、内賞比平河已是優異、其罰格亦比附申請措置遞減一等。

**賞格**、一萬石已下、所裝雖多者同。一千里無拖欠、轉一官、不滿一釐、減四年磨勘、副尉依使臣法比折收使、下准此。不滿二釐、減三年。五百里無拖欠、減四年、不滿一釐、減三年、不滿二釐、減二年。五千石、所裝不及五千石、若併押兩運如及所立之數、亦乞通行推賞。一千里無拖欠、減四年、不滿一釐、減三年、不滿二釐、減二年。五百里無拖欠、減三年、不滿一釐、減二年、不滿二釐、減一年半。

**罰格**、欠三釐、展一年磨勘、副尉亦合此展。欠四釐、展一年半、欠五釐、展兩年半、欠七釐、展三年半、欠一分、展四年、欠三分數、拋失空船一十五隻同。使臣校尉衝替、副尉勒

停、仍根究致欠因依（『宋会要輯稿』食貨 47-15「水運二」）。

賞格は格の中における重要性にもかかわらず、研究は少ないが、罰格についてはこれまで触れられることはほぼなかった。しかし北宋末から南宋にかけ、罰格は確かに賞格と並列して存在したのである。内容を見ると、展磨勘（「展～年磨勘」、「展磨勘～年」）が定められている。そして、確かに職制敕その他『慶元条法事類』所載法条を見ると、展磨勘を主眼とした（条文の最後に展磨勘規定があり、その条文全体の主眼となっている）条文—展磨勘規定と呼ぼう—は見られないのである。『永樂大典』等には、単行の詔はあるし、職制敕にも注文などに見られるケースはあるが、展磨勘規定はない。では減磨勘規定はどうかというに、これもまた賞格のみなのである。つまり、減磨勘、展磨勘の年数の規定に特化した法律は、それぞれ賞格、罰格であってそれ以外ではあり得ない。しかし、減磨勘を定めた賞格は『慶元条法事類』その他に多数見られるのに、上記 2 例の罰格以外、展磨勘規定はないのである。

## V 特別法の制定

最後に、特別法を中心として、各条文がいかにか生成されてきたか、主に政和の事例を中心にみてゆく。先に嘉祐法を述べた際に指摘したように、北宋新法時期は新たな法典形式が生み出された時期であるが、その中でも、政和は南宋以降に多く影響を与えている。

試みに、常平法・免役法の流れを見てみると、常平等法は熙寧・元豊の各一書となっている<sup>120</sup>。熙寧 8 年には司農寺が常平等敕を編修しているが、9 年 12 月 24 日には「未だ允當なるを得ず」として司農寺に看詳させ重行編定せしめており<sup>121</sup>、宋史 204 藝文史類刑法類にも「曾布熙寧新編常平敕二卷」と見える通りである。この衝改が重ねられた常平法は免役法、貢挙法制定の際にもモデルとなった。前者については元豊元年閏正月 13 日、「常平舊敕、多く已に衝改するも、免役等法素とより未だ編定せず。今合さに刪修し敕と為すべきを除くの外、所定の約束の小さき者は令と為し、其の名數式様の類は式と為し、乞元豊司農敕令式を以て目と為すを乞う。是れに従う」<sup>122</sup>と、免役等法の編修が十分ではなかったとして常平法にならって整備されたのであり、新たに「元豊司農敕令式」が編纂され、結局元豊 2 年 9 月 29 日に完成した<sup>123</sup>。

今ひとつ、貢挙法についても、紹聖 3 年 8 月 2 日に、見修の「貢舉敕令格式」を常平敕によって一書となすこととなっている。このように、元豊～紹聖には従来の編敕など従来の法を敕令格式形式で再編することがしばしば行われた。この貢舉敕令格式の直前であるが、常平法そのものも常平免役敕令格式となっている。紹聖 3 年 6 月 8 日に「常平等法、熙寧・元豊間に在り各の一書を為す。今請うらくは敕令格式は並びに元豊の體例に依りて修するの外、別に常平・免役・農田水利・保甲等の門を立て書を成し、海行敕令格式とともに頒行せんことを、と。降詔し自ら一書と為し、「常平免役敕令」を以て名と為す」<sup>124</sup>とあって、常平法も「常平免役敕令」として敕令格式に再編されているのである。熙寧 10 年～元豊に次々と敕令格式、敕式、敕令式などが編纂されるが、このころは特別法がこの新形式で立法される時代でもあった。司の法ではなく、内容に特化した法として、例えば「聚集生徒教授辭訟文書編配法」<sup>125</sup>およびそれともなう告獲賞格などは興味を引かれるが、多くは司の特別法である。しかし、海行法が整備されず先んじて一司敕が生み出される状況に『宋会要輯稿』刑法 1-13 元祐元年 4 月 6 日では「次序失倫」であり不便だとして、海行敕令編修に励むよう上批がだされている<sup>126</sup>。

### 【鑄錢の増虧】（政和）

以下、細かな特別法立法の事例であれうが、まず政和 2 年に以下のようにある。

十六日、尚書省言。勘會東南坑冶、雖專置提點坑冶、鑄錢兩司分領管勾、比歲以來、課利大段虧少、致趁辦鑄錢年額常是不敷、有悞歲計。其逐司提點官坐視闕乏、全不用心措置。兼坑冶苗脈興發、採礦烹煉、盛衰不常。近據虔州具到所管坑冶五十餘處、其潭州狀稱、所管坑冶共止

九處、内五場久無課利、只有四銅場並皆坑窟、取礪深遠、下手興工採打不行。若不令兩司通共那融應副、歲終衰同比較、嚴立殿最之法、則事難辦集、無以勸沮。今欲擬修下條、

提點坑冶鑄錢官、以兩司應管錢監、每歲總計合鑄錢數比較、增一分以上減二年磨勘、三分以上減三年磨勘、五分以上轉一官、虧一分以上展二年磨勘、三分以上展三年磨勘、五分以上降一官。

右入『江淮荆浙福建廣東路提點坑冶鑄錢司格』。

諸提點鑄錢、輪委提點刑獄司（謂非提點鑄錢置司所在路分者）。索取兩司應管錢監總計合鑄錢年額、歲終衰同比較、具增虧實數擬定合該賞罰、保明聞奏。

右入『江淮荆浙福建廣南路提點坑冶鑄錢司并提點刑獄司令』。

諸提點刑獄司、歲終比較、保明到東南提點坑冶鑄錢官、應副鑄錢增虧五分以上者、依格賞罰外、取旨陞降差遣。

右入『三省通用令』（『宋會要輯稿』職官 43-27 提點坑冶鑄錢司政和 2 年）<sup>127</sup>。

これも、同時に類似の内容について、磨勘の増減などは格に、内容の概略は令に、との基本路線に沿いつつ、他には見られないようなマイナーな特別法の法条が作られた例である。

### 【政和吏卒格と軍馬格】

政和に、宮觀差遣に除授する人数が格で定められたことがあったが、その際には、以下が擬修して立てられた。

承務郎以上任宮觀差遣、提舉二十人、提點一十五人、管勾一十人

が、これは政和重修吏卒格に編入され、本格の中散大夫及提點刑獄以上資序・知州通判以上資序差當直人格は不行とし、

承務郎以上任宮觀差遣（謂外任許在京居住者）提舉十五人、提點十人、管勾四人

が紹聖軍馬司格に編入され、本格の太中大夫及職司資序・知州通判以下資序差當直人格は不行とした<sup>128</sup>。しかし、定められた人数以外、吏卒格と軍馬格の違いがどこに起因するかはっきりしない。あるいは、軍馬格は在京居住を許された外任の宮觀差遣を謂い、吏卒格が書いてはないが在外あるいはもともと在京の宮觀の者を指すのか、あるいは、不行とされた當直人に差すべき人の差遣が、吏卒格では中散大夫及提點刑獄以上資序、軍馬格では太中大夫及職司資序となっており、不行とされた部分の違いがありが編入された新しい部分に大差はないだけなのか、詳細は分からない。

### 【急脚・馬遞鋪・曹司の闕】

『宋會要輯稿』方域 11-10 紹興 19 年 4 月 11 日に以下のようにある。

刑部言、「修立下條、

「諸急脚、馬遞鋪、曹司逃亡事故闕、限一日申州、本州日下差撥。又闕、聽權差廂軍、候招到人替回」。

右入『紹興重修軍令』。

「諸急脚、馬遞鋪曹司缺、不依限申州及本州差撥無故違限者、幹繫官吏各徒一年。十日以上加二等」。

「諸處巡轄使臣以支取糞土錢為名、於鋪兵名下減尅請給、率斂財物者、以乞取監臨財物論、仍許被減尅率斂鋪兵越訴。通判、令、佐失察、杖六十」。

右並入『紹興重修職制敕』。

如得允當、即乞申嚴、遍牒諸路施行」。詔依、仍先次施行。初詔黃敏行權兵部郎官措置諸路遞角、至是敏行有請、故立此條。

恐『新書』已有正條、欲刪。

これも、同一の課題が規定・罰則などによって軍令と職制敕に振り分けられている事例である。急脚、馬遞鋪についてはその後慶元法にも組み込まれてゆくが、この軍令というのは、『宋會要輯稿』刑法 5-19「省獄」景德元年正月二十五日に「軍民謀剽財物者、並按軍令、軍校不知情者、決杖、隸別州員僚直、餘並論如律」、刑法 6-9 に景德 4 年のこととして「陳堯叟曰、都虞候李繼和言士卒不稟所部、合從軍令」、その他紹興 25 年に「管王升罷從軍令日下前去」、真宗咸平五年五月

十四日詔「西路將士臨陣巧詐退避者、即按軍令、不須以聞」、咸平 6 年「詔書條貫禁軍將士等各依舊等級、並行伏事之理、違者按軍令」とあるが、無論令の篇目ではなく、現代語で言う軍令に類似したものである。梅原郁編『中国近世の法制と社会』1993 に少し議論があり、政和 3 年にすでに「令文」として見られているという指摘もあり<sup>129</sup>、政和にはすでにこの軍令があったものと思われる。

### 【紹興敕】

なお、鹽政にかんしては他にも規定が多く、

『宋会要輯稿』食貨 26-13「鹽法雜錄」紹興 3 年 8 月 10 日（補編食貨 49「鹽」(P.769-1)）には提舉兩浙西路茶鹽公事張願言、「契勘催煎買納鹽場合用買鹽本錢、依自來例、係作料次差人就支鹽場請撥歸場、附歷支使。今巡歷管下鹽場、取索逐年收支官錢文歷、照對收附鹽本下落、其間多是有支無收。尋行根究、得並依鹽場庫子等人將請撥到錢在外衷私侵盜用過依、疑當作「係」。、緣產鹽知縣職係兼監、鹽場從來循例、不曾同共檢察、以致鹽場公吏得以作弊。今相度、欲乞知縣同共點檢收支赤歷、照應請撥支收錢數批鑿書押、如因本司巡歷、或委官隔手覆行對歷、卻有失收欺弊、及鹽場每月不即齎歷赴縣點檢、其兼監知縣及鹽場官、並乞從朝廷等第立定斷罪法禁。」張願又言、「亭戶其間有頑猾不務工業之人、常是拖欠鹽額、及有借過官錢、輒便逃移往別處鹽額增羨場分亭竈、改易姓名、作新投亭戶等。蓋緣從來未有法禁。檢準『紹興敕』、

「諸鹽亭戶投充軍者、杖八十」。

又令

「諸鹽亭戶投充軍者、斷訖放停、押歸本業」。欲乞今後煎鹽亭戶及備丁小火如拋離本竈、逃移往別處鹽場煎鹽之人、並乞依亭戶投軍法斷罪、仍押歸本竈、承認元額、煎趁鹽課。如所屬承牒根究、不為發遣、或妄作緣故占留、亦乞嚴立斷罪條法」。詔並依、內斷罪一節、令刑部立法、申尚書省。

とあって、「諸鹽亭戶投充軍者、杖八十」なる紹興敕が知られる。一方、この直後の 10 月 15 日、鹽亭戶の投充軍とは異なるが、鹽亭戶に関して別の特別法が設立されている。

『宋会要輯稿』食貨 26-20「鹽法雜錄」／補編食貨 49 鹽(P.769-1) に紹興 3 年 10 月 15 日として十五日、刑部言、產鹽路分知縣在職係兼監鹽場、若有收支官錢、即合與本場官同共點對。今依已降聖旨指揮參酌修立下項、

「諸催煎買納支鹽場收支官錢歷、本場官月終齎赴兼監知縣廳點對書押、違者杖八十、有失收欺弊及知縣不為點檢者、加二等」。右合入「元豐江湖淮浙路鹽敕」、係創立。

一、看詳產鹽路分、全籍亭戶及備丁小火用心煎趁鹽課、中買入官、今依元降聖旨指揮參酌立下條

「諸鹽亭戶及備丁小火輒走投別場煎鹽者、各杖八十、押歸本場、承認元額、若別場承所屬根究不即發遣者、杖一百」。

右入『元豐江湖淮浙路鹽敕』、係創立」、從之。

とあって、これは新たな条文を紹興になって、元豐江湖淮浙路鹽敕に加えているケースである。類似のものは『宋会要輯稿』食貨 26-29「鹽法雜錄」紹興 12 年（亦見補編）にも

二十八日、詳定一司敕令所言、「修立到鹽亭戶不許買撲坊場條、「諸坊場以違礙人」、謂應贖若犯徒或三犯杖各情重、不計赦前後并見欠官錢物、見任品官、見充吏人貼書、鹽亭戶、巡檢司土軍之家、「承買者杖一百、詐隱者加一等、即已承買後始有違礙而不自陳、以同居無違礙親戚掌領尚冒占者、准此。若已承買而後為吏人貼書者、又加一等」、

右入「政和續附紹聖常平免役敕」、以『政和續附紹聖常平免役敕』、紹興十二年二月二十日都省批狀指揮詳定」。

とあって、立法して「政和續附紹聖常平免役敕」を補うことがある。その他新法期には特別法立法が多くみられ、元祐 7 年に数条が立てられて「在京通用」「寺監務庫務通用令」「寺監庫務通用令」に合入され<sup>130</sup>、政和元年には「治平通商茶法」と「元符令」を参考に「通商茶法」の条文が修立されている<sup>131</sup>。また政和 5 年には調停で議論の末条文が擬修され、政和錢法令、政和錢法敕に入

れられている<sup>132</sup>。

次に見る大觀年間の『宋会要輯稿』職官 28-17 國子監大觀二年の例では、修立された数条が「太學辟廡諸路州學通用令」、「太學辟廡通用令」、「太學辟廡通用格」、「諸路州學令」、「三省通用令」にふり分けられている。

二年五月二十日、中書省據學制局狀「奉御筆『古之學者三年通一經、至十五年則五經皆通。熙寧中、迪士以經術期、故止專一經。今已三十餘年、士益習矣。思得多聞博習之才、而慮專門之流弊、可自今學生願兼他經者聽之。兼經多者、計所多量立陞進之法、使天下全材異能得以進焉。』尚書省劄付學制局、脩立到諸學生本經外願兼一經或二經等條。奉御筆、『比閱所著法、頗密而難行。士固有皓首終身通一經不能究者、兼習五經、蓋以待博識多聞之才、是為難能、不可立為常法。應兼三經以上、所在學考選校定在學一年、取分數多、八行之中兼有行實、每路歲貢二人入太學、長貳審試以聞、量材拔用。其在學生願兼一經者聽。』臣等今依御筆指揮、修立兼經之制。經術深妙、既令兼治、恐當更俟以漸。今修立、諸學生本經外願兼一經或二經者聽。臣等看詳、本經之外各兼一經、則五經已有二十五色。謂如本經治『易』、而所兼或『詩』、『書』、或『周禮』、『禮記』之類。又有兼二經、則其色額又多。若於試卷內明見其色額之異、則就試人姓名灼然可見。又況州郡人少去處、則私弊尤難關防。今將本經與所兼經每季輪與一經就試、謂如今經治『易』、而兼治『詩』、則正月試『易』義、四月試『詩』義之類。

則卷子內不見色額之異、可以久遠通行、不致私弊。今脩立

①「諸私試經義、以所習經及兼經輪以一經就試」

右並入『太學辟廡諸路州學通用令』。

臣等看詳、今來兼經既係別為獎勸之制、則所兼之經多少不同、所應之人有無不一。若試選兼經之法一槩施於州郡之學、則節目既多、事難齊一。況州郡學校私試已閱習其文藝、至貢士舉院試筆、別為一項、逐經分場引試、庶得要而易行、可以經久。免試『論語』、『孟子』、以中二經為上等、一經而在十名內者為中等、餘為下等、別榜曉示。諸內舍生兼經曾入第二等以上者、聽與貢士兼經人同試。

②「諸兼經雖試中、而本經不與貢士舉陞補者、不在類聚比較之限」。

右並入『太學辟廡通用令』。

③「貢士舉院試兼經、每經十五號取合格者一號」。

右入『太學辟廡通用格』。

④「諸兼經人初入州學、以狀自陳、別為一籍。曾入第二等已上者、其所中經、候陞貢日、教授據籍契勘、例於貢狀」。

右入『諸路州學令』。

⑤「諸兼經人曾預貢士舉、院試入上中下三等者、遇釋褐或殿試唱名日、別作一項、具名聞奏。右入太學、辟廡通用令。御史唱名、若上舍釋褐人、曾與貢士舉、院試兼經入上等者、與陞一甲。本甲上名不及十名者、仍通陞十名、中等陞十名、下等陞五名。已上如係第一甲者、即便不陞。仍並與內外學官之選」。

右入『三省通用令』。從之。

また、先に『吏部条法』内の通用令・考功令の若干を見たのであるが、他史料でも考功令の立法過程を伝えるものがあり、『宋会要輯稿』職官 56-26「官制別錄」大觀2年3月15日には

吏部狀、「準尚書省劄子、奉御筆、『寄祿官在神考時不分左右、曩雖釐正、猶有存者。若盡去之、則序爵制祿、等級差少、人易以及。可令有司條畫以聞』。付本部施行、謹具下項、一、元豐寄祿官格、開府儀同三司、特進、金紫光祿大夫、銀青光祿大夫、光祿大夫、正議大夫、通議大夫、太中大夫、中大夫、中散大夫、朝議大夫、朝請大夫、朝散大夫、朝奉大夫、朝請郎、朝散郎、朝奉郎、承議郎、奉議郎、通直郎、宣德郎、宣義郎、承事郎、承奉郎、承務郎。一、紹聖二年給事、中書舍人看詳一項、寄祿官分左、右。竊見先帝以文散官定為寄祿法、寔一代之新制、而議者淺陋、妄加穿鑿、遂請分為左、右。元法本緣祿秩、不為流品、今合除去若謂正議大夫、光祿大夫元是六曹及左右轄、於轉法有未盡、合行完補、即乞存此三等分左、右外、餘並廢罷。仍朝議大夫、中散大夫亦依舊存左右字、以分雜出身及無出身人、依

舊作兩資遷轉。一、紹聖三年十一月十四日、中書省勘會元豐四年正月九日中書省劄子、應大兩省待制已上並轉朝議大夫、中散大夫、中大夫三官。至元祐三年二月九日敕、寄祿官並置左、右字、因此許帶職人待制已上、職事官諫議大夫以上、自朝議大夫便轉中大夫、比其他出身人超越一官遷轉。近降紹聖二年三月二十六日敕、正議大夫、光祿大夫、銀青光祿大夫分左、右、餘並廢罷外、仍朝議大夫、中散大夫亦依舊作兩資遷轉、其朝議轉中大夫一節亦合廢罷。奉聖旨依擬定、其已轉過之人更不追改。一、崇寧四年三月十九日、朝奉大夫、試中書舍人、兼直學士院林攄狀、承尚書省劄子、據吏部狀、勘會寄祿官分左、右字、係元祐年指揮、雖已焚毀不行、緣卻有紹聖二年內正議大夫、光祿大夫、銀青光祿大夫并朝議大夫、中散大夫分左右指揮、及臣僚上言欲依官制不分左、右字等、奉旨審覆省、寺、監諸司元祐法官、別立新法。今參酌脩立下條、

①「諸朝議、中散、正議、光祿、銀青光祿大夫應轉官者、各以左右為兩資轉、先右而後左。有出身人、應轉朝議、中散大夫者、更不轉右、止作一官轉。即朝請大夫、至中散大夫、仍各理七年磨勘」、

右入『吏部考功令』（吏部はもと戸部に作る）。

奉聖旨依。一、大觀二年二月二十一日敕、中書省、吏部供到狀、檢會崇寧四年三月十九日敕條、即不該載帶職及兩制已上無出身人超轉之文、其元祐法帶職并任諫議已上職事官轉左字指揮已焚毀下行事。檢會熙寧中書條、應帶館職及侍講、天章閣侍講、崇政殿說書並轉左曹。其無出身人帶上件職者、依進士帶職人例轉。今看詳脩立下條、

②「諸朝議、中散、正議、光祿、銀青光祿大夫應轉官者、各以左右為兩資轉、先右而後左。有出身及無出身而見帶直祕閣已上職、或任諫議大夫已上、應轉朝議、中散大夫者、更不轉右、止作一官轉。即朝請大夫、至中散大夫、仍各理七年磨勘」。

右入『中書省吏部考功令』、衝改『崇寧四年三月十九日敕』全條不行」從之。

と、元豊以来の格、看詳、劄子、敕などを参考に新法を制定し、考功令に編入する過程を伝える。

なお、『吏部条法』でもそうなのであるが、ここでは明らかに吏部考功令と中書省吏部考功令を分けている。双方とも朝議・中散・正議・光祿・銀青光祿大夫が転官する際に、左～と右～で資序を二つと考えるという規定で、これは『宋会要輯稿』職官 56-17 元祐 3 年 2 月 6 日（亦見『長編』408）に

詔、自今朝議、中散、正議、光祿、銀青光祿、金紫光祿大夫、並置左右。進士出身及帶職轉至左朝議、中散為二資、餘人轉至朝議、中散、分左、右字為四資。以上各理七年磨勘。其正議至金紫並分左右為八資、應今官已及此者悉加之。

とある 2 月の詔を受けて、3 月に吏部が立法した際のことである。元祐 3 年の詔については、梅原氏が解説するとおり<sup>133</sup>、朝議・中散・正議・三光祿大夫が左・右二資に分けられ、進士出身者などは左朝議-左中散の二段階、無出身は四資を一つ一つ右-左-右-左と遷るとする内容であるが、上記考功令の立法内容を見てみると、吏部考功令と中書吏部考功令はほとんど同じであるけれど、吏部考功令が有出身者のみを対象としているのに対して、中書吏部考功令は有出身者に加えて直祕閣以上の職を帯びている無出身者をも含めている。考功令、吏部考功令、中書省吏部考功令の差については、これも今後の課題としたい。

## おわりに―「篇目の移動」再考

まず上記唐宋の法制変革でも主眼となった、天聖令から北宋中期～南宋令への変化が時代の画期として論じられた令について見てみたい。南宋令がいかに成立したかに関し、まず参照されるべきは唐令・天聖令からの変化の過程であろう。ここでも唐～北宋中期の法と南宋法の差異を強く強調する梅原氏は「南宋令では「唐令」の十六の令名が消滅し、新しく二十の令名が誕生する。いいかえれば、外観だけをとっても半分以上に大きな変化が生じているのである。それが内容となってくると、とても半分どころの騒ぎにとどまらない。多分に便宜的に、唐の六つの職員令を宋の職制令に比定し、また公式令を文書令に対置したものの、重なる部分は極く僅かにすぎぬし、名称が踏襲されている「戸令」「田令」「賦役令」などでも、内容的には天地もただならぬ相違がある」（梅原『宋代司法制度研究』p.819）と表現する。しかし「天地もただならぬ」という表現に対して、川村氏は「元豊以後の令は、令の法領域の基本法典である唐令・天聖令と、副次法典である編敕の双方の系譜を継承したものであり、その結果として令の法領域における基本・副次・細則という法典の階層構造は融合され、令格式という規定形式別の法典が形成されたとの仮説を得るに至った。しかしこの仮説は唐令・天聖令と元豊以後の令の間に「内容的には天地もただならぬ相違がある」としたら成り立ち得ない。仮説を検証するためには、唐令・天聖令と元豊以後の令の比較検討を通じて、その間に継承関係をどの程度見出し得るかを検討してゆくしかないが、その具体的方針としては、稲田奈津子氏が行った、天聖令と慶元令格式の対応関係の検証を応用することとする」と批判する<sup>134</sup>。また他にも天聖令から慶元令への継承関係を示す研究は少なくない<sup>135</sup>。一方で、李錦繡は『慶元条法事類』36庫務門「倉庫令約束」に「旧令」として「諸倉庫空地不得種時」とあるのを唐令だとするが、趙晶氏は反対しており<sup>136</sup>、また『天聖令』宋令13「諸出倉窖・稔・草・苫・櫛等物仍堪用者、還依舊用。若不須及爛惡不任者、先供燒磚瓦用、並聽田易、修理倉庫、獄囚鋪設及諸官用」条を論じる中で『慶元条法事類』中に見られる倉庫令に言及し、これが「南宋所存の令文であり宋代新制であるか、または唐式中にすでに存在した類似の規範であるか、なお研究が必要である」という<sup>137</sup>。さて唐制以来の連続を考えるなら、『天聖令』にとらわれず、唐令が慶元令に受け継がれているかを見なければならぬ。「凶服不入公門」に関し、『政事要略』にみえる唐令は、乾道令、慶元令へと引き継がれている。ただ反面、大部分の南宋令は天聖令とは連続しない。慶元文書令、淳祐薦舉・考課令、さらに考功令を見てきた限り、おおむね、北宋末から南宋初頭、ことに政和・紹興において生成してきたものが多く、この時期に修立された条文と慶元以降の令文が大きく異なることはあまりない。元豊一元祐一徽宗期には、新旧両党の政権が頻繁に入れ替わる中で、様々な法条が修立、衝改、不行とされ、南宋初期には落ち着きを見せるが、これは換言すれば南宋初期にそれ以降の令はほぼ定まっているということでもある。乾道・淳熙以降に生成されたものはこれと比べれば少ないようである。

しかし、北宋中期以降の令が、天聖令と根本的に変わっているのか、多少なりとも継承しているのか、という問いの立て方をする限り、そこには令典としての令条文の連続性の有無という観点が強調される。すなわち令は敕とは別個の法典として、唐令―天聖令を出発点として、そこからあるものは残り、あるものは変化し乃至生み出されて新条文として加わって南宋令が形成される、また格・式は令条文は令条文を補足する形に過ぎない、という見方である。だが點磨隱陷に関する賞令を例にとってみると、「吏人驅磨點檢出收到無額上供錢物、供申數目不實、而侵隱、移易別作窠名收系若支使」という地方財政の欠損の告発という同一の行為に対し、8000貫以上及び奏裁という褒賞規定が賞令として定められ、同時に同じ事態にそれより規模の小さな3000～6000貫と転一資が賞格に、また升某名、転一資という人事上の優遇が司勳格に定められている。ここでは賞令・賞格・司勳格の差は、対象とする行為の差ではなく、その結果の褒賞の内容・程度による。

また、唐令の「諸犯罪未發及已發未斷決、逢格改者、若格重、聽依犯時、若格輕、聽從輕法」は、もともと唐獄官令であった。これが北宋末南宋では敕と賞令になっており、内容が敕と令を分けたのではない。賞格も、また独立した令に付属して立てられるとは限らない、政和には度牒の偽造「偽造度牒印板」に対し、罰則が詐欺敕として、同時に告発した者を賞する規定が賞格として立てられたが、これは賞格が令ではなく敕に対応して同時に定められている事例である。その他銷金



衣服・翡翠採捕については雜敕・賞令・賞格が同時に立てられた事例もあった。

同じ事象を対象として篇目も様々な敕や令が修立されるのは賞令関係だけではない。僧尼の受戒とその驗認については、紹興に道釈令と詐欺敕が同時に立てられている。急脚・馬遞鋪・曹司の故なき遅れ等については軍令と職制敕が同時に定められている。しかもこうした例は海行令に限られたことではなく、特別法においても同じである。

こうした立法の流れを概括すれば、新法期、ことに徽宗時期には様々な法律条文が制定され、一部は特別法に組み込まれてゆき、その一部は『吏部条法』が対象とする時期まで特別法として残り、また海行法全般についても、早くは北宋初期からの議論に基づき、順次修立され、その時どきの法典形式に沿った形で各編目に分かたれて法典に組み込まれていった、ということになる。我々が『慶元条法事類』などで目にする諸法は、僅かな例外を除けば原則的には決して天聖令に基づいていたわけでも、また唐令から生まれたわけでもない。むしろ、北宋前期までの法典とは異なり、その時々々の政策課題・議論から、法文についての基礎的な方向性が決定され、行政的命令が令に、同じ事項についての褒賞や昇進に関する部分が格として析出され、しかも賞は賞格、昇進に関する部分は司勳格、など詳細に分類された。

ここで仮に、令が唐令―天聖令―南宋令へ受け継がれていくという「凶服不入公門」型を、一つの物質が化学反応で変化してゆく様に例えるなら、ほとんどの南宋令の生成過程は、そのような過程を経て作られるものではない。行政に何か問題があり、それが議論され、敕令所や中書によって法案が擬修され、皇帝の裁可を経て同時に特別法や海行法の敕、令、格など様々な法律が発生する。粒子が加速器の中でぶつかりあい、様々な素粒子を発生させるイメージに近い。

すなわち、南宋型の諸法の成立過程に着目するとき、どこに重点を置くべきかと言えば、律が刑統に継承され唐令が『天聖令』に継承されたような、敕・令・格独立した形での継承側面に置くのではなく、一つの政策課題に沿って、しばしば他の複数の種類の法とともに朝廷での議論とその裁可によって創立され、それが既存の法典へ追加される、という過程に置くべきなのである。そして成立以降、それら諸法は政和、慶元、淳祐など順次継承されてゆく。海行／特別、さらに敕／令／格にわたる各種の法条を総合的に見るならば、南宋法は複数の法の種類に対し横断的に制定されてきたのである。

さて、このことを冒頭に述べた、中国司法の法文化の諸側面と関連づけて考えるなら、以下の事が言えよう。まず明清の法文化の前提には、編纂法典の柱としての明清律と、皇帝による裁可・頒布によらない則例が中心であった。ところが、この宋代の法文化は、ことに判語、時に法度論として文集等に表れるように法治主義的とされ、その背景には他の朝代とは異なる膨大な法典・法律があった<sup>138</sup>。そして「新書」といわれるこの膨大な諸法典・法律は、北宋中期までのように前代までの法に縛られることなく、政策に応じ随時生み出されてきた。また新法典形式の整備は神宗元豊に始まるが、同時にこのような形での敕の成立は北宋のそれ以前にも見られることも、付言したい。つまり宋代の法文化の例外性は、裁判・行政の現場における法律重視傾向という側面のみならず、これを生み出した法律の成立過程にも、確かに見出すことができるのである。

#### 謝辞

このたび、JFE21世紀財団より研究助成金をいただき、以上の研究成果をあげる事ができました。諸般の事情により、報告が遅れたことをお詫びするとともに、同財団にはあらためて心より感謝を申し上げます。

文献目録（主要なもののみ）

【和文】

- 梅原 郁『宋代司法制度研究』創文社、2006  
-----編『中国近世の法制と社会』京都大学人文科学研究所、1993  
大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、2008  
川村 康「『慶元条法事類』と宋代の法典」（滋賀秀三『中国法制史』）  
滋賀秀三『中国法制史論集—法典と刑罰』創文社、2003  
-----編『中国法制史—基本資料の研究』東京大学出版会、1993  
曾我部静雄「宋代の法典類」（『東北大学文学部研究年報』15号、1965年3月。のち「律令格式から敕令格式へ」と加筆改題、『中国律令史の研究』吉川弘文館、1971年に収録）  
仁井田陞「『慶元条法事類』と宋代の出版法」（『書誌学』4巻5号、1925、後に同『中国法制史研究—法と慣習・法と道徳』東京大学出版会、1964年に収録）  
-----「永楽大典本『慶元条法事類』について」（同『中国法制史研究』法と慣習）  
-----『中国法制史研究—法と慣習・法と道徳』東京大学出版会、1980

【中文】

- 王 侃「宋例辨析」載『法學研究』1996年第2期  
王雲海『宋代司法制度』河南大学出版社、1992  
呂志興「宋格初探」『現代法學』2004年第4期  
-----「宋“式”論考兼論唐式之性質」『西南師範大學學報』2006年第3期  
李錦繡「俄藏 D x . 03558 唐《格式律令『慶元条法事類』·祠部》殘卷試考」『文史』2002年第3輯（總第60輯）、pp. 150-165  
柳立言『宋元時代的法律思想和社會』華泰文化事業 2001  
-----『中國史新論法律史分冊』聯經出版公司、2008  
徐道郷「宋朝の刑書」『中国法制史論集』志文出版社、1975  
高明士『唐律與國家社會研究』五南圖書、1999  
-----『天聖令訳注』元照出版、2017  
郭東旭『宋代法制研究』河北大学出版社、2000  
陳衛蘭「《慶元条法事類》“式”的研究」、載『台州學院學報』2012年第2期  
楊一凡編『中國古代法律形式研究』（法律史論叢第11輯）2011  
-----・劉篤才『歷代例考』社会科学文献出版社、2012  
趙 晶「慶元令條文來源考」載『中國史研究』第80輯、2012  
-----『天聖令與唐宋法制考論』上海古籍出版社、2014  
-----「試論宋代法律體系的多元結構」『史林』2017年第4期  
-----『三尺春秋—法史述經集』中國政法大學、2019  
鄧小南・林文勛・吳曉亮『宋史研究論文集』雲南大学、2009  
戴建国『宋代法制初探』黑龍江人民出版社、2000  
-----「宋代編敕初探」（『文史』1997年第1輯（總第42輯）、のち戴建国『宋代法制初探』、柳立言『宋元時代的法律思想和社會』華泰文化事業 2001 所収）  
-----「點校說明」『慶元条法事類』（『中國珍稀法律典籍續編』第一冊）、2002  
-----『唐宋法律史論集』上海辭書出版社、2007  
-----『宋代刑法史研究』上海人民出版社、2008  
-----「唐宋時期判例の適用及其歷史意義」、載『江西社會科學』2009年第2期  
-----『唐宋變革時期的法律與社會』上海古籍出版社、2010  
-----『宋代法制研究叢稿』中西書局、2019  
-----・郭東旭『南宋法制史』人民出版社、2011  
『宋代政治史研究の新視野』會議論文集（2013年9月）

- <sup>1</sup> 滋賀秀三「法典編纂の歴史」『中国法制史論集』創文社、2003、梅原郁『宋代司法制度研究』創文社、2006、高明士『律令法与天下法』五南圖書出版股份有限公司、2012、p. 246、高明士「“天聖令學”与唐宋变革」『漢学研究』2013。ことに安史の亂と令典の關係については高明士『律令法与天下法』p. 214。格後敕について上記滋賀、梅原以外、畢巍明「“唐宋变革論”及其对法律史研究的意義」『法治論叢』2011。
- <sup>2</sup> 柳立言「何謂“唐宋变革”？」『中華文史論叢』2006-1。また氏は2012年4月27日中研院史語所で「法律史上的“唐宋愛革”—一家庭興女性」と題する報告を行っており、裨益をえた。氏の上述の観点をまとめると、「法律变革」は宋初に発生、北宋中期に固定。「政治变革」は唐中期に発生宋初に固定、「儒學变革」は晚唐に発生北宋中期に固定、というものである。これは高明士と見方の軌を一にするものと言えよう。
- <sup>3</sup> その代表格としては、言うまでもなく仁井田陞『唐令拾遺』が挙げられる。90年代の補訂版として池田温編『唐令拾遺補-附唐日兩令对照一覽』東京大学出版会、1997。
- <sup>4</sup> 霍存福『唐式輯佚』社會科學文獻出版社、2009。
- <sup>5</sup> <https://ci.nii.ac.jp/> (2020年12月17日閲覧)。
- <sup>6</sup> 川村康『慶元条法事類』と宋代の法典『中国法制史』創文社、1993。
- <sup>7</sup> 『天一閣藏明鈔本天聖令校証——附唐令復原研究』には514條が載せられているが、うち天聖令は293條、唐令が221である。
- <sup>8</sup> ごく一つ二つの例をあげるが、中田薫氏が日本の律令制における奴隸を「半人半物」と位置づけ、これにならない仁井田氏がこれを中国の奴婢にも適用（『支那身分法史』東方文化学院、1942、p. 937 注 1。浜口重國氏に批判がある）している。また石母田正は主として日本について『日本の古代國家』（岩波書店、1971）第4章で律令制國家の段階について述べている。なかでも、堀敏一『均田制の研究——中国古代國家の土地政策と土地所有制』岩波書店、1975などは、こうした枠組みを概観するのに有用と言えよう。
- <sup>9</sup> 同書 p. 4。
- <sup>10</sup> 戴建国「“主僕名分”與宋代奴婢的法律地位——唐宋变革時期階級結構研究之一」『歷史研究』2004-4（原文「唐宋变革時期階級結構重新調整過程の完結、下限應該是在南宋、標誌是法律意義上的賤口奴婢的徹底消失」）。
- <sup>11</sup> 高明士『律令法与天下法』五南圖書出版股份有限公司、2012、p. 247, 271, 379、同「中国傳統政治與教育」文津出版社、2003、p. 56-58。
- <sup>12</sup> 畢巍明「“唐宋变革論”及其对法律史研究的意義」『法治論叢』、2011。
- <sup>13</sup> 川村康「宋令變容考」『法と政治』62-1、2011。
- <sup>14</sup> 高明士「從律令制的演變看唐宋間の变革」『台大歷史學報』32、2003。
- <sup>15</sup> 「加上《天聖編敕》及《附令敕》、在法制上是代表時代的終結、轉折、立新三種情況同時顯現。其重要性、在於從法制上正式全面宣告終結唐制、並在唐制基礎上重新建立宋制、具有承先啟後作用、正是‘唐宋變革’下限的最佳說明」（前掲『律令法与天下法』p. 246）。
- <sup>16</sup> 天聖令が唐制の終焉を告げるという点については同書 p. 214、および「“天聖令學”與唐宋变革」『漢学研究』2013-1。
- <sup>17</sup> 柳立言（『中国史新論法律史分冊』2008）は隋前後を以下のようにまとめる「但是這樣的令典篇目順序、到隋文帝《開皇令》被改變、而成為以官品、職員諸令在前、戶、學、選舉諸令在後、即以吏治先於戶口養士。易言之、晉令是以學先于政、隋令則以政先於學。階層之際、雖仍以律與令並立、但令目順序的改變、透露為政目標已有轉變的訊息。此即晉政以儒家禮教為優先、蓋晉室司馬氏亦為世家大族、其政權不免與士族妥協。楊隋政權樹立後、顯然以集權中央為優先考慮、此與楊家世掌兵符以及新政權亟欲建立中央集權、以利統一大業、有莫大關聯。隋朝令典篇目對西晉令典的更易、在法制史上似乎已經為令制的後退、埋下先機。唐朝繼承隋制、在前期雖力撐隔朝的律令制、安史大亂卻使西晉以來所建立的律令立法原理、大為動搖、每況愈下、到明初乃告休止。從政治的法制化的過程而言、此一變化令人惋惜、蓋法制化的契機從此喪失。但若理解隋唐以及宋代以後皇權的發展、即可理解令制的後退乃無法挽回」。
- <sup>18</sup> 氏は戴建国『唐宋法律史論集』上海辭書出版社 2007、pp. 214、240、246 をも引用しつつ「戴建國先生提出的第三點說明是通過對比《天聖令》與《慶元令》來分析唐宋法律變革的時間下限。他認為《天聖令》實際上仍反映著許多唐中後期的法律特點、而下逮至《慶元令》、則《天聖令》中的大部分內容均已消亡。可以說《慶元令》的時間節點即標誌著唐宋法律分期的時間下限、即北宋末期。高明士評價戴建國此說時認為“提出將唐宋變革劃分成前後二個階段、以《天聖令》所反映的社會制度是唐宋變革的前一階段、《慶元令》所反映的社會制度是唐宋變革的後一階段、遂將唐宋變革的下限設定在北宋後期、堪稱卓見」（楊孟哲「唐宋變革視闕下刑法

典類典籍編纂の歴史嬗変』『学術探究』2018-8)と述べる。

<sup>19</sup> 令典篇目、年代、巻数、篇数、条数及び出処などを一覧にしているのが池田温「唐令と日本令——〈唐令拾遺捕〉編纂によせて」池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店 1992、pp. 168-169。また高明士「天聖令的發現及其歴史意義」『中国古代理律文獻』4、2010 は「令典は晉令から元令に至るまで、通常は三十卷三十篇であるから一卷一篇である。その間に増減もあり一篇を三篇としたり附録等があったりするがおおよそ 1500 条となっており、行政が法定する簡潔な説明である」と説明。他にも高明士「天聖令的發現及其歴史意義」『中国古代理律文獻』4、2010、pp. 161-163 に「附録中日令典篇目一覧表」がある。

<sup>20</sup> 趙晶「天聖令與唐宋史研究」。捕亡令、疾醫令についてはなお高明士『律令法與天下法』。

<sup>21</sup> 李如鈞「唐宋土地交易法律變革初探——由《天聖田令》說起」『新史料・新觀點・新視角——天聖令論集』元照出版公司、2011、山崎覚士「天聖令中の田令と均田制の間」『唐代史研究』11、2008 など。

<sup>22</sup> 敕が律の十二篇目になった点について、例えば滋賀『中国法制史論集』p. 110。

<sup>23</sup> 「其一、敕は依然として律十二篇である。篇目構造は同じ。其二、律を補充するときは、律中にすでにある刑罰については敕に重ねて載せられてはいない」(戴建国「宋代編敕初探」『宋代法制初探』黒龍江人民出版社、2000p. 6、戴建国『宋代刑法史研究』上海人民出版社 2008、p. 82)。

<sup>24</sup> 川村康「慶元敕訳読考」『東洋法制史研究会通信』選編は「唐令の訳註もないので天聖令・慶元令には手を出しにくい、文語訳とはいえ『唐律疏議』の訳註を前提とすれば、慶元敕の現代語訳には比較的容易に着手できそうである」という。

<sup>25</sup> またこの別敕に関し参考とすべきものに、中村裕一『唐代制敕研究』(唐代制敕研究)1991、仁井田陞『中国法制史研究-法と慣習・法と道徳』1964、黄正建『唐代法典、司法与《天聖令》諸問題研究』、牛来穎「《天聖令》中的“別敕”」『中国古代理律文獻』4、2010、p. 165 などがある。ことに高明士『天聖令訳註』p. 536 は宋令 56 條獄官令「諸犯罪及欠損官物、経赦、降合免別敕遣推者依赦、降例執奏」の中の別敕について分析している。

<sup>26</sup> 『宋会要輯稿』後妃 4-25「内職雜雜録」慶元元年などには禄式への言及がある。

<sup>27</sup> たとえば「有賞有罰、則『慶元重修格令』纖悉無遺。准「格」「經、總製錢及額、無違限拖欠、知・通同減磨勘」。又「令」「經、總製錢物、知、通專一拘收。如違限拖欠、並行按劾」。賞則知、通同賞、罰則知、通同罰、責任之意、初無輕重、而任責之人、自分彼此、各欲取贏、義不相濟。脫有不足、則歸過於人。臣嘗推究其致弊之源、蓋郡有大小、勢有難易。大郡帥守位貌尊嚴、通判既入簽廳、凡事不敢違異、往往將經、總製錢窠名多方拘入郡庫、不肯分撥、為通判者、亦無如之何。至於小郡、長貳事權相若、守臣稍不振立、通判反得以制其命、督促諸縣、殆無虛日。本州合得之錢、亦以根刷積欠為名、掩為本廳經、總制名色積聚、雖有盈羨、不肯為州縣一毫助。取以妄用、間亦有之。利害相反、自為消長、違限虧額、職此之由。欲望申嚴行、諸路提刑司、照元降指揮、將諸色窠名合分隸經、總製錢、令知、通同共掌管、不得以強弱相凌、遞互侵越、自為取辦之計。歲終比較、賞罰同」從之」(『宋会要輯稿』食貨 64-108 嘉泰 3 年 2 月 2 1 日)。

<sup>28</sup> 祠祭格令については管見の限り、胡興東『宋朝立法通考』、p. 367 で簡単に触れられている程度である。

<sup>29</sup> 鄧広銘「宋朝の家法和北宋末的政治改革运动」『鄧広銘治史論叢』北京大学 1997、p. 133。

<sup>30</sup> 青木敦『宋代民事法の世界』慶応義塾大学出版、2014。

<sup>31</sup> 「患在不知法度故」については林瑞翰『宋代政治史』正中書局 1989、p. 210。

<sup>32</sup> 神宗政治と『慶元条法事類』および南宋敕令格式について郭成偉・沈国峰「神宗变法与北宋編敕的發展」『中国法律史学会主編司法史論叢』第 3 輯、法律出版社、1983。崇寧・大觀・政和の官制改革についてあえて近年のものを一つ上げれば宮崎聖明『宋代官僚制』北海道大学出版会 2010 の第六章「北宋徽宗朝の官制改革について」。

<sup>33</sup> 『宋大詔令集』195 誠飭六「焚毀元祐條件詔」崇寧元年七月己酉「今來追復元豐法制。已衝改元祐條件不行者。其元祐條件勾收。申尚書省焚毀。三省今後依此遵守。仍令進奏院遍牒。並依此施行。故茲詔示」。

<sup>34</sup> 「熙寧元豐所立賞格、輕重適中、不為過當。元祐一切裁減從寬、以禁則緩、以賞則薄」(『宋会要輯稿』選舉 3-56 科舉條制紹聖三年)。また元祐格への批判として崇寧元年には「伏觀元豐格内一項、保舉沿邊重難使、亦人材武格自有、元祐間刪去、自此阻節差注」(『宋会要輯稿』選舉 25-12 崇寧元年)ともある。

<sup>35</sup> 曹家齊「「愛元祐」與「遵嘉祐」——對南宋政治指歸的一點考察」『宋史研究叢稿』2006、p. 274 の「二、「元祐」與「嘉祐」之關係」。

<sup>36</sup> 曹家齊前掲書は何忠禮、徐吉軍『南宋史稿』杭州大学出版社 1999 を引く。

<sup>37</sup> 曹家齊前掲書 p. 279 「「遵嘉祐」之実況」。

<sup>38</sup> 李華瑞『宋史論集』2001、p. 36 はこの状況を「然不可盡變、大率新、舊二法並用」とする。さらに事例を

挙げると、『長編』364 哲宗元祐元年「春正月庚寅朔、改元（呂陶記聞云、元祐之政、謂元豐之法不便、即復嘉祐之法以救之。然不可盡變、大率新、舊二法並用、貴其便於民也。議者乃云「對鈞行法」、朝士善諱乃云「豈獨法令然、至於年號、亦對鈞矣」。然諱戲之談亦有味、此可見當時改元意、姑附注此）。また王質『雪山集』卷 8 にも「與李處全殿院書（案此書當是乾道七年所作）」「昔人有戲語、兩轉極有味、元祐謂元豐法不便、即復嘉祐之法、又慮其後患、大率新書之法、並用時人謂之對鈞法、或云豈惟法令年號亦對鈞矣」とある。

<sup>39</sup> 趙鼎「試論宋代法律體系の多元結構—以宋令為例」『史林』2017-4。

<sup>40</sup> 他に、戴建国・郭東旭『南宋法制史』人民出版社、2011、pp. 9~13「二、特別法法典的修纂」、梅原郁「唐宋時代の法典編纂—律令格式と敕令格式」梅原郁編『中国近世の法制と社会』京都大学人文科学研究所、1993（改訂ののち同『宋代司法制度研究』創文社、2006、pp. 764-766）、呂志興『宋代法律体系与中華法系』四川大学出版社 2009、川村康「宋令変容考」『法と政治』62-1、2011、王晓竜・郭東旭等『宋代法律文明研究』人民出版社、2016、pp. 506-524、楊孟哲「唐宋变革視闕下刑法典類典籍編纂的歴史嬗変」（『宋史』204「藝文志三」にもとづいた特別法一覧あり）などがある。郭東旭「宋代立法簡論」は簡単に海行法・部門法・地方法に分けている。戴建国・郭東旭『南宋法制史』「吏部七司法」についても詳しい。

<sup>41</sup> 「元祐敕令式達三千五百餘條、淳熙敕令格式有五千餘條」柳立言『宋元時代的法律思想和社会』2001、p. 31。柳立言氏はまた法の重視について「法度に弊あらば隨宜に増改す、茲れ治道の常情」、韓琦「人情萬端なるも法制は一定」といった言を紹介する（柳立言 2001:35）。法の多さについては、さらに『宋会要輯稿』には「取到戸部左、右曹、度支、金部、倉部官制條例、并諸處關到及舊三司續降并奉行官制後案卷宣敕、共一萬五千六百餘件、除海行敕令所該載者已行刪去、它司置局見編修者各牒送外、其事理未便、體制未順、並係屬別曹合歸有司者、皆釐析改正、刪除重複、補綴闕遺。修到敕令格式共一千六百一十二件、并刪去一時指揮共六百六十二冊」といった記述も見える。

<sup>42</sup> 先代までの皇帝の諱。

<sup>43</sup> 「舊諱」皇帝が改名する前の諱。宋朝では避諱の対象となった。大中祥符 2 年、真宗は太宗の藩邸の舊諱の二字連用、音同異字を避けるよう詔し、寶元元年には真宗、治平元年には仁宗の舊名の連用が禁じられ、後に著して文書令となった（『宋会要輯稿』儀制 13-13「廟諱」大中祥符 2 年 6 月 24 日、『宋大詔令集』2「太宗藩邸諱不避詔」、『長編』84 大中祥符 8 年 6 月甲子、『愧郊録』2「舊諱訓名」）。紹興文書令には太宗・仁宗・英宗・神宗の二字の舊諱は連用を許さず、廟諱の正字は避けるよう定められている（『宋会要輯稿』儀制 13-19「廟諱」嘉定 13 年 10 月 5 日）。なお一文字でも避けられる場合もあり、含光殿は光字が太宗の舊名に含まれ、含光殿は常用の稱のため文書で偶々犯す恐れありとして、大中祥符 8 年 6 月の殿名・門名改定の際に會慶殿と改められた（『宋会要輯稿』儀制 13-14「廟諱」大中祥符 8 年 6 月 15 日、『長編』84 同日、『宋大詔令集』179「改殿名門名詔」）。

<sup>44</sup> 今上皇帝の諱。

<sup>45</sup> 後出文書式。

<sup>46</sup> 後出文書式に列挙せられる諸字のうち、他音（徴に知鷹切と知矣切があるなど。後出曹松林論文）ある場合をいう。

<sup>47</sup> 『尚書』舜典にあり。孫奭『律音義』に「贖石欲切。又音樹」とあり、贖字には二音あった（王美茜氏より教示を得た）。

<sup>48</sup> 宋代にはこれらは諱と異なった音で読めば避諱したことになったことをいう（曹松林「小義“正月”読音“征月”為秦諱」）。例として、趙匡胤の高祖父・僖祖趙朶の諱朶は上聲・土了切であったが朶字にはなお平声・他凋切があり、義において害なしとして平声に従うこととなった（『宋朝事實』1「祖宗世次」。『宋会要輯稿』儀制 13-13「廟諱」大中祥符 5 年 7 月 2 日條の晁迥等の言では去声に従うとするが平声の誤であろう）。角徴については、音階・声調の稱ではなく、角と徴にそれぞれ複数音があったことを言う。

<sup>49</sup> 「為字不成」諱の末筆を缺すること（向輝「古代避諱“為字不成”小考」『文津學志』2013-6、藏園群書題記(400-407 頁)卷 1）。

<sup>50</sup> 以上、本慶元令は『禮部韻略』に引く紹興文書令にすでに同様に見える。

<sup>51</sup> 英宗の実父趙允讓。治平 3 年正月 5 日に中書門下の奏により濮安懿王名下一字を避けることとなった（『宋会要輯稿』礼 40-8「濮安懿王園廟」、『愧郊録』1「崇政改諡」）。

<sup>52</sup> 孝宗の実父趙子偁。前注治平 3 年の決定にならって紹興元年、秀安僖王についてもその諱を避けることとなった（『宋会要輯稿』礼 40-13「秀安僖王園廟」紹興元年 3 月 27 日）。濮議でその地位が問題となった前項の濮王の諱は、文書令においては廟諱に入れず独立させることで解決が図られ、孝宗の実父である秀安僖王

も同様であった（中村理沙氏より教示を得た）。なお、『宋会要輯稿』儀制 13-12 に『金玉新書』として本条と同文を引く。『禮部韻略』に載せる紹熙重修敕令格式の文書令は「諸犯濮安懿王諱者、改避。若書籍及傳錄舊事者皆為字不成。其在真宗皇帝諱號內者、不避。應奏者、以黃紙覆之」と本条と類似しているが、濮安懿王を載せるものの秀安僖王は載せていない。戴建国氏は、秀安僖王の避諱は紹熙元年の単行敕で紹熙重修敕令格式には編入されておらず、この『宋会要輯稿』儀制の記事から『金玉新書』が乾道敕令格式に来源とする仁井田氏の説を排する（戴建国『宋代法制初探』2000、p. 114）。

<sup>53</sup> 本条はなお『禮部韻略』所引紹熙重修文書令、上述『宋会要輯稿』儀制 13-12 に『金玉新書』にも見られる。

<sup>54</sup> 『禮部韻略』所引紹熙重修文書令では「冠以帝字」を「與帝字」、「廻」を「回」とする。大中祥符 5 年 10 月戊午、真宗のもとに聖祖が現れ、後唐の時黄帝が降り趙氏の族を主ったことし、閏 10 月己巳、真宗は聖祖名の玄・朗を犯さぬよう、7 年 6 月己卯には内外文字において黄帝名の軒轅を闕筆とするよう詔し、以來宋一代軒轅は闕筆とされた（『長編』79 大中祥符 5 年 10 月戊午、閏 10 月己巳、82 大中祥符 7 年 6 月乙卯）。錢大昕『十駕齋養新錄』7「宋人避軒轅字」、王新華『避諱研究』2007、p. 42 参照。

<sup>55</sup> その他趙忠祥「宋代吏胥的職能淺析」『河北師範大学学报』（哲學社會科學版）期刊 18、2001、王棟「試論北宋差役的性質」『華南師範大学学报』（社會科學版）期刊 12、1985、苗書梅「宋代州級公吏制度研究」『河南大学学报』（社會科學版）期刊 42、2004、趙英「試論北宋職役制度」『內蒙古大学学报（歷史學專集）』、1981-12 参照。

<sup>56</sup> 三省・樞密院が上殿劄子を皇帝に進呈すること。平田茂樹「宋代政治構造試論一對と議を手掛りにして」『東洋史研究』52-4、1994。

<sup>57</sup> 「宰執進呈之次、上曰「昨日莫叔光奏事、乞今後臣僚上殿奏事不許過三劄。但如外來曾作州郡人僅得一次上殿也、要論些事、若限以三劄、恐不盡其所懷。寧是教直截論事、少作文、不須限以數目」」。

<sup>58</sup> 「不給印」、「不假印」の例は多いが、『慶元条法事類』の他に「不及印」の例は管見に及ばない（『通考』に「不及璽」はあり）。不給か。

<sup>59</sup> 『宋刑統』25 詐偽律疏義「謂諸州等封函、印（釋曰、封函印、具在公式令）」。

<sup>60</sup> 岡野誠「唐代の平闕式についての一考察（下）—敦煌寫本「唐天寶職官表」の検討を通して」『法律論叢』89-1、2016 参照。

<sup>61</sup> 『宋史』158 選舉 4「銓法上」「舊制、軍功補授之人、自合從軍、非老疾當汰、無參部及就辟之法。比年諸路奏功不實、實緣竄名、許令到部、及諸司紛然奏辟、實礙銓法。建炎兵興、雜流補授者眾、有曰上書獻策、曰勤王、曰守御、曰捕盜、曰奉使、其名不一、皆闕帥假便宜承制之權以擅除擢。有進士徑補京官者、有素身冒名即為郎、大夫者。乃詔「從軍應賞者、第補右選、以清流品」。又有民間願習射者、籍其姓名。守令月一試、取藝優者、如三路保甲法區用」（苗書梅『宋代官員選任和管理制度選任制度初探』河南大学出版社、1996、p. 84、同「宋代武官選任制度初探」『史學月刊』、1996-5 参照）。

<sup>62</sup> 熊本崇「宋元祐の吏額房」『東洋史研究』69-1、2010。

<sup>63</sup> 9 月 23 日「詔應邊防文字、所屬並不得下司」。

<sup>64</sup> 己未「韓縝等奏、刪定清野備寇豫行條件、密院同中書奉旨「令五路經略、安撫使看詳、有無未盡、未便及添改事件、令機宜官書寫聞奏、不得下司」（密記十一日事）」。

<sup>65</sup> 7 月 25 日「禮部言「凡議時政得失、邊事軍機文字、不得寫錄傳布、本朝『宋会要輯稿』・實錄、不得雕印、違者徒二年、告者賞緡錢十萬。內國史、實錄仍不得傳寫。即其他書籍欲雕印者、選官詳定、有益於學者方許鏤板、候印訖送秘書省、如詳定不當、取勘施行。諸戲褻之文、不得雕印、違者杖一百。委州縣、監司、國子監覺察」從之。以翰林學士蘇轍言奉使北界、見本朝民間印行文字多以流傳在北、請立法故也」。ここでは機密に関する時政得失の議、辺事軍機文字、『宋会要輯稿』、國史、實錄と戲褻の文が同時に扱われている。

<sup>66</sup> 「樞密院言「昨自元豐軍興以來、御前降下陝西、河東處置邊防機要處分、多是直付邊臣親自收掌、竊慮後來移替有失照據」詔諸帥臣親收遵行、不得下司、每遇替移、親相交付（七年二月八日、章粦云云可考）」。

<sup>67</sup> 日本思想大系『律令』p. 69 に緩制を説明して「公式 62 に規定された日程よりも遅れる」と解説する。

<sup>68</sup> 『律令』（日本思想大系 3）岩波書店、1976、p. 398。

<sup>69</sup> 顧雲卿「黃紙與白紙—中國古代證明文化漫談之十一」『中國公證』2005-12。

<sup>70</sup> 大庭脩 2003 『唐告身と日本古代の位階制』伊勢・皇臯館出版部、pp. 11-14。

<sup>71</sup> 島尾永康『中国化学史（普及版）』（科学史ライブラリー）朝倉書店、2005、p. 220。

<sup>72</sup> 『嘉泰會稽志』17「紙」「建炎、紹興以前、書柬往來、率多用焉。後忽廢書簡而用劄子。劄子必以楮紙、故賣竹紙者稍不售。惟工書者獨喜之」。紹興が産地であることについては『洞天清祿集』「古翰墨真項辯」、簡槧（簡帖、書柬）によく使われたことは周密『癸辛雜識前集』「簡槧」にも見られる。

<sup>73</sup> 『宋会要輯稿』7-20 儀制「章奏」大中祥符8年4月21日「禮儀院言「臣僚所進章表文字、不許使闊幅大紙修寫。近日中外頗違約束、望令閣門・御史臺・進奏院申戒、除用常程表紙、三抄西川麻紙外、更不得別用展樣大紙・牋紙・屑紙」。從之」。連紙、三抄について『宋会要輯稿』食貨34-38「各路産物買銀價」参照。

<sup>74</sup> 9月19日「中書省、尚書省送到白劄子「勘會元符敕令、内外奏報文字内事涉機密、若要切急速、或事幹邊防、軍政、或臣僚自有所陳、或事體稍大而不漏泄、理須實封。或本條指定實封聞奏外、自余常程小事、於法只合通封者、皆作實封聞奏、致御實封降出、顯屬紊亂煩擾。今後三省六曹並所屬官司常切點檢、如有違犯、並舉劾施行」、從之」。

<sup>75</sup> 『宋会要輯稿』儀制 7-23「章奏」「十月十六日侍御史林大年言「伏見兩府近臣、台諫所言事件、多致通進司傳達出外。乞今後通進司更不差内臣、只于諸司使副内選擇勾當、仍別差有行止内臣充承受司。臣僚所進文字、並須用印、無印表狀、須與外封一手書寫。所貴禁中易為點檢」詔通進銀台司相度如何關防禁止、具經久利害以聞。既而本司乞應内外臣僚所進文字依常手粘實封訖、別用紙折角、重封用印、無印者臣名押字仍須一手書寫。及乞官員諸色人等不得輒入本司。從之」。

<sup>76</sup> 11月13日「李柬之等言「應内外臣僚所進文字、不限機密及常程、但系實封者、並須依常下粘實封訖、別用紙折角重封。有印者内外印、無印者於外封皮上臣名花押字、仍須一手書寫。所有内外諸司及諸道州府軍監並依此例。如違、仰本司不得收進。其外處有不如式樣、遞到實封文字、仰進奏院於監官前折角重封用印、于本司投下。仍乞依三司開封府條貫、並不得官員及諸色閒雜人輒入本司。」從之」。

<sup>77</sup> その他、『宋会要輯稿』儀制 7-20「章奏」景德四年九月に「詔、外任官司臣僚實封、通封奏狀、並令簡節事宜、於奏狀前貼出。其封皮並内引單子上亦更略書貼事宜、用印、方得入遞。進奏院舉劾以聞」とある。

<sup>78</sup> 刑部言「文書應奏、有涉穢濫者、並略說事宜聞奏。其深涉穢濫、及毒藥、厭魅、咒詛事狀、悉隨事申尚書省、樞密院」並從之。（『宋会要輯稿』儀制 7-25 元祐6年9月28日「刑部言「文書應奏有涉穢濫者、並略說事宜聞奏。其深涉穢濫及毒藥、厭魅、呪詛事狀、悉隨事申尚書省、樞密院」從之」）。

<sup>79</sup> 『長編』「詔文武臣僚曾任兩地及節度使並丞郎以上、不曾貶黜、後來除致仕官、如章奏文字、並許通進司投下。先是、右屯衛上將軍致仕高化言「每進文字、須詣登聞鼓院、與農民等。念臣嘗事先朝為節度使、乞依楊崇勳例、每有章奏、許詣通進司投下」因有是詔」。『宋会要輯稿』職官 2-27「通進司」「仁宗慶曆五年六月二十四日、詔「今後文武臣僚内曾任兩地及節度使並丞郎已上、不曾貶黜、後來除致仕官者、如奏章文字、並許于通進司投下」。先是、右屯衛上將軍致仕高化言、每有所進文字、須詣登聞鼓院、並與農民等。化嘗事先朝、為節度使、乞依楊崇勳例、每有章表或有所見利便、乞詣通進司投下。因有是旨」。

<sup>80</sup> 『宋会要輯稿』職官 8-18「吏部」紹興3年10月26日に「八、保明之弊、謂功賞恩數合經所屬保明者、文字小有不圓、或小有不如式、輒行退難之類」、同 10-2「司勳部」にも「高宗建炎元年七月十四日、詔「今後應殺獲強盜、別無生擒徒伴照證、令所屬州軍申提刑司勘驗詣實、即下所屬依條保奏、從吏部定奪。如有已保明而事節不圓、複經燒劫、無從取會、即令所屬委曹官一員根究、開具因依、結罪保明回申、依政和條格定賞。先是、尚書路允迪言「司勳掌行諸色告捕賞條格、依條據元勘案所犯情節、贓錢及斷遣刑名定奪推賞。近者州軍保明盡是獲到首級、無案款可驗、再下覆實取會、多不能結絕」故有是詔」とあり。

<sup>81</sup> 諸命官陳乞奏薦致仕（陳乞致仕遺表及親屬等恩澤同）州不依條式保明故為漏落不圓致行取會者杖壹伯吏人仍勒停。若不取索保官印紙批書及已批書不于申狀聲說或申奏狀内不填實日者當行吏人杖捌拾職級減壹等簽書官罰俸壹月（12 職制門「恩澤」、「蔭補」）。

<sup>82</sup> 諸命官陳乞封贈州不依條式保明故為漏落不圓致行取會者杖壹百吏人仍勒停。若不取索保官印紙批書及已批書不于申狀聲說或申狀内不填實日者當行吏人杖捌拾職級減壹等簽書官罰俸一月（『慶元条法事類』12 職制門「封贈」）。

<sup>83</sup> 「諸命官陳乞封贈敘復若去失之類州不依條式保明故為漏落不圓致行取會者杖壹伯吏人仍勒停若不取索保官印紙批書及已批書不于申狀聲說或申奏狀内不填實日者當行吏人杖捌拾職級減壹等簽書官罰俸壹月」（『慶元条法事類』17 文書門「毀失」）。

<sup>84</sup> 諸薦舉承直郎以下改官書寫做狀人故不依格式或楷改差漏及不填實日致妨放散舉主者徒一年失者減二等（『慶元条法事類』14 選舉門「改官關升」）。

<sup>85</sup> 「諸命官陳乞敘復州不依條式保明故違漏落不圓致行取會者杖一伯吏人仍勒停若不取索保官印紙批書及已批書不于申狀聲說或申狀内不填實日者當行吏人杖捌拾職級減一等簽書官罰俸一月」（『慶元条法事類』13 職制門



「敘復」。

<sup>86</sup> 司馬光『書儀』1「用榜子者、惟不用年、不全幅不封、餘同狀式。皆先具檢、本司官晝日親書、付曹司為案(本官自陳事者、則自留其案)」。

<sup>87</sup> 『宋會要輯稿』2-30 職官「通進司」宣和元年二月十二日、中書門下省言「通進司劄子、勘會諸處合赴通進司投進實封文字、依條並於文書前每件以千字文為號。封面上仍依此書題。自來諸處奏事、往往只於封面上用號、既通進司不許開拆、無由點檢…」。

<sup>88</sup> 『長編』109 天聖8年10月癸卯「權判流內銓王隨言「在京文武臣僚奏舉幕職、州縣官充京官奏狀、多無印記、難辨真偽、欲乞今後舉官並用舊條、奏狀年月邊貼黃、明言使某處印。其貼黃亦須用印記、方許於合門投進、所貴久遠有憑」從之。『宋會要輯稿』選舉27-25「舉官」天聖8年10月28日同。

<sup>89</sup> 『宋會要輯稿』職官6-5「樞密院承旨司」熙寧2年8月12日「樞密院都承旨李評言「欲乞依中書檢正五房公事例、除寺觀親屬職事相干外、餘不許出入看謁」。又言「諸房進卷及諸般案底文字多有貼黃及張縫、並無印記。乞鑄一印記、印在院文字、不得別用、以『樞密承旨司記』為文」並從之。

<sup>90</sup> 『宋會要輯稿』職官41-101「安撫使」建炎4年「十一月六日、詔諸路安撫使兼知州者、安撫司事幹監司、系職事不相統攝、合用關牒。有本州事幹監司、其知州官系太中大夫、觀察使以上、應用申狀者、書檢不系名銜。知州官未至太中大夫、觀察使、合用申狀」。

<sup>91</sup> 「刑部狀。永興軍路安撫都總管司奏、逐司契勘久來行遣文字、除不系統攝及轄下州軍去處並行公牒外、有管下縣鎮將領訓練官司之類、並同劄子行下。近覩文書令內無劄子式、本部尋批送大理寺參詳。經略、安撫或都總管、鈐轄等司事體稍重、于管下縣鎮將領訓練之類官司雖別無許用劄子條式、其逐司自來舊例用劄子去處、欲依舊施行」從之。『宋會要輯稿』職官48-13「都鈐轄 鈐轄」建中靖國元年「正月十八日、永興軍路巡撫·都總管司奏「逐司久來行遣文字、管下縣鎮將領訓練官司之類、並用劄子行下」詔依所申。(詳見總管門)」。

<sup>92</sup> 『建炎以來朝野雜記』乙集11 故事「從官典藩于制司不用申狀」「謝用光自工部尚書論罷久之以大中大夫知夔州移興元府時劉仲洪為蜀帥故事嘗任侍從官于制置司申狀止書檢不系銜用光至興元始用申狀吏以閻才元故事白不從嘉泰二年用光就除制帥趙全叔以華文閣待制代之吏以伏申狀呈全叔曰我從官也何乃爾吏以用光近例全叔不樂於是楊嗣勳以敷文閣直學士知潼川府何同叔自前禮部侍郎起為夔路安撫使全叔即檄二公詢之二公皆不報全叔不得已遂復用申狀焉(從官書檢不系銜紹興十九年旨也)」。

<sup>93</sup> 『宋會要輯稿』職官45-19「監司」紹興6年「九月十四日、勘會諸路監司舉本路安撫大使司、宣撫司行移並用申狀、今四川轉運使李迨系龍圖閣直學士、其與四川安撫制置大使司及川陝宣撫司行移、未有指揮。詔並用申狀、書檢不系銜」。

<sup>94</sup> 『宋史』116 禮志「常朝儀」「文武官日赴文德殿正衙日常參」。

<sup>95</sup> 『宋會要輯稿』職官3-32「五房五院」紹興元年2月16日「三省言…政和令、諸文書應印者置曆紀其事目、乞依舊制施行」。

<sup>96</sup> 『長編』101 天聖元年11月癸卯「凡賦入、州縣有籍、歲一置、謂之空行簿、以待歲中催科。閏年別置、謂之實行簿、以藏有司。或言實行簿無用、而率民錢為擾。戊申、罷之」。

<sup>97</sup> 「不給印」、「不假印」の例は多いが、『慶元条法事類』の他に「不及印」の例は管見に及ばない(『通考』に「不及璽」はあり)。不給か。

<sup>98</sup> 『宋刑統』25 詐偽律疏義「謂諸州等封函、印(釋曰、封函印、具在公式令)」。

<sup>99</sup> 「十月十七日、戶部尚書劉昺等奏、今修到條『諸吏人驅磨點檢出收到無額上供錢物供申數目不實、而侵隱、移易別作窠名收系若支使者、諸州三千貫(累滿者同、提刑司依此)。提刑司六千貫、轉一資。』上條合入『政和賞格』。『諸吏人驅磨點檢出收無額上供錢物供申數目不實、而侵隱、移易別作窠名收系若支(得)[使]者、州及八千貫、提刑司一萬五千貫以上、(累滿者同)。並奏裁』上條合入『政和賞令』。『諸驅磨點檢出收到無額上供錢物供申數目不實、而侵隱、移易別作窠名收系若支使者、三百貫(累滿者同、餘項依此)。升一名。一千貫、升二名。二千貫、升三名。四千貫、升四名。七千貫、升五名。一萬二千貫、轉一資。三萬貫已上、取裁』上條合入『尚書戶部司勳格』。契勘闕下支用見錢、全仰諸路上供有額、無額錢數應辦。其無額錢、元豐間歲收約一百七八十萬貫、近年以來、所收約八九十萬貫、比舊大段數少、虧損省計。緣無額上供雖有窠名而各無定數、從前據憑場務收到數目申州驅磨、報提刑司、本司備申省部拘催起發。若供申隱落、止有斷罪約束、即無點檢告賞之文。兼近承朝旨、令諸路常平司驅磨到崇寧元年至大觀三年侵使隱落上供無額錢、總計一百七十餘萬貫、金銀物帛一十萬餘斤兩等、如此顯有陷失錢物、蓋為未有勸賞、致所屬不肯盡公點檢驅磨。今相度、欲乞今後場務收到無額錢物、供申所屬州軍提刑司并本部、如逐處能點檢、驅磨、告發、侵隱、失隱錢物、並依政和賞格令法施行。又檢會大觀諸路上供錢物續降勅令節文「諸無額上供錢物、場務限次季孟月十日



前具逐色都數申本州驅磨、本月二十日前申轉運司」(仍具一般狀入遞、申尚書)。

<sup>100</sup> 詔中書「自今、應相度・定奪・分析・體量・勘會・驅磨・點檢之類、並置簿催轄勾銷、委檢正官量緊慢給限」。

<sup>101</sup> 臣訪聞自點磨以來、明見欺隱情弊及誤支失陷者、錢約一萬七千餘貫、動使等物約三百餘件、其未見歸著已行取會者、錢約四萬四千貫、蘇木等物約四十六萬餘斤。未經點磨者尚多。

<sup>102</sup> 「告隱落・失陷錢物、未明、官司因而差人驅磨、出納一分給一釐半(告及・驅磨人各給一半)」(『慶元条法事類』32財用門「點磨隱陷」賞格)。

<sup>103</sup> 前注参照。

<sup>104</sup> 諸吏人驅磨點檢出收到無額上供錢物供申數目不實而侵隱移易別作窠名收系若支使者州及八千貫提點刑獄司一萬五千貫以上累滿者同並奏裁(『慶元条法事類』30「上供」賞令)。

<sup>105</sup> 「戶部侍郎吳擇仁等奏「勘會戶部財計、總諸路無額上供錢歲百餘萬、名色至多、全賴檢察。近諸路將應就支錢物、各指用無額上供。以其歲收不同、事目繁碎、若吏強官怠、得以侵隱。今相度、欲乞本部行下泛買等、只許支撥有額錢、或不足、轉運司以鄰郡通支。如違、以擅支封樁錢物法施行」從之」(『宋會要輯稿』食貨 51-36 大觀三年三月二日)。

<sup>106</sup> 「情裁決」は柳直言『宋元時代の法律思想和社会』2001 の以下の引用を参考にすべきである。「其事治有條者、以條決之。無條者、以例決之。無條、例、酌情裁決。蓋欲省減朝廷庶務、責之六曹也。欲乞令本部七司各置例冊、法司專掌諸案」。

<sup>107</sup> 中書省言、「勘會東南六路見行末鹽去處、其年例合支蠶鹽萬數不少、依條「取問人戶願與不願請鹽、內不願請鹽者、即據合散鹽數止約六分價錢、除依久例外、不得創行支移折變、遇災傷隨稅除放」。契勘昨熙寧四年內府界、京東等處蠶鹽人戶請領、例有糜費、縣司公人減剋、民戶多不願請。遂降朝旨、減定數更不支俵。見今開封府界、京東、京西等處更不支俵、止令人戶送納六分價錢。今來東南六路、依條雖合取問人戶願與不願請鹽、竊恐州縣利於十分催納、或人戶不願請鹽、更不取問、不肯減納分數、不唯於民非便、兼恐引惹夾帶私鹽、侵害客販。內兩浙、淮南係產鹽去處客販、順便街市易得鹽貨、可以不行支俵外、其江湖四路地裡遠闊、慮村民卻有要鹽去處、緣利害在遠、難以遙度」。詔淮南、兩浙蠶鹽更不支俵、依條以減定分數送納外、其江湖四路令逐路提舉鹽事、提舉常平司共相度聞奏(『宋會要輯稿』食貨 25-7「鹽法雜錄」政和 3 年 2 月 1 日)。

<sup>108</sup> 紹興 3 年に政和三年敕への言及がある。「臣寮言、「人戶合納蠶鹽錢、自祖宗以來、認納皆有定數。如不願請鹽、即具合納鹽數上納六分價錢、具存成法。政和三年敕、『不願請鹽者、即據合散鹽數、只納六分價錢。』昨緣推行鈔鹽、民間易得鹽貨、專有指揮、蠶鹽更不支俵、祇令減定分數、送納價錢、以便公私。今訪聞婺州蘭溪、金華縣被受指揮、尚以十分催納、慮州縣更有似此去處、理合申嚴誠飭」。詔令戶部檢坐「更不支俵蠶鹽、祇令依分數納錢」。指揮、遍牒諸路州縣遵守施行、毋致違戾」(『宋會要輯稿』食貨 26-8「鹽法雜錄」紹興 3 年正月 29 日(同日))。

<sup>109</sup> 『宋會要輯稿』職官 44-12「市舶司」建炎 2 年 10 月 17 日「司農卿黃鑄奏「臣聞元祐間、故禮部尚書蘇軾奏乞「依祖宗編敕「杭明州並不許發船往高麗、違者徒二年、沒入財貨充賞」、並乞「刪除元豐八年九月內創立許海舶附帶外夷入貢及商販一條、並蒙朝廷一一施行」。臣近具海舶擅載外國入貢條約、稟之都省、蒙劄付臣戒諭。臣已取責舶戶陳志蔡、周迪狀、稱今後不得擅載、如違、徒二年、財物沒官之罪。欲望特降處分、下諸路轉運、市舶司等處依應遵守、不許違戾」從之」。

<sup>110</sup> 『慶元条法事類』78 蠻夷門「入貢」衛禁敕申明建炎 3 年 11 月 22 日敕「海舶擅載外國入貢者、徒二年、財物沒官。本所看詳上件指揮、系臣僚一時起請、稱已取責舶戶等狀、今後不得擅載預候朝廷指揮。竊緣外裔慕化願貢方物、祖宗以來別無止絕之文、難以著為永法、即今若有擅載不依所責約束、自令遵依上條施行照法」。

<sup>111</sup> 『宋會要輯稿』禮 20-7「山川祠」崇寧元年正月二十五日條、「先是侍御史彭汝霖言、元符勅「諸司因祠賽社會執引兵杖旗幟、或做乘輿器服者、造意及首領之人徒二年、餘各杖一百。滿百人者、造意及首領人、仍不刺面配本城、並許人告。乞下府界及諸路、近年逐季舉行、粉壁曉示」。

<sup>112</sup> 『宋會要輯稿』職官 42「發運使」(熙寧前後) 10 月 4 日「尚書省言、檢會宣德郎黃唐傅劄子、『今州縣官每遇監司巡按、往往假託他事、遠候於數里之外、巡尉仍以警盜為名、部領甲仗、交會境上、習以為常。乞申嚴禁令。』今擬下條、

「諸發運監司所至、其州縣在任官輒出城迎送以職事為名件者同若受之者、各徒二年、並不以失及去官、赦降原減」。

右入『政和職制敕』、係創立衝改、

『政和職制敕』發運監司預宴會條內在任官出城迎送一節(他史料に見られず)不行。

「諸般運監司預妓樂宴會、自用或作名目邂逅使令及過茶湯之類同。在路受排頓或受迎送、般擔人數及帶公人、兵級過數、若為係公之人差借人馬者、各徒二年。即赴所部及寄居官用家妓樂宴會者加二等、不應赴酒食而輒赴、及受所至在任官、諸色人早晚衙并諸色人出城迎送者杖八十。近城安泊、因公事往彼會議者、並不以失及去官、赦降原減。其轄下官司各減犯人三等」。右入『政和職制敕』、以『職制敕』詳定衝改、元條不行、從之」。

<sup>113</sup> 『宋會要輯稿』職官 30-31 元符 2 年 3 月 27 日「戶・刑部狀「修立到下條、「諸茶場監官同監官、專秤、庫子親戚、不得開置茶鋪、違者杖八十。許人告、賞錢三十貫」、上條合「入成都府、利州、陝西路并提舉茶事司敕」、係創立。「諸提舉管幹茶鹽官并吏人、書手、貼司及賣鹽場監官、專秤、庫子親戚輒開茶鹽鋪、及撲認額數出賣、若於官場買販者、各杖一百。許人告、賞錢三十貫文」、上條合入「廐庫敕」。

<sup>114</sup> 滋賀『中国法制史論集』p. 117 は「等級高下ある者」というところが格の本質であると言ってよいであろう」と格を説明する。

<sup>115</sup> 『宋會要輯稿』職官 13-24「祠部」宣和 2 年 12 月 12 日「中書省送到宣義郎、權發遣福建路轉運判官公事柯暘奏、臣竊觀迺者朝廷患度牒之弊、而詔止五年、在京官司祠部盡行毀抹、可謂長慮以救一時之弊矣。臣巡歷至福州、體訪得民間初聞有此指揮、深恐例皆毀抹、遂賤價出賣、止於二十餘貫。繼聞止毀在京官司祠部、州縣依舊書填、其價頓增、今已不下百千、往往珍藏以邀厚利。增而不已、必有倍之、縱而不問、則利下為甚、而於國家未聞有補。臣於去年三月二日陛對、亦有劄子數陳利害、蒙陛下收採、若可行於今日、臣再相度、欲乞於書填日補納官錢一百貫。蓋民間元買止於五六十貫、官中輕用、所得亦不過此。今官中毀板住給、遂使民間所收賤價祠部得以倍增其直。又況所有者皆兼并豪右之家、方且待價、必厭其所欲然後售。若不於書填日令補納官錢一百貫、則是官司元給過民間祠部每道虧一百餘貫。諸路州軍尚存度牒在民間者不知其幾萬、在官司者不知其幾萬。民間度牒當令州縣拘收呈驗、籍定數目、並從州別給公據、以挨書填日、照對鈎銷、杜絕姦弊。今價既高、尤資偽冒、安能盡獲、可不慮乎？官司度牒亦隨處籍見其數、不得減價別給公據、於書填日免納官錢、庶幾民間有以準平、公私鹹若、利害灼然。臣愚伏望陛下斷而行下、歲入無患百萬、歲終起發赴闕、實有補於國用、亦非損於民財。又臣巡歷至邵武軍、點檢得推院勘到偽造度牒、百姓陳樞等偽造過一百九十三道貨賣、又見禁一名陳祖孟供過買得襄陽府已獲人黃中等偽造度牒一道貨賣、其黃中等見在襄陽府推勘。以天下之廣、其所不獲者未易以數量也、蓋為無關防。臣愚以謂將來印行祠部、欲乞朝廷相度、於後苑作織造異樣綾帛在民間所無者印造、量其價以補其費、兼加以字號、如舉人試卷然。令州軍如遇書填、並騰錄字號一本、月終類聚、申部照對鈎銷。如有偽冒、即行根究、庶幾久遠、可以杜絕偽造之弊」。奉「御筆」「度牒價直比聞增貴、姦人趨利、偽造必多、如邵武軍所勘可以槩見。宜令禮部詳度、將已降度牒在州縣未下在民間、未書填者隨處籍見其數、量增價直、別給公據、以俟書填照對、杜絕姦弊、疾速立法、取旨施行。內偽造度牒印板以違制論、官司不檢察徒二年」。尚書省看詳「偽造度牒除造官印外、偽度牒自合依偽印罪賞條法。至於降造紙、監視印給、各有關防。其偽造度牒印板印偽度牒及書填官司不檢察者、理當專立嚴禁令。擬修下條「諸偽造度牒印板徒二年、已印者加一等、謂印成牒身而無印者、並許人告」。諸偽造度牒而書填官司不檢察者徒一年」。右入『政和詐偽敕』。

「告獲偽造度牒印板錢一百貫印成牒身而無印者加五十貫」。右入『政和賞格』從之。

<sup>116</sup> これについては戴建國・郭東旭『南宋法制史』2011「五、妨害国家管理秩序罪」に言及があるが、下記紹興 27 年の詔に留まるなど、ごく簡略である。

<sup>117</sup> 『宋會要輯稿』刑法 2-115 禁約 2 紹興 2 年

「上諭輔臣曰「昨日因看『韓琦家傳』、論戚裡多用銷金衣服、嚴行禁止。朕聞近來行在銷金頗多、若日銷不已、可惜廢於無用。朕觀『春秋正義』、謂質則用物貴、淫則侈物貴、蓋淫侈不可不革。」越二日、復有旨、「古者商旅於市以視時所貴尚而為低昂、故淫則侈物貴也。訪聞(此)[比]來民間銷金服飾甚盛、可檢舉舊制、嚴行禁絕。」都省勘會、民間以銷金為服飾、紹興勅內雖有立定斷罪、其小兒婦人自合一體禁止。詔申明行下、如有違犯之人、並依勅條斷罪。仍令尚書省出榜曉諭。

後五年十一月二十四日、上復謂輔臣曰、「銷金翠羽為婦人服飾之類、不惟糜損貨寶、殘殺物命、而侈靡之習實關風化、朕甚矜之。已戒宮中內人不得用此等服飾、及下令不得放入宮門、無一人犯者。尚恐士民之家未能盡革、可申嚴止之、仍下廣南、福建禁採捕者。」

十二月七日、諸王宮大小學教授錢觀復乞檢會祥符、天聖、景祐以來勅條、申嚴約束。

詔今後銷金為服、增賞錢三百貫。其採捕翡翠及販賣并為服飾、並依銷金為服罪賞。其以金打箔(刑法 2-116)并以金箔粧飾神佛像、圖畫、供具之類、及工匠並徒三年、賞錢三百貫。鄰裡不覺察、杖一百、賞錢一百貫、許人告。其見存神佛像、圖畫、供具、諸軍撚金錦戰袍、並許存留。所有翠羽、銷金服飾、限三日毀棄。

九年五月十七日、申嚴金、翠。

十年五月四日、詔其犯金、翠人并當職官、除依條坐罪外、更取旨重作行遣。  
二十六年九月二日、沈該等奏、「安南人使欲買撚金線段、此服華侈、非所以示四方。」上曰、「華侈之服如銷金之類、不可不禁。近時金絕少、緣小人貪利、銷而為泥、不復可用、甚可惜。蓋天下產金處極難得、計其所生不足以供銷毀之費。朝廷屢降指揮、而奢侈成風、終未能禁絕、須申嚴行下。」該等曰、「謹奉聖訓、便當嚴立法禁。」二十七年三月二十一日、內降詔曰、「朕惟崇尚儉素、實帝王之先務、祖宗之盛德。比年以來、中外服飾過為侈靡、雖累行禁止、終未盡革。朕躬行敦樸以先天下、近外國所貢翠羽六百餘隻、可令焚之通衢、以示百姓。行法當自近始、自今後宮中首飾衣服並不許鋪翠銷金、仰幹辦內東門司(當)[常]切覺察。如違、以違制論。」次日、復詔、「自今後宮中如有違犯之人、令會通門捉獲、先於犯人名下追取賞錢一千貫充賞。如不及數、令內東門司官錢內貼支、將犯人取旨。其元經手轉入院子儀鸞等從徒三年罪。」於是有所條具、「乞自今降指揮、應士庶貴戚之家、限三日毀棄。如違、並徒二年、刑法 2-117 賞錢三百貫。今後不得◎(採捕翡翠)并造作鋪翠銷金為首飾、衣服、及造貼金、縷金、間金、圈金、剔金、陷金、解金、明金、泥金、楞金、背金、影金、盤金、織金、線金、鋪蒙金、描金、撚金線、真金紙。應以金泥為粧飾之類、若令人製造◎(及為人造作、并買賣及服用之人、並徒二年)賞錢三百貫、(許諸色人告)婦人并夫同坐、無夫者坐家長、命官婦申奏取旨。仍并下諸路州軍嚴行禁止、每季檢舉、巡捕官、當職官常切覺察。如違、仰監司按劾。」從之」

<sup>118</sup> 原文は以下の通り。『宋会要輯稿』職官 10-8「司勳部」乾道 4 年 7 月 16 日

「尚書吏部侍郎周操言

「瀘南安撫司奏長寧軍指使楊大椿乞推任滿賞。

本司檢坐到『皇祐三年指揮』「三年得替與轉一官」。

本人係二年成資滿替、陳乞降賞格二年推賞。

本部檢准『賞格』、「長寧軍指使止是任滿轉一官」、即無「三年得替」之文。

其本司奏狀內檢引『及二年降賞格二等條法』、本部已行推賞了當。

今承都省付下湖南安撫司奏忠訓郎、武岡軍武陽寨兵馬監押劉駿乞任滿賞

本司檢坐到『熙寧元年指揮』「三年為一任、任滿日與減三年磨勘、免短使指射差使」。

照得本人係二年成資滿罷、即不曾聲說降等推賞。

本部檢准『紹興修立賞格』、亦無「三年為任」之文。

如將本人依『本部格法』與推全賞、緣與長寧軍指使降等推賞事體一同、若便行降等、又『本部格法』即不該載「三年為任」。

今相度、自今後欲將諸路監司保奏到小使臣校尉應以陳乞任滿賞、如本司檢坐到『一司一路指揮』以三年為任、於『本部賞格』雖不曾該載「三年為任」去處、並依『長寧軍指使』已行體例、於『賞格』上降二等推賞」從之」。

<sup>119</sup> 『宋会要輯稿』職官 48-32 政和 2 年 11 月 11 日「權發遣河北路轉運副使侯臨言、乞繁難縣令、闕官及六年以上、如有人願授者、候任滿無公私過犯、令本州及轉運司保明、京朝官與轉一官、選人與減舉主二人改官。詔依。承務郎以上與減二年磨勘、選人比類施行。從之」。

<sup>120</sup> 『宋会要輯稿』刑法 1-17 格令 2 に紹聖 3 年 6 月 8 日のこととして、「詳定重修勅令所言。常平等法在熙寧・元豐間各為一書。今請、敕令格式、並依元豐體例修外、別立常平・免役・農田水利・保甲等門成書、同海行敕令格式頒行」降詔自為一書、以「常平免役敕令」為名」とあり。同記事は『宋会要輯稿』食貨 14-10、65-70、66-68 にも見える。

<sup>121</sup> 『宋会要輯稿』刑法 1-10 熙寧 9 年 12 月 24 日「詔、勘會熙寧八年司農寺編修常平等勅未得允當、不可行用、已留中。後來未曾委官重行修定。可就差本寺丞・簿編修、主判看詳。其常平勅令一處重行編定以聞」。

<sup>122</sup> 「御史中丞判司農寺蔡確言、常平舊勅多已沖改、免役等法素未編定。今除合刪修為勅外、所定約束小者為令、其名數式樣之類為式、乞以「元豐司農勅令式」為目。從之」。これは、梅原が格について述べる中でも触れている史料である(梅原『司法制度』p. 800)。

<sup>123</sup> 『宋会要輯稿』1-12 元豐 2 年「九月二十九日、司農寺上「元豐司農勅令式」十五卷」。

<sup>124</sup> 『宋会要輯稿』刑法 1-17「格令 2」に紹聖 3 年「六月八日詳定重修勅令所言。常平等法在熙寧・元豐間各為一書。今請、敕令格式並依元豐體例修外、別立常平・免役・農田水利・保甲等門成書、同海行敕令格式頒行」降詔自為一書、以「常平免役敕令」為名。同記事は『宋会要輯稿』食貨 14-10、65-70、66-68 にも見える。

<sup>125</sup> 海行敕令が成書しないうちに一司敕を參定させた。

<sup>126</sup> 『宋会要輯稿』刑法 1-11 元豐元年「十一月十八日。上批、重編修勅所〔重修編勅所〕修「海行敕令」未成書、已委官參定一司敕、不惟次序失倫、兼二書交舉、亦廣占官吏、去取難於照類、或致遺落要切事、或與

「海行敕令」相妨、又成瑕典。人功廩賜、亦所宜惜。可令且並力修「海行敕令」。俟成書、以一司書勅相繼照會編修」。

<sup>127</sup> このあと続けてこのようにある。

「一時指揮。

一、勘會東南坑冶歲收課錢監鼓鑄年額、近歲增虧多寡不同、今來提點官既立歲比殿最賞罰、其年額理宜重別參酌立定。欲令所屬將應管坑冶及錢監內從來無額或連年增虧去處、各取政和元年以前五年實增、實虧數目、逐一參照、酌中立定新額、具委無輕重不均、限一月保明申尚書省。其提點官員賞罰、候立定新額比較施行。

一、勘會東南坑冶鑄錢、近歲收趁多不敷額、連年虧欠。今來新立提點坑冶鑄錢官殿最法、如舊法別有專立賞罰者、自合依舊、各行引用。若內有相妨者、即從重施行。兼提點提轄官既嚴立殿最之法、及約束措置賞罰并檢踏官亦已增賞及弛慢許奏劾衝罷外、其諸路坑冶鑄錢監官亦合別增賞罰。緣舊法輕重不

一、欲令提點提轄坑冶鑄錢官將應幹監官賞罰參酌、重加增立、務要督責辦集。仍限十日擬立、尚書省檢踏約束。勘會諸路坑冶及鑄錢、其所屬監司、州縣從來避免應副、多不興舉、故朝廷專委官前去提轄措置、自當檢察州縣、督責應辦。訪聞所委提點、提轄、措置官屬惟務收受餽送、不敢盡公措畫、致奉行滅裂、課入虧額、鼓鑄不敷。兼東南提點坑冶鑄錢官既已立定歲比殿最之法、及諸路所差提轄官亦已約束措置賞罰外、若不逐司差官分頭檢踏、及支借錢本、雇工採打、并增立賞典、優加俸給、禁止收受供饋、則事難辦集。

今措置到下項

一、河東、陝西、河北、京西、京東路所委提轄措置坑冶鑄錢官下、各已降朝旨許差檢踏官二員外、欲江、淮、荆、浙等路提點坑冶鑄錢處、潭兩司各差置檢踏官三員。

一、諸路坑冶檢踏官並許於承務郎以上或選人大小使臣內、踏逐諳曉坑冶、有心力人充、仍具名奏差。應採訪興發或有苗脈處、並躬詣檢踏得實、其地不以官私、皆許支破錢本、差人採取烹煉。或人兵不足及無會解之人、即許雇募人工採打、或召人戶開採。應一行用度以至燈油之類、並許召保借支官錢應副、候烹採到寶貨、先行還官外、餘充課利。若開採不成及無苗脈、或雖有而微細、其所借官錢並與除破、即不得過三次。若據開採到數能補還所借官錢者、雖過數仍許豁除、別行支借。以上並委當職官子細勘驗支借、不管透誤大支。如敢冒借或大支、罪輕者並徒三年、許人告、賞錢一百貫。仍並同本縣官採取、其本縣官不肯用心、許申提舉、提轄司、改差他官。如委有苗脈者、前官重行黜責。若能檢踏興發、立成課額者、其檢踏并被差官並依檢踏官增賞一倍。

一、檢踏官以二年為一任、隨所理資序給本身及見任或前任請給、仍支驛券。遇出入檢踏、別支券馬。

一、應提點、提轄、措置坑冶鑄錢官屬、並不得受例外供饋、內檢踏官不以有無例冊、並不許收受諸般饋送。以上如違、其收受并與之者各以自盜論。

一、勘會坑冶興發、全藉檢踏官協力盡心、公共相視檢踏、除已增立賞典、優給請俸外、如有不切用心相視檢踏、弛慢不職之人、仰所屬提點、提轄、措置官奏劾、先次衝罷、當議重行黜責。從之。

<sup>128</sup> 『宋會要輯稿』職官 54-29「任官觀」政和 3 年 10 月 29 日。中書省言、勘會除授官觀差遣、近降旨立定提點、提舉、管勾三等、所有請受、從人、亦合隨所授職任修定。今參酌舊法、擬立下項「承務郎以上任官觀差遣、提舉二十人、提點一十五人、管勾一十人」、右入政和重修吏卒格、衝改本格中散大夫及提點刑獄以上資序、知州通判以上資序差當直人格不行。「承務郎以上任官觀差遣、謂外任許在京居住者。提舉十五人、提點十人、管勾四人」右入紹聖軍馬司格。衝改本格太中大夫及職司資序、知州通判以下資序差當直人格不行。從之（これらはいずれも他史料には見られない）。

<sup>129</sup> ①『宋會要輯稿』方域 10-37「急遞鋪上」宣和 5 年 7 月 14 日

「知成都府席貢奏、契勘諸路設置急遞、馬遞鋪兵、承受往來文書、皆有程限、不容違滯、或私拆盜匿及有損失、官司點檢封印傳發、條法備具。近緣遞角損破、鋪兵經官申陳、多不受理、以次鋪分不肯交承、遂致鋪兵打過、直至本府、往回數千里、沿路並無口食、乞丐前來。本府已一面根究、及別出給鋪兵口食曆并公文遣回外、欲乞自朝廷立法約束。」奉御筆、尚書省勘當立法。本省今參酌增修下條

諸急遞、馬遞鋪所遞文書、並驗封印及外引牌子交受傳送。如有損失、所至鋪分押赴本轄使臣或所屬州縣究治、即時封印、具公文遞行。亡失文書者、速報元發遞官司、即傳送官物無人管押而裏角封記損動、並準此。以上因封印之類有損失而輒遣越過者、因損失而妄詐闕失越過同。聽鋪兵經本轄使臣或隨逐州縣陳告、仍聽所至官司覺察點檢、申本路所屬監司究治罪處。非本路者、具事因申尚書兵部。

從之」。

②宋會方域 10-29「急遞鋪上」政和 3 年 2 月 29 日「尚書省劄子、「勘會急遞及馬遞鋪、昨措置私拆、盜毀、亡失、留滯約束、法令備具。近來所屬官司並不檢舉覺察。近奉聖旨措置、今欲依下頃、契勘昨為巡轄所管地分、內有千里以上地分廣闊去處、例皆檢察不遍。且如江西路虔州等處、使臣一員、見管地分三千八百餘裡、

顯是不能依限巡遍、致舖兵作過。今欲每及千里差置一員、舊額多寡處自依舊。仍仰逐處路提舉官、將所添使臣以州軍遠近、道路順便接連去處、重別均定、具合以某處窠名申吏部差注。所有不曾添置去處、如見管地裡輕重未均、亦仰重行均定。其使臣廨宇、仍於所管地分中路安置。梓州路七千四百餘裡、管轄使臣四員、欲添置三員。夔州路六千五百餘裡、管巡轄使臣三員、江西路七千三百裡、管巡轄使臣三員、欲添置四員。湖北路除潭、衡、邵州、軍武岡軍各置巡轄使臣一員外、永、全、道、郴州、桂陽監三千八十五裡、共管巡轄使臣二員、欲添置一員。河北東路四千八百餘裡、管巡轄使臣五員、河北西路四千五百餘裡、管巡轄使臣五員、河東路九千六百餘裡、管巡轄使臣九員、京畿三千八百餘裡、管巡轄使臣六員、熙河蘭湟路四千六百餘裡、管巡轄使臣八員、廣東路五千一百餘裡、管巡轄使臣七員、欲更不添置。廣西海北二十三州、計一萬二千六百餘裡、管巡轄使臣六員、欲添置六員。廣西海南瓊州、昌化軍、萬安軍、朱崖軍共四州軍、自來只是巡檢兼管巡舖、未曾專置巡舖使臣、欲專置巡轄使臣一員。京東路五千九百餘裡、管巡轄使臣四員、欲添置一員。利州路四千一百餘裡、管巡轄使臣六員、欲更不添置。勘會遞角稽遲、在法止是縣尉、巡轄使臣有立定賞罰條格、而縣官皆不任責、亦無勸賞、遂使巡轄使臣巡歷未至去處、坐視違滯、並不檢察。欲馬遞舖並令知縣、縣丞、主簿同共管轄巡察、任滿及歲終、以所管界內急脚、馬遞舖承送遞角賞罰。內知縣、丞比縣尉各減一等、即無可減降及主簿並同縣尉法。檢會令文、

諸急脚、馬遞舖州縣、舖寨興廢或道路更移、及官移文書、隨事多寡、而舖兵、遞馬有餘或不足者、聽巡轄使臣申州、量事挪移、更不得抽差他役。

今諸路並不曾依上條施行、致舖兵轉送官物文字、勞逸不均。欲令提舉馬遞舖官委巡轄使臣逐一參詳、若依上條有合行移舖分及添減人兵去處、仰重行均定訖申尚書省。勘會巡轄使臣今已立定每及千里一員、然所居地分亦不下三五州軍、雖比舊巡轄稍煩、緣終是不得專一。契勘急脚、馬遞舖、除依舊每二十人差置節級一名外、並無將校等催促轉送部轄。欲令逐路轉司除舊人數差置節級外、諸州每及百人置十將一名、每二百人仍置都頭一名、五百人更置將校一名部轄。及往來催趕遞角官物、其合置人數、仰轉運司將逐舖見管人兵立定合如何排轉、具狀申兵部、類聚措置。合轉階級申尚書省、未轉補間、令先次且於本城內差撥、候有轉補到人、逐旋替換」詔依擬定」。

<sup>130</sup> 『宋會要輯稿』職官元 56-14 元豐 7 年 11 月 26 日敕「諸官司倉庫事不可專行及無法式須申請者、並申所屬寺監申寺監不可專行、並隨事申尚書省本部、本部又不可專行、即勘當上省。若直被朝旨應覆奏者、依本條、仍各申知」、上條合入「在京通用」。今看詳、不可專行若無法式事、係幹邊防及緊急理不可緩者、盡令申所屬待報、竊恐遲悞事。今脩立下項、「諸事幹邊防及應緊急理不可緩、申所屬本部不及、聽直申尚書省、樞密院」、右入「寺監庫務通用令」。「諸事非邊防及應緊急可緩者、申本部不及輒直申尚書省、樞密院者杖一百」、右入「寺監庫務通用令」〔敕か?〕奉聖旨依、如違、令御史臺覺察彈奏。詔遵守元豐詔書、如違犯、令尚書省糾劾。

<sup>131</sup> 『宋會要輯稿』食貨 30-37「臣僚上言、「乞應將茶貨尚立價例尚、約期依限糴賣與卑幼及浮浪之人、並依有利債負條施行。法案檢條看詳臣僚上言、客人將茶貨倍立高價賒賣、遠約期限、已有「治平通商茶法」約定三限并「元符令」高抬賣價不得受理外、有賒買茶貨與浮浪及卑幼、今修立下條、諸客人將茶販賣與浮浪及卑幼者、依有利債負法、右合入「通商茶法」從之」。

<sup>132</sup> 『宋會要輯稿』職官 4-131「提點坑冶鑄錢司」政和 5 年 2 月 18 日「河東路提轄檢踏措置坑冶錢監司奏、「承朝旨節文、『鑄到錢每季令提刑、提舉司分詣、再行看揀、別無粗惡不堪、方行行用』。契勘本路諸監院每季鑄到錢、直至次季看揀了當、方許支椿。其被差官有事故或先承他司差委者、有經半年未曾看揀、委是有妨應時椿撥支遣。今乞將諸監院每月鑄到錢、於次月內令提刑、提舉司再行看揀。如逐司官巡歷未到、不能親詣、即乞令逐司於上旬內就錢監院鄰近州縣差官看揀。如被差官先承他司差務、除軍期急速外、並乞限三日先次起發、於當月內看揀了當、方許承當別司所委事。又提轄措置河北路坑冶鑄錢司奏、『乞應提舉、提刑司所差看揀錢官、並依貢舉差試官法、限三日起發。如敢託故推避、或本州別作名目占留、不為依限起發、並乞朝廷立法、加以刑名約束』。看詳今除三路係應副軍期、不可緩慢以每月、餘路每季差官看揀外、今擬修下條、「諸提舉常平、提點刑獄司、河北、河東陝西路每月、餘路每季。分詣錢監院、看揀、已鑄到夾錫錢。如親詣不及、計程前期差官、須管於本季本月終到監院、謂如春季錢春季終、正月錢正月終、所差官到監院之類。即被差官他司不得差委。若承他司差者、俟看揀畢聽赴。應副軍期機速事非」、右入政和錢法令。「諸被差看揀夾錫錢官、不趁期到監院、若妄託事故避免、或官司別作名目占留、或輒差委者、各杖一百。即差委後時、致所委官趁期到監院不及者、止坐所差監司。監司應親詣而不如期到者同」、右入政和錢法敕」從之」。

<sup>133</sup> 梅原『宋代官僚制度研究』p. 75「より八釜しい議論の鋒先は、寄称官数が減って、一樣に選轉が早くなり、かつ出自による区分がなされぬ点に向けられた。まず下の方では、常調の進士出身は、職方郎中から太常少卿、光祿卿と遷っていたのが、そのまま朝請一朝議一中散大夫と変らないのに対し、無出身で駕部郎中

---

から司農少卿—光祿少卿—少府監—光祿卿など少くも四遷していた者が、有出身と見分けのつかぬ、朝請—朝議—中散と半減された問題がとりあげられる。…こうした批判をうけて、神宗が崩じ旧法党に政権がうつった元祐三年（1088）正月、中大夫、太中大夫、通議大夫を除く朝議・中散・正議・三光祿大夫が左・右二資に分けられる。つまり旧卿監は左右朝議、中散の四資となり、進士出身者や帯職者は左朝議—左中散の二段階で通過、無出身は四資を一つ一つ右—左—右—左と遷る仕掛けに変わり、同時に磨勘七年という条件も加えられる」。もっとも梅原氏は3月の吏部の立法には触れていない。

<sup>134</sup> 川村康「宋令変容考」。

<sup>135</sup> 趙晶氏は『天聖令与唐宋法制考論』（第二章 唐宋令条文演變）2014、趙晶「唐宋倉庫令比較研究」『中国経済史研究』2014-2 で倉庫令、河渠令、馭令に関してこの問題を取り扱っている。また戴建国「《天聖令・賦役令》与《慶元令・賦役令》」『唐宋变革時期的法律与社会』上海戸籍出版社2010、慶元の条文とそれまでの法律との関係について戴建国『宋代刑法史研究』p. 80 参照。

<sup>136</sup> 趙晶前掲「天聖令與唐宋淵考論」。

<sup>137</sup> 高明士『天聖令訳注』p. 160。その他 p. 13 には、『宋会要輯稿』職官 58-3 に関連し、咸平2年に唐制を参照して職田を恢復していることについて言及がある。

<sup>138</sup> 青木前掲書第1章参照。